

令和7年

## 第7回 東峰村議会定例会会議録

開会：令和7年12月 9日

閉会：令和7年12月11日

福岡県東峰村議会

## 令和7年 第7回東峰村議会定例会

招集年月日 令和7年12月9日開議  
招集の場所 東峰村役場議場  
開会日時及び宣告 令和7年12月9日 9時30分  
議長 伊藤 均  
閉会日時及び宣告 令和7年12月11日 10時05分  
議長 伊藤 均

### 応招議員

議席番号	議員名	出欠	議席番号	議員名	出欠
1番	和田 将幸	○	2番	樋口 朗	○
3番	佐々木 孝	○	4番	高倉 美紀恵	○
5番	梶原 伯夫	○	6番	高橋 弘展	○
7番			8番	佐々木 紀嘉	○
9番	黒川 隆康	○	10番	伊藤 均	○

### 不応招議員

議席番号	議員名	議席番号	議員名
	なし		

### 出席議員

9名

### 欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため  
会議に出席した者の職氏名

職	氏 名	職	氏 名
村長	眞田秀樹	副村長	野口善規
教育長	繩田淳一		
総務企画課長	樋口修一	ふるさと推進課長	岩橋俊典
農林建設課長	田嶋一洋	災害対策室長	前田光輝
住民福祉課長	梶原孝司	教育課長	國松直美

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏 名	職	氏 名
議会事務局長	坂本浩志		

村長提出議案の題目

承認第4号	専決処分の承認を求めるについて（専決第4号）
議案第45号	東峰村特別職の職員の給与等に関する条例及び東峰村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第46号	東峰村一般職の職員の給与に関する条例及び東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第47号	東峰村過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）の変更について
議案第48号	令和7年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第5号）
議案第49号	令和7年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）

議員提出議案の題目

選挙第2号	福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙について
-------	------------------------

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。（会議規則125条）

9番 黒川隆康議員 1番 和田将幸議員

## 第7回 東峰村議会定例会会議録

令和7年12月 9日  
( 第 1 日 )

東 峰 村 議 会

## 令和7年 第7回東峰村議会定例会議事日程

令和7年12月9日開議

開会宣言

議事日程報告

- |              |  |
|--------------|--|
| 日程第 1        | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第 2        | 会期の決定  |
| 日程第 3        | 議案上程報告   |
| 日程第 4        | 村長のあいさつ及び提案理由の説明   |
| 日程第 5        | 一般質問   |
| 日程第 6 承認第 4号 | 専決処分の承認を求めるについて（専決第4号）   |
| 日程第 7 議案第45号 | 東峰村特別職の職員の給与等に関する条例及び東峰村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 議案第46号 | 東峰村一般職の職員の給与に関する条例及び東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について    |
| 日程第 9 議案第47号 | 東峰村過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）の変更について                             |
| 日程第10 議案第48号 | 令和7年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第5号）                                      |
| 日程第18 議案第49号 | 令和7年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）                              |
| 日程第19 選挙第 2号 | 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙について   |

開会	
議長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、9名です。</p> <p>定足数に達していますので、令和7年第7回東峰村議会定例会を開会いたします。</p> <p>(9時30分)</p>
開議	
議長	<p>本会議に先立ち、議長の諸般報告を行います。</p> <p>報告については、お手元に配布しております議案書の最後のページの、議長諸般報告をもって代えさせていただきます。</p> <p>それでは、ただ今から配布しております日程により、議事を進めてまいります。</p>
日程第1	
議長	<p>日程第1 会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、</p> <p>9番 黒川隆康議員、1番 和田将幸議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議長	<p>日程第2 「会期の決定について」を、議題といたします。</p> <p>議会運営委員会委員長に、議会運営委員会の報告を求めます。</p> <p>9番 黒川隆康議員</p>
9番	<p>本期定例会の議会運営にあたり、議会運営委員会の協議の結果について、ご報告を申し上げます。</p> <p>本日招集に係る令和7年第7回東峰村議会定例会の運営につきましては、11月27日に議会運営委員会を開催しました。</p> <p>議案につきましては、専決処分の承認が1件、条例の一部改正が2件、計画の変更が1件、補正予算が2件、選挙が1件予定されています。</p> <p>会期につきましては、慎重に審議をいたしまして、本日9日から16日までの8日間と決定いたしました。</p> <p>会期日程につきましては、お手元に日程表を配布しております。</p> <p>まず、議案上程後、村長のあいさつ及び提案理由の説明を聴取し、各課長の補足説明の後、通告順に一般質問を予定いたしております。</p> <p>10日には引き続き一般質問を行い、11日には議案の審議、質疑、討論、採決を予定いたしております。</p> <p>以上、簡単ですが、議会運営委員会の協議の概要であります。</p> <p>本定例会が円滑に運営されますように、特段のご協力を賜りますよう心からお願ひいたしまして、報告といたします。</p>
議長	<p>ただ今、議会運営委員長より報告がありました。</p> <p>本定例会の会期は、本日9日から16日までの8日間といたしたいと思います。</p> <p>お諮りします。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	異議なしと認め、会期は、12月9日から12月16日までの8日間と決定いたしました。
日程第3	
議長	<p>日程第3 事務局長に議案の上程報告を求めます。</p> <p>事務局長</p> <p>(事務局長議案上程報告)</p>
議長	事務局長より議案の上程報告が終わりました。

日程第4	
議 長	日程第4 「村長あいさつ及び提案理由の説明」を求めます。 村長
村 長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>本日ここに令和7年第7回東峰村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には公私ともご多忙の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。</p> <p>また、日ごろから村政の円滑な運営をはじめ、関係する政策全般につきご理解、ご尽力をいただき、深く感謝を申し上げます。</p> <p>さて、10月5日執行の東峰村長選挙におきまして、村民の皆様より信任をいただき、10月20日より引き続き2期目の重責を担わせていただくこととなりました。皆様からの力強いご支援や温かい励ましをいただきましたことを、心より感謝を申し上げます。</p> <p>これまでの1期4年の取り組みに対する皆様の評価や思い、期待をしっかりと受け止め、より皆様が安全・安心してこの東峰村で暮らせることができるよう村政のかじ取りをさらに進めてまいりたいと思っております。</p> <p>令和3年10月村長就任以来、災害からの復旧・復興はもちろんのこと、持続可能な村づくりのための取り組みを進めてまいりました。</p> <p>医療・買い物・交通環境の整備や子育て環境・特色ある学校教育の充実、デジタルが当たり前になる村、住民自治による持続可能な地域づくりなどに取り組んでまいりました。</p> <p>本年度第3次東峰村総合計画を策定いたしました。「東峰村の10年物語」、出来上がりが9月になり大変申し訳ありませんでしたが、今回は概要版ではなく、本編を各家庭にお届けしています。10年後の東峰村を考えるときに、皆様のそばに携えていただけた計画としました。</p> <p>総合計画、総合戦略では、大きく3つの柱を立てています。</p> <p>1つは、東峰学園が複式にならない長期的な移住施策の実施、「こどもが真ん中！誰もが生涯輝くむらづくり」です。</p> <p>子育て環境や特徴ある教育、保・小中一貫教育のさらなる充実や推進を図り、これまで行ってきた安心して暮らせるための「医療・買い物・交通」環境をさらに使いやすくすること。特に、デジタル技術の進歩に合わせて、DXによる生活幸福度をさらに高めること。また、コミュニティの拠点づくりに合わせた子どもの遊び場の整備に取り組んでまいります。</p> <p>特に、子育て、教育環境は、他に抜きん出て素晴らしい取り組みを行っていますが、どうしても移住を考えている人に向けた情報戦略がうまくいっていないと思っています。</p> <p>就任当初から情報戦略が最も大事と言葉を続けていますが、専任の職員がいないなどの課題の中で、未だ不十分な状況であると感じています。</p> <p>2つ目は、「美しい自然伝統産業を活かしたむらづくり」です。</p> <p>先日12月1日に、観光を推進する組織を立ち上げました。名称は「東峰むらたび観光局」としました。人の流れを村に呼ぶだけでなく、人流や関係人口の増加により、村の産業の活性化、新しい仕事づくり、人材確保の仕組みづくりなど、経済活動の好循環の実現を図ります。また、世界に誇れる小石原焼、高取焼の魅力強化を進め、次世代に繋ぎ、発展させていきます。</p> <p>新しい産業づくりにおいても、稼働にあたり関係者の皆様にご迷惑、ご負担をおかけいたしましたが、獣肉処理施設がようやく稼働し、新たな特産品開発やジビエメニューの開発を行うこととしています。ジビエは、今後の東峰村の産業戦略を担う重要な役割</p>

を持ってはいるので、山里の和、山のぼせ、山としっかりと連携をしながら、有害鳥獣対策にも取り組んでまいります。

3つ目は、「東峰村が持続するための強いむらづくり」です。

強い村、これまで何度も何度も申しておりますが、強い村とは、「災害に強い村」、「強い財政」、「強い行政」、「強い地域」だと考えます。

その中でも「強い地域」、自分たちで考え実行する仕組みづくり、地域コミュニティ協議会が無くてはならないと思っています。地域コミュニティ協議会で、自分たちの地域に暮らす人が危機感や課題意識を共有し、自分事として捉え、考え方行動し、稼ぐ力を高めることで、みんなが笑顔で楽しく元気に生活できるようにしたいと考えています。

総合計画の中で示された将来像「私がやる！我ら村守（むらもり）」、最も大切なキーワードだと思っています。少子高齢化や産業の後退などが進む中で、10年後も50年後も東峰村が東峰村であり続けるために、皆さんと一緒に考え、様々な施策に取り組んでまいりたいと考えています。

どんなに素晴らしい自然や歴史があっても、やはり最後は人です。人が繋がらないと、地域の存続はできません。行政だけではできない、もちろん住民の皆様だけでもできません。行政と地域が手を取り合って協働することで、一つ一つの力が足し算でなく掛け算の効果を生むと信じています。

それぞれの立場で、自分事として捉えて、「私がやる！」の覚悟で前に進まなければならぬと、2期目の就任において決意を新たにし、元気な稼げる村にしていく所存であります。

それでは、本定例会に執行部から提案しております、各議案等について説明を申し上げます。

本定例会には、専決処分の承認1件、条例の一部改正2件、計画の変更1件、補正予算2件、計6件の議案等を提案申し上げ、ご審議をお願いする次第であります。

承認第4号、専決処分の承認を求める（専決第4号）につきましては、令和7年10月5日執行予定の東峰村長選挙について、今後当該費用の不足が生じることになった場合、速やかに対応する必要があり、また、令和7年9月1日付で東峰村議會議員の欠員が生じたことに伴い、東峰村議會議員補欠選挙を執行するため、予算の増額が必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものであります。

議案第45号、東峰村特別職の職員の給与等に関する条例及び東峰村議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和7年1月25日付、東峰村特別職報酬等審議会の答申を受け、本条例の一部を改正するものです。

議案第46号、東峰村一般職の職員の給与に関する条例及び東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告に準じて本条例の一部を改正するものです。

議案第47号、東峰村過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）の変更につきましては、計画中「7子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」、「14過疎地域持続的発展特別事業（再掲）」中の事業を削除、及び「9教育の振興」に新規事業を追記するため、本計画の一部を改正するものです。

議案第48号、令和7年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出それぞれに1億8,087万3千円を追加し、歳入歳出総額を45億1,121万3千円とするものです。

	<p>歳出では、一般管理費 1, 146万8千円、財産管理費 770万円、電算事務費 20万1千円、選挙管理委員会費 5万円、統計調査費 39万7千円、社会福祉総務費 15万9千円、国民健康保険基盤安定費 1, 149万円、重度障害者医療費 22万9千円、障害者福祉費 550万円、保健福祉センター管理費 1億2, 672万8千円、小石原診療所費 255万1千円、荒廃森林整備事業費 8万8千円、水源保全事業費 826万3千円、学校管理費 70万円、償還金利子 353万9千円、また、一般財源から国庫支出金への財源組換えとして、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金 38万7千円、価格高騰緊急支援給付金 587万5千円、児童福祉施設費 40万6千円の財源の組換えを行っております。</p> <p>歳入では、国庫支出金、県支出金、基金繰入金、諸収入、村債をそれぞれ計上しております。</p> <p>議案第49号、令和7年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれに 1, 149万円を追加し、歳入歳出総額を 3億2, 841万5千円とするものです。</p> <p>歳出では、一般管理費 52万8千円、交付金償還金 1, 096万2千円を計上しております。</p> <p>歳入では、一般会計繰入金を計上しております。</p> <p>以上、提案理由の概要を申し上げましたが、皆様方には慎重審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げ、私の提案理由の説明いたします。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
議長	以上、村長の提案理由の説明が終わりました。
日程第5	
議長	日程第5 一般質問につきましては、日程第6から日程第11までの補足説明終了後に行います。
日程第6	
議長	日程第6 承認第4号「専決処分の承認を求めるについて（専決第4号）」 補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長
総務企画課長	<p>17ページをお願いいたします。</p> <p>承認第4号「専決処分の承認を求めるについて（専決第4号）」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。</p> <p>令和7年12月9日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>18ページをお願いいたします。</p> <p>東峰村専決第4号、専決処分書。</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第4号）を専決処分する。</p> <p>令和7年9月16日、東峰村長名でございます。</p> <p>理由、令和7年10月5日執行予定の東峰村長選挙について、今後当該費用の不足が生じることとなった場合、速やかに対応が必要であるため。また、令和7年9月1日付で東峰村議會議員の欠員が生じたことに伴い、東峰村議會議員補欠選挙を行う必要が生じたため、予算の増額の必要性が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものでございます。</p> <p>19ページをお願いいたします。</p> <p>令和7年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第4号）</p>

	<p>令和7年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ357万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億3,034万円とする。</p> <p>2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。</p> <p>令和7年9月16日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>20ページをお願いいたします。</p> <p>第1表歳入歳出予算補正、歳入でございます。</p> <p>15款2項基金繰入金、補正額357万6千円、補正後の額43億3,034万円。</p> <p>21ページをお願いいたします。</p> <p>歳出、2款4項選挙費、補正額357万6千円、補正後の額43億3,034万円でございます。</p> <p>24ページをお願いいたします。明細でございます。</p> <p>2歳入、15款2項1目財政調整基金繰入金357万6千円、節でございますが、財政調整基金繰入金、でございます。</p> <p>25ページをお願いいたします。</p> <p>歳出のほうでございます。</p> <p>2款4項3目村長選挙費、補正額70万円、18節選挙運動公費負担金、当初2名でございましたが、3名の変更で70万円の増額補正でございます。</p> <p>2款4項7目村議會議員選挙費、詳細でございます。1節開票立会人10名、その他投開票の事務従事者分としまして16万4千円の増額補正でございます。</p> <p>10節候補者交付物資としまして40万円の消耗品の増額補正、投票用紙それから選挙広報等の印刷製本費で17万円の増額補正、11節証紙代としまして5千円の増額補正、12節ポスター掲示板設置委託料としまして、32カ所分として45万8千円の増額補正、13節個人演説会用の使用料としまして2万円、それから選挙用の事務機器リース代としまして3万円の増額補正でございます。</p> <p>15節ポスター掲示板の購入費として18万7千円の補正でございます。</p> <p>17節選挙用の備品として10万円の増額補正、18節選挙運動公費負担金に2候補者分としまして134万2千円の補正でございます。以上でございます。</p>
日程第7	
議長	<p>日程第7 議案第45号「東峰村特別職の職員の給与等に関する条例及び東峰村議會議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務企画課長</p>
総務企画課長	<p>議案は26ページ、その前にお手元のほうにですね、説明書の配布をさせていただいております。そちらも併用しながらですね、ご覧いただきたいと思っております。</p> <p>議案第45号「東峰村特別職の職員の給与等に関する条例及び東峰村議會議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>令和7年12月9日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由、令和7年11月25日付 東峰村特別職報酬等審議会の答申を受け、東峰村特別職の職員の給与等に関する条例及び東峰村議會議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものでございます。</p> <p>27ページに行く前に、概要としまして、説明書の2ページのほうの上段部分をご覧いただきたいと思います。</p> <p>東峰村特別職並びに議會議員の特別給について、年間2.8月分を2.825月分、</p>

	<p>0. 025月分引き上げ改正するものでございます。</p> <p>今回の改正は、第1、2条で、東峰村特別職を、第3、4条で議会議員について、期末手当の支給割合を、第1、3条で令和7年度改正内容、第2、4条で令和8年度以降の内容を、二段階方式の改定について条文化しているものでございます。</p> <p>それでは、議案の27ページのほうをお願いいたします。</p> <p>東峰村特別職の職員の給与等に関する条例及び東峰村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>第1条、東峰村特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>期末手当、第4条第1項の条文中、2列目でございますが、「合計額に」の後に、「6月に支給する場合には」、及び「140」の後に、「12月に支給する場合には100分の142.5」の文言をそれぞれ追加します。</p> <p>第2条、東峰村特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>期末手当、第4条第1項条文中、2段目でございますが、「6月に支給する場合には」を削除、その下、「140、12月に支給する場合には100分の142.5」を「141.25」に文言を変更する。</p> <p>28ページをお願いいたします。</p> <p>第3条、東峰村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>期末手当、第5条第2項の条文中、2列目でございますが、「合計額に」の後に「6月に支給する場合には」、並びに「100分の140」の後に、「12月に支給する場合には100分の142.5」の文言をそれぞれ追加、その下でございます。</p> <p>第4条、東峰村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>期末手当、第5条第2項条文中、2列目でございます。「6月に支給する場合には」を削除、その3列目でございます。「140、12月に支給する場合には100分の142.5」を「141.25」に変更します。</p> <p>附則、施行期日等、第1条、この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>2、第1条の規定による改正後の東峰村特別職の職員の給与等に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の東峰村議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>29ページをお願いします。</p> <p>給与の内払、第2条、改正後の特別職給与条例又は改正後の議会報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の東峰村特別職の職員の給与等に関する条例又は第3条の規定による改正前の東峰村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与等は、それぞれ改正後の特別職給与条例又は改正後の議員報酬条例の規定による給与等の内払とみなす。以上でございます。</p>
日程第8	
議長	日程第8 議案第46号「東峰村一般職の職員の給与に関する条例及び東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長
総務企画課長	30ページをお願いいたします。 議案第46号「東峰村一般職の職員の給与に関する条例及び東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年12月9日提出、東峰村長名でございます。

提案理由、人事院勧告に準じて、東峰村一般職の職員の給与に関する条例及び東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正するものでございます。

概要としまして、説明書のほうをご覧いただきたいと思いますが、説明書の2ページ目の下段部分及び3ページをご覧いただきたいと思います。

一般職の月例給につきましては、民間企業との格差を解消するため、若年層に重点を置きつつ、その他職員も官民格差是正のため給料表を引き上げ改定するものでございます。

特別給については、年間4. 6月分を4. 65月分、0. 05月分を期末手当、勤勉手当分に分けて引き上げ改定するもので、再任用職員においては、2. 4月分を2. 45月分、0. 05月分を期末手当、勤勉手当分に分けて引き上げ改定するものでございます。

第1、2条で一般職、再任用職員を、第3、4条で特定任期付職員について給料表、特別給の期末・勤勉手当、それぞれの内容を改定しております。

この改正につきましても、先ほど特別職等の改正に準じた形で条建てされております。

それでは、議案書の31ページをお願いいたします。

東峰村一般職の職員の給与に関する条例及び東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条、東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改定する。

期末手当、第19条第2項条文中、「期末手当基礎額に」の後に「6月に支給する場合には」、並びに5列目に「12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額」、「特定幹部職員にあっては100分の107.5を乗じて得た額」の文言を追加。

その下でございます。

第3項条文中「100分の60」の後に、100分の127.5とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」の文言を追加いたします。

32ページ、勤勉手当、第20条第2項第1号の条文中、「加算した額に」の後に、「6月に支給する場合には」、「100分の125」の後に、「12月に支給する場合には100分の107.5」、「特定幹部職員にあっては100分の127.5」の文言を追加いたします。

同第2号中、「勤勉手当基礎額に」の後に、「6月に支給する場合には」、その下でございますが、「100分の60」の後に、「12月に支給する場合には100分の52.5」、「特定幹部職員にあっては100分の62.5」の文言をそれぞれ追加いたします。

33ページをお願いいたします。

行政職給料表について、33ページから37ページに変更を記載しております。

医療職につきましては、38ページから41ページに変更をしておりますので、お目通しをお願いいたします。

41ページをお願いいたします。

第2条、東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改定する。

期末手当、第19条第2項条文中「6月に支給する場合には」の文言を削除、「100分の125」を「100分の126.25」に変更、5列目でございますが、「100分の105」を「100分の106.25」に変更、その後でございますが、「12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては

100分の107.5を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額」の文言を削除、その下でございます。

同3項中の条文中で2列目、「100分の125」を「100分の126.25」に、3列目、「100分の70」を「100分の71.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」の文言にそれぞれ変更いたします。

それと「100分の60」を「100分の61.25」に変更いたします。

それと最後のほうに「と100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」の文言を削除いたします。

その下でございます。

勤勉手当、第20条第2項第1号の条文中「6月に支給する場合には」の文言を削除いたします。「100分の105」を「100分の106.25」に変更、「100分の125」を「100分の126.25」に変更、その後にあります「12月に支給する場合には100分の107.5(特定幹部職員にあっては100分の127.5)」の文言を削除いたします。

43ページをお願いいたします。

同条の2号中の条文中「6月に支給する場合には」を削除。「100分の50」を「100分の51.25」に変更、「100分の60」を「100分の61.25」に変更、その後の「12月に支給する場合には100分の52.5(特定幹部職員にあっては100分の62.5)」の文言を削除いたします。

第3条、東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項中の号給月額を、ご覧のとおり変更いたします。

その下、第7条の第4項条文中、「100分の95」の後に「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5と」の文言を追加いたします。

その下でございます。

44ページ、「87.5と」の後に「100分の107.5」とあるのは「100分の90と」の文言を追加いたします。

第4条、東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第4項条文中「100分の125」を「100分の126.5」、その横でございますが、「100分の95」を「100分の96.25」に変更、その後に「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5と」の文言を削除、下から3列目でございますが、「100分の105」を「100分の106.25」に変更、「100分の87.5」を「100分の88.75」に変更、とその後に「と100分の107.5」とあるのは「100分の90」の文言を削除いたします。

附則、施行期日等、第1条、この条例は、公布の日から施行する。

ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2、第1条の規定による改正後の東峰村一般職の職員の給与に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定委は、令和7年4月1日から適用する。

45ページをお願いいたします。

給与の内訳、第2条、改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の東峰村一般職の職員の給与に関する条例又は

	第3条の規定による改正前の東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。以上でございます。
日程第9	
議長	日程第9 議案第47号「東峰村過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）の変更について」 補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長
総務企画課長	46ページをお願いいたします。 議案第47号「東峰村過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）の変更について」 東峰村過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条及び東峰村議会基本条例第10条の規定に基づき議会の議決を求める。 令和7年12月9日提出、東峰村長名でございます。 提案理由、計画中「7子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」「14過疎地域持続的発展特別事業（再掲）」中の事業を削除、及び「9教育の振興」に新規事業を追記するため、東峰村過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）の一部を変更するものである。 47ページをお願いいたします。 概要としては、令和7年6月の議会において追加整備させていただきました食品アクセス事業に係る生活支援拠点整備事業におきまして、県からの計画指導もございましたことから、「7の子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進」から「9の教育の振興」に計画の移動変更を行うものでございます。 それでは、議案の47ページでございます。 東峰村過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）の一部を次のように変更する。 「7子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」の表中、事業名（8）過疎地域持続的発展特別事業、児童福祉、高齢者・障害者福祉、健康づくりの事業内容、一番下段でございますが、「生活支援拠点整備事業、東峰村」の部分を削除いたします。 48ページ、「9教育の振興」、（3）計画（令和3年度～令和7年度）でございますが、「8教育の振興」中に、事業名（2）集会施設、体育施設等の中に事業内容として、「集会施設整備事業、東峰村」を追加します。 49ページをお願いいたします。 「14. 疎地域持続的発展特別事業（再掲）」の事業計画中の事業内容、一番下段でございますが、「生活支援拠点整備事業」のほうを削除いたします。以上でございます。
日程第10	
議長	日程第10 議案第48号「令和7年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第5号）」について 補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長
総務企画課長	50ページをお願いいたします。 議案第48号「令和7年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第5号）」 令和7年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,087万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億1,121万

3千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債の補正」による。

令和7年12月9日提出、東峰村長名でございます。

51ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

11款1項国庫負担金275万円、2項国庫補助金626万2千円、12款1項県負担金137万5千円、2項県補助金40万6千円、3項委託金40万7千円、15款2項基金繰入金4,867万6千円、17款4項雑入9万7千円、18款1項村債1億2,090万円、それぞれ増額補正でございます。

増額補正合計1億8,087万3千円、補正後の額45億1,121万3千円でございます。

52ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款1項総務管理費2,117万9千円、4項選挙費5万円、5項統計調査費39万7千円、3款1項社会福祉費1億4,410万6千円、2項児童福祉費0円、4款1項保健衛生費255万1千円、6款2項林業費8万8千円、8款1項土木管理費826万3千円、10款2項小学校費70万円、12款1項公債費353万9千円の増額補正でございます。

補正額合計1億8,087万3千円、補正後の額45億1,121万3千円でございます。

53ページをお願いいたします。

第2表地方債の補正、起債の目的としまして、緊急防災・減災事業債、こちらのほう限度額を1億2,090万円増額し、1億3,480万円の限度額に変更。

起債の方法、利率、償還方法等に変更はございません。

56ページをお願いいたします。明細でございます。

2、歳入、11款1項1目民生費国庫負担金275万円、障害者総合支援給付費国庫負担金でございます。歳出箇所は3款1項7目でございます。

11款2項1目総務費国庫補助金626万2千円、緊急経済対策地方創生臨時交付金でございます。歳出先が2款1項35目、3款1項15目でございます。

12款1項1目民生費県負担金137万5千円、障害者総合支援給付費県費負担金でございます。歳出のほうが3款1項7目のほうでございます。

12款2項2目民生費県補助金40万6千円、福岡県第3子以降保育料無償化事業費の補助金でございます。歳出のほうが、3款2項3目でございます。

12款3項1目総務費県委託金40万7千円、詳細としまして、国勢調査費36万9千円、歳出先が2款5項5目でございます。

経済センサス3万1千円、農林業センサスが7千円でございます。歳出先が2款5項2目でございます。

その下でございます。15款2項1目財政調整基金繰入金3,444万8千円でございます。

57ページをお願いいたします。

15款2項12目施設改修等基金繰入金1,422万8千円、施設改修等基金繰入金でございます。歳出先が2款1項5目、3款1項8目及び10款2項1目でございます。

	<p>17款4項1目雑入、補正額9万7千円、返還金でございます。歳出先が6款2項8目でございます。</p> <p>18款1項7目消防債1億2,090万円の補正でございます。保健福祉センター機能強化のための緊急防災・減災事業でございます。歳出先が3款1項8目でございます。歳入については、以上でございます。</p> <p>続きまして、58ページをお願いいたします。</p> <p>歳出でございます。ここからは各関係課からの発言とさせていただきます。</p> <p>まず、総務企画課から、2款1項1目一般管理費、補正額1,146万8千円。</p> <p>明細でございます。2節、職員57名分の給料の、今回の法改正によります増額分の補正でございます。</p> <p>それからその下、3節特別職手当10万円、期末手当236万1千円、勤勉手当345万9千円、地域手当16万8千円、今回の法改正によります増額分の補正でございます。</p> <p>それから、2款1項5目財産管理費770万円の増額補正、設備修繕費としまして、旧アクアクレタ、旧宝珠山小学校ですね、の給湯設備におきまして、令和7年2月の寒波によりまして、設備内の配管が破損したことによりまして、漏水が発生し設備内の基盤等が破損したため、メーカーのほうに復旧調査を依頼しましたが、PL法上の安全確保ができないということで、全体的な取り替えが必要となつたため更新するものでございます。</p> <p>それから、2款4項1目選挙管理委員会費5万円、内容としましては、新委員のバッジ等の補充、消耗品の増額でございます。</p> <p>その下、2款5項2目各種統計費、こちらのほうは農林業及び経済センサスの調査区管理備品として消耗品4万5千円を上げております。</p> <p>それからその下、2款5項5目国勢調査費35万2千円の増額補正、こちらのほうが明細としましては、委員会等の報酬、調査員16名、それから指導員2名の報酬基準の上昇による補正。当初が5年前の基準で予算立てしておりましたので、今回の報酬基準に見直し増額するものでございます。</p> <p>それからその下、消耗品費20万円の補正でございます。こちらのほう説明書のほうの5ページに詳細を付けておりますので、ご覧いただきたいと思っております。</p> <p>それから60ページ、12款1項2目利子353万9千円の増額補正、こちらのほうが既発債の利子及び新発債の利子について、当初予算編成時では償還利子額の確定ができなかつたため、今回確定により、その増額分を補正するものでございます。</p> <p>総務企画課からは、以上でございます。</p>
議長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>58ページをお願いいたします。</p> <p>2款1項14目、12節委託料、補正額201万1千円、これは、戸籍システム、共同親権対応に係る改修費でございます。以前は、離婚などによる親権者は単独親権、どちらか片方でございましたが、法改正により令和8年4月から共同親権が可能となつたことからシステム改修を行うものでございます。</p> <p>その下でございます。35目物価高騰対応重点支援地方創生交付金、国庫補助金、38万7千円の財源充当でございます。歳出は9月で補正いただきましたので、今回は歳入の補正のみでございます。これは、56ページに記載しております歳入11款2項1目、26節緊急経済対策地方創生臨時交付金626万2千円のうち不足額給付に係るシステム改修分の38万7千円を財源に充当するものでございます。</p> <p>3款1項1目、10節需用費、補正額15万9千円、これは、民生委員・児童委員の一斉改選に伴う活動用パック、防寒用ジャケットなど貸与品の購入費でございます。</p>

	<p>59ページをお願いいたします。</p> <p>3款1項3目、27節繰出金、補正額1,149万円、国保特別会計の職員給与改定に係る不足分52万8千円、その他繰出金は交付金精算による返還分1,096万2千円でございます。</p> <p>その下でございます。4目22節償還金利子及び割引料、補正額22万9千円、これは、令和6年度分実績報告、精算により超過交付となった県補助金を返還するものでございます。</p> <p>その下でございます。7目19節扶助費、補正額550万円、これは、障害者自立支援給付費のうち療養介護の利用者が1名増加し、生活介護、施設入所支援の処遇改善加算が見直されサービス単価が上がったこと、障害者支援区分の審査で5名の方がより支援を必要とする区分に上がり、単価が上がったことにより補正が必要となったものでございます。国2分の1、県4分の1分の負担金の歳入がございます。</p> <p>その下でございます。8目10節需用費、補正額72万6千円、いずみ館の消防署の立ち入り検査により交換を指摘されました消火器、非常用警報器具及び非常口誘導灯バッテリーの取り換え等の更新費用でございます。</p> <p>14節工事請負費、補正額1億2,672万8千円、内訳としまして、設備更新工事499万1千円、これは、いずみ館の防災スプリンクラー用の発電機が経年劣化により電圧が一定に保てず、正常運転ができないとの指摘を受け、交換する必要があることから補正するものでございます。</p> <p>次に、避難施設機能強化整備工事として1億2,101万1千円、これは、いずみ館の災害時などの機能強化として経年劣化した空調をすべて更新し、いずみ館用の自家発電機1台を整備するものでございます。</p> <p>その下でございます。15目価格高騰緊急支援給付金、国庫補助金587万5千円の財源充当でございます。歳出は9月で補正いただいておりますので、今回は歳入の補正のみでございます。これは56ページに記載しております歳入、11款2項1目、26節緊急経済対策地方創生臨時交付金626万2千円のうち不足額給付金分の587万5千円を財源に充当するものでございます。</p> <p>3款2項3目児童福祉施設費（民間分）、県補助金40万6千円の財源充当でございます。歳出は当初予算で計上させていただいておりますので、今回は歳入の補正のみでございます。これは、福岡県が第3子以降の保育料の無償化を令和7年9月から実施したことにより、該当者10名分の県補助金の受け入れのため、歳入補正を行い、財源に充当するものでございます。</p> <p>4款1項5目、22節償還金利子及び割引料、補正額255万1千円、これは、へき地医療補助金の実績報告精算により、超過交付となった補助金を返還するものでございます。以上でございます。</p>
議長	農林建設課長
農林建設課長	<p>資料の59ページの一番下のほうをお願いいたします。</p> <p>6款2項8目、22節でございます。荒廃森林整備事業でございます。補正額として8万8千円を計上させていただいております。内容といたしましては、荒廃森林再生整備事業の協定解除に伴う返還金でございます。</p> <p>既に森林所有者と整備に関して協定提起している案件につきまして、対象森林エリア内において焼き物や陶器の原料となります陶土の採掘のため、一部森林の所有地を協定解除し、福岡県に森林の整備に要する費用を返還するものでございます。</p> <p>続きまして、60ページをお願いします。一番上段になります。</p> <p>8款1項5目、22節でございます。水源保全事業費でございます。補正額として826万3千円を計上させていただいております。内容といたしましては、水源涵養基金</p>

	<p>に要するものでございます。</p> <p>基本的に基金の使途は、大字小石原地区に限りですね、対象となっておりますが、それ以外の地区的対象外事業につきまして、過充当がございましたので、今回基金に戻入するものでございます。なお、本件の詳細の内訳につきましては、予算補正説明書、徴求資料の6ページでも確認できますので、お目通しのほうよろしくお願ひいたします。</p> <p>以上で、農林建設課の補足説明を終わります。</p>
議長	教育課長
教育課長	<p>60ページをご覧ください。</p> <p>10款2項1目学校管理費、10節需用費でございます。こちらにつきましては、東峰学園の学校施設の修繕費を計上しております。</p> <p>こちらにつきましては、修繕費を110万円計上しておりますが、法定点検等の修繕箇所が発生したことから、各エレベーター修繕等を、既に工事をいくつか行っておったところでございますが、さらにその後不具合が発生しましたので、今回の修繕費70万円が必要になったものでございます。</p> <p>主には卓球場の水道管破損水漏れ、廊下の腐食水漏れ、体育館1階フロア一仕切りネットの稼働不能、給食の食器消毒保管庫の修理等でございます。詳しくは説明資料の7ページのほうに記載してございますので、ご一読いただきますようよろしくお願ひいたします。</p> <p>教育課からの説明は、以上でございます。</p>
日程第11	
議長	<p>日程第11 議案第49号「令和7年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）」について 補足説明を担当課長に求めます。</p>
住民福祉課長	<p>61ページをお願いいたします。</p> <p>議案第49号「令和7年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）」</p> <p>令和7年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。</p> <p>歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,149万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,841万5千円とする。</p> <p>2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。</p> <p>令和7年12月9日提出、村長名でございます。</p> <p>62ページをお願いいたします。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正、歳入、10款1項他会計繰入金、補正額1,149万円、歳入合計3億2,841万5千円でございます。</p> <p>63ページをお願いいたします。</p> <p>歳出、1款1項総務管理費、補正額52万8千円、9款1項還付金及び還付加算金、補正額1,096万2千円、補正額合計1,149万円、歳出合計3億2,841万5千円でございます。</p> <p>66ページをお願いいたします。</p> <p>2、歳入、10款1項1目、3節職員給与等繰入金、補正額52万8千円、8節その他一般会計繰入金、補正額1,096万2千円でございます。</p> <p>67ページをお願いいたします。</p>

	<p>3、歳出、1款1項1目、2節給料、補正額25万5千円、一般職給与でございます。      3節職員手当、補正額23万6千円、内訳としまして、期末手当10万8千円、勤勉手当12万8千円でございます。</p> <p>4節共済費、補正額3万7千円でございます。</p> <p>9款1項10目、22節償還金利子及び割引料、補正額1,096万2千円、これは、令和6年度交付金及び特別調整交付金の精算による返還金でございます。以上でございます。</p>
休憩	
議長	<p>以上で、補足説明を終了します。</p> <p>11時まで休憩します。</p> <p>(10時46分)</p>

再開	
議長	休憩前に続き、会議を再開します。 (11時00分)
日程第5	
議長	<p>日程第5 一般質問を行います。</p> <p>一般質問は、8名の議員より提出されております。</p> <p>なお、一般質問に際し、会議規則において、質問者は質問、答弁者の時間を含め持ち時間は60分以内となっております。</p> <p>通告に従いまして、順次一般質問をお願いいたします。</p> <p>答弁者、村長以下執行部の皆さんの中、明瞭、明確な答弁を期待いたします。</p> <p>それでは、質問に入ります。</p> <p>2番 樋口朗議員の質問を認めます。</p> <p>2番 樋口朗議員</p>
2番	<p>私は今回、3項目の質問をさせていただきます。</p> <p>まず、図書館の整備について質問します。</p> <p>第3次東峰村総合計画が完成し全戸配布されました。総合計画に関わった住民の皆様や関係者のご労苦に感謝申し上げます。</p> <p>さて、総合計画の16ページに関係団体ヒアリング調査結果が掲載され、「住んでもらうための環境づくりが重要」の中に、図書館の整備があります。しかし、39ページの施策の柱3「生涯を通じた教育環境の充実」には、(3)村の施設の有効活用で、公民館図書の充実に変わっています。公民館図書の充実では、現状と全く変わりません。図書館の整備の要望がどのような議論、検討を経て公民館図書の充実になったのか、その経緯を村長に伺います。</p>
議長	村長
村長	<p>第3次総合計画をですね、作成する過程において各種関係団体等にアンケートを実施した際に、子どもの遊び場とか図書館の整備とか、そういった要望があがっていたというのはですね、認識をしているところでございます。</p> <p>担当課であります教育課や村の課長以上の職員で構成いたします総合計画等策定委員会を協議する中で、経費面も考えた上で、新たに図書館として整備、新築という意味なんですけど、整備するのではなく、基幹集落センターと小石原庁舎にある図書館の蔵書数を充実させることで、村民の皆様が本に触れ合い、これまで以上に楽しんでいただける環境整備を進めることと致し、第3次総合計画に公民館図書の充実という形で位置付けをさせていただきまして、東峰村総合計画等審議会や議会の審議を経させていただいて、計画を策定したという次第、経緯になっております。以上です。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>主に村長は経費のことを心配されたというふうに認識をしております。よくそれは私も分かります。</p> <p>ただ集落センターのですね、図書室は、あれ昔はですね、昔、営農相談室がありました。そこの隣にあったものを、実は自分が下に降ろしてですね、ああいうロビーにおかして現在に至っているということでございます。</p> <p>それから夏休み期間中は、今のふるさと推進課のほうを冷房を入れてですね、子どもたちの学習環境に提供させた経緯があります。それは相当昔の話ですけどですね。</p> <p>私事で恐縮ですが、平成29年から毎月1回読み聞かせのため、早朝に東峰学園を訪ねます。授業が始まる前、多くの児童が図書室に読み終えた本を返しに来て、また新しい本を借りていきます。どの子どもたちも本に出会えた喜びが顔にあふれ輝いています。本に出会える喜びは子どもの時だけではありません。誰もが年齢に関係なく</p>

	<p>一生涯持ち続けるものだと思います。</p> <p>旧朝倉郡内では、合併前から旧杷木町はらくゆう館、旧朝倉町は町民センター、旧三輪町はめくばーる三輪、旧夜須町はコスマスプラザと立派な図書館が整備され、東峰村民にとってうらやましく思います。</p> <p>図書館の整備ではなく公民館図書の充実で、東峰村に住んでもらうための環境づくりの機能を果たすことができるのか、村長に伺います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>私も職員をしておりましたので図書館の経緯、元々自分が公民館の担当をしている時には、ちょうど1階に集会室がございましたが、そこを元々会議室だったんですけど、そこを図書室という形にして、そこで読み聞かせ等をですね、行っていた、この分については理解しているところでございます。</p> <p>先ほど議員さん申されました学校の図書についてはですね、非常に充実しているというふうには思っております。その開放等の課題もあったんですけど、それまでちょっと行き当たってないという部分ですね。</p> <p>それと、今、併せて図書につきましては、今後コミュニティやそういった部分を整備する中で、今、議員さんもいつも言われております基幹集落センターの機能が無くなっているという部分、その辺りも含めたところでですね、新築というわけにはいかないんですけど、既存の施設を活用した方法がないか、その中で図書についてはですね、考え得る部分ではないかなというふうには思っているんですが、ちょっと今のところですね、具体的な案が出ていないというところでございますので、今、図書コーナーの充実という形で、現状をいかに進めて充実させていくかという形にさせていただいているところでございます。</p> <p>これについては、村として全体的な、前回他の議員さん、同僚議員が申されました村の機能としてのグランドデザインをする中で、やっぱり行政、福祉の拠点、また教育の拠点、産業・観光の拠点、そういった部分を考える中で、ちょっと自分としても進めいかなければいけないかなというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
議 長	2番 樋口朗議員
2 番	<p>私も行政においてましたからですね、予算が大変心配だと、そういった村長の心配はよく分かります。</p> <p>ただ合併して、東峰村には遊休施設がたくさんありますので、そういったのを手始めにまた有効活用という方法も考えられるのではないかと思っております。</p> <p>私は、移住・定住政策の中で、図書館は大きなインパクトになると思います。読書だけではなく、講習会、学習会、集会、映画や音楽鑑賞、レクレーションなど、様々な場面で子どもから高齢者まで、出会い、語り合い、交流、地域づくり、自己実現の場となります。このすばらしい図書館があるから東峰村に住み続けたい、あのすばらしい図書館があるから東峰村に移住したいと思っていただける可能性を秘めています。</p> <p>筑前町は県内でも移住者の多い町だと聞いています。都市圏に近い土地の有利性だけではなく、図書館を中核とした生涯学習施設、即ちめくばーる三輪とコスマスプラザの2カ所もあるので、要因の一つではないかと思います。人口減少が止まらない東峰村だからこそ図書館は必要な施設だと思いますが、村長の考えを伺います。</p>
議 長	村長
村 長	図書館、色んな他の自治体の事例を見ても、空き家を図書館に改修して民間の方がされるとか、後の質問にもあると思うんですけど、自治体の中で造られている部分、こういったところにおいても、それが申し訳ございません、自分の認識として、移住・

	<p>定住に対するインパクトになるというところ、認識がちょっと違うのかな。自分の認識が足りなければ大変申し訳ないと思っておりますが。</p> <p>図書館イコール人が集まる場所、そこで色々なことができる場所という意味であれば、図書がメインなのが人が交流するのがメインなのか、そういう部分があつたほうがいい、ちょっとすみません、表現が、申し訳ないですけど。ということはですね、十分理解はしているところでございます。</p> <p>ただ、村の施設を見る中でですね、そういう位置付けになるような施設が、ちょっと自分の中でもなかなか、他の部分を見てもイメージができないところがございますので、例えばいづみ館、例えばいぶき館、旧宝珠山小学校の活用、そういうところに、もし造ったとしても、そういう交流という部分の施設まで含有できるかという部分については、ちょっと自分としてもまだ具体的なですね、考え方、イメージができるいるものではございませんので、これについてどういう形がいいのかという部分については、まだまだ検討の余地があるなというふうには思っているところでございます。以上です。</p>
議 長	2番 樋口朗議員
2 番	<p>やっぱり図書館がハード的にあるだけでは駄目だと思います。そこを運営していく館長さんなり司書の方の頑張りがないと、図書館を中心としたまちづくり、これはなかなか進まないと思います。</p> <p>私も社会教育を学んでいる時に、図書館でまちづくりをした方を知っておりましたので、ずっとその人を追っかけて講演等を聞いてきました。</p> <p>もう随分前のことですけども、その方が退職した後に、ある図書館で講演会をしました。図書館によるまちづくりです。その講演会場がまた図書館でございましたので、そこに行くと朝から高齢者や若い人たちがロビーとか図書室、学習室に大勢集まって、本を読んだり新聞読んだり雑誌を読んだり、あるいは話し合いをして、非常ににこやかでございますし、カフェもありましたので時間をそこで十分費やすことができる。そこを見て本当に私は、その講師の話だけではなくて、現実にそういう図書館が福岡県内にあることを目の当たりにして本当にうらやましく思いましたし、また朝倉郡内でも、先ほど言いました旧町にはすべて立派な図書館が整備されております。</p> <p>令和5年11月に議員全員が、人口1200人の宮城県七ヶ宿町を議員定数問題で訪ねました。役場近くの広大な敷地に4つの施設がありました。コンビニと生活協同組合が一緒になった店舗、サウナ付きの温泉施設、ガソリンスタンド、そしてカフェレストランを併設した立派な図書館が整備されていて、非常に感銘を受けました。</p> <p>この施設全体を町の承諾を得て、私の議会だより第7号にも掲載させていただきました。わずか人口1200人の町で出来たことが、東峰村で出来ないことはないと思います。村長は図書館の整備を検討していく意思がないのか、伺います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>結論ではないんですが、今の図書スペースですね、は非常に体制としては不十分だというふうな認識は持っております。</p> <p>ただ、先ほど申された県内の図書館という事例の中で、1日来られている方が住民の方なのか村外の方なのか、そういう求心力があるのかとか、やっぱり建物のイメージ、中身の物語とか、そういう部分をですね、どう作り上げていくかという部分は非常に重要なことでございますので、実際に今、図書コーナーで本を借りてる方って実数としてはそんなに多くはございません。</p> <p>少ないからやらないというのではなくて、なぜ少ないのか、どういう形になればもっと人が利用できるのか、そういう視点での検討と申しますか、住民の皆様方とのですね、対話と申しますか、そういう部分についてはしっかりとできるところからで</p>

	<p>すね、やらせていただきたい、やらなくてはいけないというふうに思っているところでございます。</p> <p>図書館、図書室、色々な考え方ありますけど、やっぱり建物の中でどういう機能をもって、どういう興味と申しますか、そこで過ごす時間をみんなで持つてもらえるかという部分、なかなか七ヶ宿町の事例を言っていただきました。確かにあそこはものすごく、先ほど申した施設が、ほんと機能的に道を挟んで造られている。東峰村は率直に言って平地というのがなかなか無い部分の中で、今ある施設をどう使っていくのか、という考え方からまだ脱却できない部分もございますが、こういった部分についても全体的な考え方の中で考えていかなければならない。自分としては、今の図書スペースというのは、不十分であるという認識をもっているということで理解していただきたいと思います。</p>
議 長	2番 樋口朗議員
2 番	<p>トップとしてですね、なかなか決断するのは難しいということはよく分かります。ただ、今回の総合計画の策定についてですね、住民のアンケートから図書館の整備の要望が出ていた、これは間違いないことでございますし、そういった要望が強いことは、いわゆる生涯を通じた教育の充実ではありますが、住んでもらうための環境づくり、これがやはり皆さん方もそんな共通認識でいっぱいだと思います。</p> <p>ですから、あとはトップがどのようにそれを現実にするか、勇気をもって現実にするか、そこが一番の肝心要ではないかと思います。色々な言い訳でできない理由を探す、これはもう簡単でございます。誰でもできます。しかし、そこでトップが決断し図書館整備のほうに向けて動けば、部下は全部それに向かって、どういうふうなことがいいだろうかと動くようになると思います。</p> <p>前期計画ではですね、公民館図書の充実という計画で残念ではありますが、5年後にはまた後期計画を作るよう総合計画では予定されると思います。そういうところで、ぜひ村長が前向きに決断をしてですね、後期計画では図書館の整備が項目に上がるようぜひお願いしたいと思いますが、村長のお考えをお伺いします。</p>
議 長	2番 樋口朗議員
2 番	<p>樋口議員さんにおかれでは、前の議会からもですね、図書館の話、なんですかね、財政規模の1%を使っている自治体があるとか、そういった部分については、大変自分も心に残っている部分でございます。</p> <p>そういう部分においても全体的なグランドデザインと申しますか、全体の公共施設の配置、再配置の中でですね、可能性についてはしっかり検討、実現に向けて検討させていただきたいと思います。以上です。</p>
議 長	2番 樋口朗議員
2 番	<p>ありがとうございます。実現に向けて検討したいということですから、ぜひですね、私たちも応援したいと思いますので、後期計画に計画されるようにですね、お願いしたいと思います。</p> <p>次の質問にまいります。</p> <p>ふるさと推進課が主管する特別定額給付金について質問します。</p> <p>この申請書の添付書類に前年度確定申告書の写しと1通300円の村税の滞納無し証明書（過去3年分）が必要です。</p> <p>しかし、ふるさと推進課の担当者が住民福祉課税務係の協力を得て、事前に対象者の事業収入や年金及び村税の納付状況を調査することが可能だと住民税の担当係長に聞きました。</p> <p>そうすれば事前審査で受給な方だけに案内し、添付書類は振込口座通帳の写しだけになります。しかも事前審査で給付金が受給できると分かっているので申請者は安心</p>

	<p>されるのではないでしょうか。事業収入が少額で交付要件に該当しない人には、その旨を文書でお知らせすれば納得されると思います。</p> <p>来年度も定額給付金制度を継続する場合事前審査ができないか、担当課長にお尋ねします。</p>
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>事業者版のですね、特別定額給付金事業、こちらにつきましては、主たる収入がですね、事業収入や農業収入の方、こちらの方の申請に基づきまして、要件を満たす場合に定額を交付させていただいているものになります。</p> <p>その際ですね、事業の収入の判定のためですね、確定申告の写し、こちらのほうで主たる収入が何かというところを見ているため確定申告の写しを提出していただいているというところになっています。</p> <p>ご質問にあります事前に審査ができないかというところについてですけれども、税務情報につきましては、基本的には利用の範囲が決められているというところで、冒頭申しましたとおり、本給付金事業はあくまで必要な方の申請によりまして給付を行っていただくというところにしておりますので、必要書類につきましては、申請者ご自身で揃えていただくというところが、前提になるかなというふうに考えているところではございます。</p> <p>ですのでですね、給付の対象になるか、こういったところが不明でですね、ご不安があるというようなところはですね、先に、事前にこちらのほうに確定申告の写し等々、そういう収入の状況が分かるようなものをお持ちいただきましたら、事前にそれを見てですね、一緒に対象になるかならないかというところの判断をさせていただければ事前にですね、判定ができますので、余計な添付書類というのの取得の必要はないかなというふうに考えておりますので、ぜひですね、相談のほうをしていただければというふうに思っているところではございます。以上です。</p>
議 長	2番 樋口朗議員
2 番	今、課長さんお答えした、ちょっと最終的には事務の改善的なことを申したと思うんですけど、もう一度説明をお願いしたいと思います。
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	申請の時にですね、本申請といって全部の資料を揃えてですね、最初から申請していただくのではなくてですね、先に確定申告書だけでも持っていただきまして、その数字を見て担当者、こちらのほうでですね、対象になる、ならないかというのを判断すればですね、その申請の前に滞納無しの証明書とかといったところを、もし対象にならないとなれば、無駄に取得するということはございませんので、事前にそういった自分の収入が基準まで行っているかどうか判らないというようであれば、先にそういった申請をしていただければ、一定の対応ができるのではないかというふうには考えているところでございます。以上です。
議 長	2番 樋口朗議員
2 番	<p>いまいち分からぬところがあります。</p> <p>なぜかというと、二度手間になるのではないかなど。やっぱ申請者、東峰村は高齢者が非常に多いですね。何度も役場に行って申請をしなければならない。そしたらもう一発で終わる今までどおりのほうが、私はいいのではないかというふうに思っているわけなんですが。</p> <p>私もかつて行政にいてですね、この制度はありませんでしたけど、行政の中で個人情報を守りながら色々な方の収入とかですね、そういったのを申請の、できるかできないかの判断をしたことが、色々な制度の中あります。</p> <p>昔は老人医療制度は所得制限がありました。今の老人保健制度ではありません。本</p>

	<p>人所得、配偶者所得、扶養義務者の所得、そういうのを薬事職員が事前に審査して、この方は老人医療の対象者になる、なる方に申請をしていただくということでした。</p> <p>あるいは昔は、昭和36年から国民年金が発足しましたので、発足当時すでに高齢の方は年金保険料を拠出できないので福祉年金というのがありました。それも本人所得、配偶者所得、扶養義務者所得を役場にある公簿、いわゆる課税台帳等で事前に職員がチェックして、あなたは福祉年金の該当ができますので、ぜひ申請してくださいというふうにやってきました。もう数十年も前のことですから、今それが通用するかしないか、それは私も分かりません。そして課長さんと事前に打ち合わせした時に、個人情報保護法の問題もありますというようなこともありました。それも当然だと思います。</p> <p>ただこれは、本人の利益のために個人情報保護が宿命であります、きちんと守らなくてはいけない役場職員が内部の公簿でチェックすることですから、個人情報保護法に抵触しないのではないかと。法律の専門家に聞いたわけではありませんけど、自分としてはそんなふうに理解しています。</p> <p>何が言いたいかというと、高齢者が多いこの東峰村で、この立派な制度に該当するかしないかは、事前に公簿で担当課の許可を得て公簿を調べて、該当するかしないかが事前に審査していたほうが本人の利益になるのではないかということで、今回の質問でございますが、もう一度今この件について課長さんの現時点での考え方をお尋ね申し上げます。</p>
議長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>事前にですね、税務情報の閲覧等をしてですね、要件についての確認をできないかということではございますけれども。</p> <p>先ほど申しましたとおり、税務情報については一定の利用の範囲が決められておるというところ、それと基本この事業につきましては、法人格を持つ事業者だけではなく個人事業主、それから基本一般的な農業の農業収入ですね、農業をされている方の収入等も対象にさせていただいておりますので、基本的にこちらが判断するという時に、もし税務情報を先に閲覧することになればですね、申告されている方の分全体をですね、見て判断をしなければならないというところになっております。</p> <p>ですので、先ほど議員さんが言いました個人情報の保護、そういう観点もありますし、実際に申請される方についてはですね、そういうところの考え方もできるかとは思いますけれども、基本的に申請されないような方につきましては、こちらが不需要に個人の情報を収集する、そういうところになってきますので、そのですね、情報の取り扱い、こちらのほうについてはですね、ちょっと今はまだ慎重になるべきかな、というふうにこちらとしては考えているところです。</p> <p>ですのでですね、ちょっと申し訳ないんですけども、先に申請のほうをされて相談等を行っていただいてですね、それで判定をさせていただくというところでですね、今のところはさせていただけないかというふうに考えているところでございます。</p> <p>また、こういった事業が今後あるような時でしたらですね、またそういったところも考えながらとはなりますけど、現状はやはりまだ慎重に考えさせていただきたいというところでございます。以上です。</p>
議長	2番 橋口朗議員
2番	<p>今の課長の答弁、現状では致し方ないかなということはよく理解できます。</p> <p>ただ、やはり利益は住民のため、そのためにどう柔軟に村が対応するか。ここはすぐに課長の判断ですね、できるとかできないとか、これはなかなか難しい判断ではないかと思います。来年度この事業があるかどうかは知りませんけども、時間がまだありますのですね、じっくり庁舎内で検討をして、住民の方たちが申請しやすい、</p>

	<p>受給がしやすい、そして住民の方に喜ばれる、それが住民に寄り添った行政ではないかと思いますので、そういった検討をこれから継続していただきたいと思います。</p> <p>引き続き質問です。</p> <p>ただ今、事前審査がなかなか難しいという場合ですが、給付金の案内文書を高齢者でも理解しやすい様式に改善できないでしょうか。特に不交付になる要件を明示する必要があると思います。不交付の通知を受けた時、その理由をできなかつたそうです。交付か不交付かは申請者にとって最も大切な項目です。案内書を改善することはできないか、お尋ねいたします。</p>
議長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>案内書につきましてはですね、この給付金が臨時的なものというところで、こういった給付金がありますよというお知らせの意味合いというところで、案内のほうをさせていただいたところではありましたけれども、先の質問にありましたように、なかなかその判断等も難しいというようなところもあるかと、確かに思いますのですね、次回こういった給付金等がございましたらですね、ご指摘いただきましたように、対象の要件とかそういうところをですね、分かりやすく追加で記載等をさせていただいて、もう少し申請のしやすいようなところで行っていただければというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>もう先ほど何度も申しましたように、村の人口の半数は高齢者です。そしてその中で高齢者にもかかわらず色々な事業をされている方がおられます。事業をするということはですね、一年中そこについて営業の準備をしなくてはいけません。私の家も事業をしてましたので、その大変さはよく分かります。年から年中その対応をしなくちゃいけません。電気をつけて、そして暖房とか冷房とか入れて、そしてお客様が来るか来ないか、それをずっと待ち続けなくてはいけません。そういうことを高齢者が現在行っています。その高齢者に寄り添う制度、それをぜひですね、この東峰村を存続するためには考えていただきたいと期待をしておきます。</p> <p>次の質問にいきます。</p> <p>最後にホームページの入札情報について質問します。</p> <p>私は令和5年9月、12月、令和6年12月の一般質問で入札情報の不備を指摘してきました。また、私の議会だよりでもその不備状況を3回詳しく掲載してきました。</p> <p>令和5年11月号では、入札情報が国土交通省の公表マニュアルと違うこと、しかも記載していない項目が多いこと。令和6年1月号では、依然として記載漏れが多いこと。決算の成果説明書には記載されているが、入札情報の記載がないもの。そして、令和7年1月号には、3カ年の棚田景観保全事業23件、合計8,494万7,776円の入札情報が一切掲載されていないことを指摘しました。この3件の情報は全住民に配布していますし、村外の友人知人、マスコミ等、約60件にも配布しています。</p> <p>昨年12月の一般質問では、きちんと整理をすると回答していましたが、あれから1年が経過、今回の一般質問提出前の11月20日の時点では以前のままでした。</p> <p>しかし、この一般質問を提出してから、今度は村民に何の説明もなく、令和5年度以前は全部削除されています。これは昨年の一般質問に対する約束違反であり、納税者への説明責任を果たしていません。入札隠しの背信行為で法律以前の問題だと思います。</p> <p>私は過去の入札情報をコピーしていますので、その違いを納税者及び主権者である村民、そして村外のマスコミ等にも送付して、皆様に知らせる義務があると思います。削除するに至った理由を、村民に分かりやすい言葉で説明をお願いします。</p>
議長	村長

村 長	<p>議員さんからご指摘、令和5年度の説明、質問、それを受け、また令和6年12月の一般質問をいただきました。</p> <p>昨年12月の時に答弁といたしましては、入札情報については、村の公表要領に基づき、契約の月を含めて1年、具体的にはその翌年度末を公表期間として整理をしていきたいと回答したところでございます。</p> <p>自分としてもその答弁の中で、きちんと村のホームページが、私の確認不足でもあったんですが、対応されていると理解していたんですが、今回議員さんからのですね、質問の通告を受けまして、改めて公表状況を確認いたしましたところ、3年前と言いますか、それ以前の部分についての整理が行われていなかったというところで、その掲載したままの案件があったというところで、非常に内容についてですね、不備があった分については大変申し訳ない。</p> <p>そういったところからですね、きちんと整理をして、先ほどの公表要領に基づいた入札情報の更新を行ったということで、ちょっといきなり古い分が無くなつたという印象を受けられた、議員さんの印象としてはもちろんその通りかなとは思っておりますが、村としてはその公表要領に基づいて、当然整理をしなければいけない部分を、今回ちょっと後手になりましたが、整理をさせていただいたというところで、ご理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。</p> <p>昨年12月の質問をいただいて、対応するとしておきながら、ちょっと対応が徹底できなかつた点については大変申し訳ないと思っております。</p> <p>先ほど申しました古い部分について、ホームページ上でまた公開する分はちょっと違和感がございますので、もし必要であればというか、実際決算の決算監査の様式の中にはありますので、また議員さんのほうで必要であれば、ご報告をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
議 長	2番 橋口朗議員
2 番	<p>全く理解できない答弁でございます。</p> <p>これですね、ずっと前の入札情報ですね、私がコピーしております。これには平成29年から現年度までのこういった入札情報がありますということを、これは村がやっているんですね。</p> <p>ということは、その年度年度できちんと入札情報を記載する。それは村の意思なんですよ。村がこのホームページに掲載しているということは、その年度、年度で漏れなく掲載する義務があるわけで、これは村の意思なんですね。</p> <p>ところが、私が一般質問通告書を出した後には、これが現在の状況です。令和6年度と7年度しかありません。法律に倣ったと言ってますけど、法律に倣う前に、これ住民の税金で入札やっているんですね。そして納税者にきちんとホームページによって入札情報をお知らせする、これが村の役割ですね。</p> <p>強い行政と申しますけど、その前段は信頼できる行政ではないかと思います。私は、もう一度前の入札情報を提示して、そして不足分もきちんと上げて、そして規約というか法律に則って1年間の公表期間が終えれば削除します。そういったのを事前に村が住民にお知らせする、そして、削除するなら削除する。それが村の村民の信頼に則った行政のやり方ではないでしょうか。</p> <p>法律とかを先に、急に遡ってポッと切るんじゃなくて、法律に則ってこれを作っているわけですよ、村が。ということは、これは入札情報を載せますという村の意思があるからしているんですよ。</p> <p>ところが、私が今度一般質問を出したら、もうこれに変わってしまっているんですね。全部削除されているんですよ。</p> <p>しかもこれ気が付いた人はまだ村民の中で誰もいないと思います。だから、私は議</p>

	<p>会だよりでそれを載せようと思っています。</p> <p>私がお願ひしたいのは、もう一度あの入札情報を元に戻す。そして私が指摘した、まだ掲載していないのは山ほどあります。そういうのも自然にきちんと埋め合わせて載せていいって、そしてこれは法律に則って1年後には削除します。それが村の信頼におけるやり方ではないかと思います。村長の考えをお尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>村の意思と申されました。ホームページに載せる部分については、前回リニューアルした時にデータをそのまま移行したという時に、前のホームページに載ってたのが載ってなかつたという部分もあったというふうに思っております。</p> <p>それで質問をいただいて、昨年12月に、きちんと掲載期間を含めて整理をしますと申しました。この部分が村の意思というふうに捉えていただきたいというふうに思っております。以上です。</p>
議 長	2番 樋口朗議員
2 番	<p>それは私の一般質問に対する意思であります。</p> <p>私は一般質問でずっと3年前した時は、全部あつたわけですね。これ村の意思としては法律に則って、その当時の法律に則って入札情報を公開するということで、このページを作ったと思います。</p> <p>そして、私が今度一般質問をする前まで、前日まではきちんとありました。</p> <p>ところが、私が一般質問をしたら、急に法律を持って来て削除してしまう。これは住民に対する信頼に全くもとるやり方であります。</p> <p>私が思うには、やはりもう一度、まだデータは残っていると思いますからですね、もう一度最初のものに戻して、しかも不記載のところがたくさんあります。特に棚田景観保全事業、平成29年から8,000万以上の契約23件あります。それが一切載っておりません。</p> <p>それもきちんと載せて、そして住民の方がホームページ上で、住民というか全国から見られますからですね、そういうのを載せて、そして法令に則って、公開期間が終えますので1年後には削除します。これが本来の村のあるべき姿、信頼における行政のやり方だと思います。法律以前の問題です。その件について、村長の答弁をお願いします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>内容として29年以降、災害復旧工事等で非常に件数が多い。これをまた工事事績からはじき出す部分についての職員の負担もちょっと考慮した部分ではございました。申し訳ございません。</p> <p>これについては、しっかり対応させていただきます。そして1年後に削除させていただきます。以上です。</p>
議 長	2番 樋口朗議員
2 番	今の対応の詳細をもう一度村長に説明をお願いしたいと思います。
議 長	村長
村 長	<p>対応につきましては、毎年決算監査を行っております。監査委員さんのもとでですね。その時に、これは150万円以上ですけど、その工事についての一覧表をエクセル表で整理して出すというのがございましたので、これを整理する形でホームページに掲載をさせていただきたい。</p> <p>ですので、ちょっとどの業者がいくらで入札した、今のフォーマットですね。この形式ではちょっと無理というか、できないな。その分についてはご容赦いただきたい。どういう事業をどこの業者さんが、いつからいつまで行なった、こういった分についての開示、情報提供はさせていただきたいというふうに思っております。以上です。</p>

議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>入札情報については、私がずっと前にですね、国土交通省のマニュアルを議会だよりで全世帯、あるいは村外の方に配布しています。それが国土交通省のマニュアルに沿った入札情報で、その後私が指摘してからは、そのマニュアルに沿ったものが、不十分ではありましたけど、掲載されております。</p> <p>今、監査の何とかと言いましたけど、それが入札情報かどうか、私はよく分かりません。入札情報はあくまでも国土交通省のマニュアルがありますから、それに則ったものを工事台帳なり、あるいは工事事績がありますからですね、時間をかけて工事事績を見れば、簡単にそれはできると思います。</p> <p>もう一度、その対応のもっと詳細なことをですね、村長に答弁をお願いします。</p>
議長	村長
村長	私がちょっと事務に携わっておりませんので、詳細という部分については、今詳細な説明はできませんので、先ほど議員さんの申された国土交通省のマニュアルに沿った公開をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。
議長	2番 樋口朗議員
2番	その中にはまだ記載しておりません平成29年から3カ年間の棚田景観保全事業の約30以上の合計8,000万の事業、それも含まれるかどうかをお尋ねします。
議長	村長
村長	棚田景観プロジェクトの詳細の金額を自分も存じ上げてはおりませんが、基準に沿った250万円以上の入札案件については公開をさせていただきたいと思います。
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>ぜひ、私はこれ何回も住民の方に全戸配布してますから、住民の方も重大な関心を持っていると思います。それに応えるのが行政が信頼を得る、そして強い行政の入口だと思います。</p> <p>最後にですね、もう本当にあまり言いたくはありませんけども、入札契約適正化法の遵守が工事の透明性の確保、競争性の向上、不正行為の排除、適切な施工の確保を実現する基本であり住民への説明責任だと思います。今後の入札情報の記載について、村長の決意を伺います。</p>
議長	村長
村長	<p>議員のおっしゃりとおり、法律の遵守、これは適正な工事等の執行を行ううえにおいて必ず守らなければいけないというところは、もちろん村としても当然のことだと思っております。</p> <p>入札情報の記載については、現状きちんと公表をですね、しておりますので、これをしっかりと各課が認識をしながら公表は続けていきたいというか、もう当然やっていかなければいけないというふうに思っております。以上です。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>当然のことですけど、入札、工事、すべて国民の皆様の尊い、尊い血税で賄われています。それを公開するのは、ごくごく当たり前のことでございます。そのことを十分全職員がですね、肝に銘じてこれからも公開をしていただきたいと思います。</p> <p>以上で、私の一般質問を終わります。お疲れ様でした。</p>
休憩	
議長	13時まで休憩します。 (11時51分)
再開	
議長	休憩前に続き、会議を再開します。 (13時00分)

議長	9番 黒川隆康議員の質問を認めます。 9番 黒川隆康議員
9番	<p>私は大きく2つのこと、これは関連しますけども、2のことについてお伺いしたいと思います。</p> <p>現在、本村が抱える森林の整備や林業の持つ課題に対し、どのような対応がなされているのか、あるいはどのような取り組みが必要なのかを伺いたいと思います。</p> <p>森林の持つ重要度はご承知のとおりですが、敢えて申し上げますと、生物多様性を育み地球環境や水源を豊かにするだけでなく、土砂災害を防ぐなど私たちが生きる環境を守るために様々な機能を果たしております。このような重要な森林を荒廃させるわけにはいきません。</p> <p>そこでいくつかの質問をいたします。誠意ある答弁をお願いいたします。</p> <p>まずははじめに、本村に限らず全国共通の問題であります高齢化に伴う林業従事者の減少についてですが、東峰村は住民1人当たりの森林面積は大きいほうであります。しかしながら東峰村民で東峰村内の森林において、実際に本業で林業作業者として従事している人は極めて少ない状況にあります。国や県では高齢であっても素材生産業、主に杉やヒノキの伐採、搬出、これに従事するような高い作業力を持った60代の林業作業者がそれなりに存在いたします。ですが本村で、本業として素材生産業に従事する高齢の林業作業者は現在見受けられません。</p> <p>国や県では林業人材の育成や確保のための施策がありますが、本村でも東峰村独自の人材育成や確保のための施策は急務であると思いますが、このことについて村長のお考えを伺います。</p>
議長	村長
村長	<p>黒川議員言われるとおり、山の持つ役割、森林については、言われるとおりの役割をしっかりと持っていると思っております。災害、防災面も含めて、やっぱり健康な山、健康な山林を守り育てていく、そのためにどうすればいいのかという部分については、以前についてはですね、個人林業家がいたとか林業研究グループ、いわゆる林研グループという組織があって、そういった方が色々な山のことを検討しながら方向性を作っていたとか、そういう時期がございましたが、今がそういう人たちもちょっとといない。新しく林業に従事する方、個人ですね、していただいている方は存在はするんですが、その方々からの広がりというのもなかなか無い状態であるというのは、現実感じているところでございます。</p> <p>これは村に限ったことではございませんが、村の中でもですね、今東峰ウッドと申しますか、数名やっぱり山、林業をですね、どうにかしたいと考えている方々がおります。ただ、実際どういう動きかという部分については、今話し合いレベルではございますけど、そういった方々と共に今林業の将来性について、なんとかできる部分がないかなというところはですね、先日要望書を貰ったりしてですね、話し合っている形にはしておりますが、実際にまだそういった、何というかな、実際に林業に関わっていただく方がなかなか増えない。林業、山の仕事は森林組合がする仕事じゃろうもんというぐらいの、やっぱり認識の方がおられるという部分もございます。</p> <p>そういったところをですね、やっぱり山というものの認識と林業、何ですかね、森林ということに関わるという部分をですね、これはもう教育じゃないんですけど、そういった部分を少しでも浸透させていく取り組みというものは、必要であるというふうに思っているところではございます。</p> <p>ちょっとまだ具体的にですね、どういう活動という部分までは行っておりませんが、今話し合いという形で、なんとかそういう部分も広げられないかなということで、話はですね、させていただいているところでございます。</p>

議長	9番 黒川隆康議員
9番	<p>ぜひですね、いろいろな形でそういう取り組みをしていただきたいというふうに思います。</p> <p>次にですね、生産性についてありますが、本村の森林は急傾斜かつ岩が多く、大きな作業道を開設するのが困難なことや素材生産を林業事業者に委託する森林所有者個々の山林面積が狭いこともあります。大型の高性能林業機械を持つ林業事業者が引き受ける現場が少なくなってきております。</p> <p>現在、朝倉森林組合の高性能林業機械班は東峰村では素材生産業を実施しておらず、比較的小型の林業機械を使用している林業事業者が素材生産に従事しております。しかし大型の高性能林業機械を使用していないため生産性が低く、なおかつ作業者数も少ないため生産量は多くありません。</p> <p>素材生産業は立木の巨大化を防ぐ森林保全そのものであり、森林所有者の私的事業というよりも流域における公共的な事業と言えるのではないかでしょうか。立木の伐採のみならず、その後の運送、伐採跡地の植栽、木材市場での流通売買、木材の利用やバイオマスエネルギー利用など、多くの他業種、他産業に繋がります。森林所有者の収入向上にも直結し、村民である素材生産従事者の所得は税として村に還流いたします。森林整備、特に素材生産業が現状のままでは、せっかくの豊富な森林資源がもったいないと思われます。</p> <p>このように生産性が低く生産量も少ない現状をどのように捉えられているのか、お尋ねします。</p>
議長	村長
村長	<p>議員さんご指摘のとおりでございます。</p> <p>村内の山林は急な山、場所が存在いたしまして、実際に大型の機械を導入できていないというのはですね、実情としてあります。</p> <p>先ほど申したとおり、小型の機械でやるとか、車両が入れないところ、最近は少ないですけど、索道を作つてやるとかですね、そういった部分はある程度のところはですね、特殊な技術で対応していただいているというところもあるというふうには聞いております。</p> <p>ただ、生産性が低くて作業効率が悪いという部分をどう良くしていくかという部分についてはですね、単に大型機械を入れると、今度は入れないとかいう部分もあります。森林組合さんも作業道を作つたうえで、道を作つたうえで森林の伐採等を行つてはいる。その後作業道の排水の問題とかそういった質問をですね、前回、以前あつたところでございますが、単に機械を入れればいいという問題であれば、色んな国県等の支援の制度、これは融資になりますが、そういった制度もあるというところの照会はできるんですけど、実際に東峰村、この状況においてどういう形でやっていくか、これは実際森林組合さんが個人の山林に対して、そろそろ適期なんで伐採をして、また植林をしませんかという形で話をですね、しているというのが現実でございますので、これについても後の質問にもなってまいりますが、やっぱり地域、村ですね、やっぱり森林全体を俯瞰しながら管理をしていく、そういう制度を国も作つておりますので、その部分を踏まえながらですね、取り組んでいかなければいけない問題じゃないかなというふうに思つてはいるところでございます。</p> <p>実情、うちの山も本当は平成3年の台風災害で、あの時、頭が折れたりとかしておりましたけど、その状態のままの山もあるというのは、現実としてうちの山もあるんですけど、そういった課題をですね、ちょっと今のところこうする、こうするという案はですね、ちょっと手持ちではございませんが、やっぱり全体的に行政が山を全体を見ながら、森林組合もしくは所有者の方とともに考えていかなければ、どうしよう</p>

	もない時期になつてきているのかなというふうには思っております。以上です。
議長	9番 黒川隆康議員
9番	<p>関連した質問、後でありますので、同じまた質問をしたいと思います。</p> <p>3番目にですね、所有者不明林についてお尋ねします。</p> <p>森林所有者が亡くなり、その相続人も亡くなっている場合があります。在主相続人が分からぬ場合や連絡が取れず相続登記が事実上不可能な森林が存在し、今後も増加することが予想されます。</p> <p>そのような森林は伐採届など森林整備のための手続きが困難あるいは不可能なため必然的に放置され、当然管理や手入れができない状態になります。村の森林には、今のうちに切るべき木が多く存在していますが、既に伐採困難な大径木も多く存在しています。</p> <p>大型の林業機械が導入できるような森林であれば、大きな木が倒れても何とか対応もできるでしょうが、先ほど申し上げたように、容易に大型の林業機械を投入できない森林が多くあります。針葉樹だけでなく広葉樹であっても、かつて経験したことのないような風雨にさらされると倒木する危険性があり、大きな木であればあるほど被害も大きくなります。人力あるいは小型の機械の利用で伐採可能なうちに手入れすべきであり、そのためにもこれ以上所有者不明林を増やさないことや所有者不明であつても対応可能な状態にすることは重要であると思いますが、村長の考えを伺います。</p>
議長	村長
村長	<p>森林の管理については、もうこれ始まって5、6年経つと思っておりますが、森林経営管理制度という制度が導入されております。この制度、もうご存じのこととは思いますが、所有者を探索してもどうしても見つからない場合、その旨を6ヶ月公告をして、所有者からの申し出がなければ村が経営権利権を取得、みなし同意という形ができる仕組みがあるというふうに担当のほうから聞いております。</p> <p>村では現在、森林所有者に対して所有森林の管理に関する意向調査を、後の質問になりますけど、森林環境譲与税を活用して行っておりますが、この調査の中で調査表が宛名不明で返送されてくるなど所有者の確認ができないケースが出てきた場合には、箇所や面積を担当のほうで整理したうえで、先ほどの制度に沿った対応を進めるかどうかをですね、色々な関係機関の意見も伺いながら検討というか、進めてまいりたいというふうに思っております。以上です。</p>
議長	9番 黒川隆康議員
9番	<p>今、3つの質問をいたしました。</p> <p>これはですね、今、市町村森林整備計画というものがありますよね。5年ごとに計画を立てて、10年1期という形でですね。</p> <p>この市町村森林整備計画は地域に最も密着した行政主体である市町村が、地域の実情に応じて地域住民の理解と協力を得つつ、都道府県や林業関係者と一体となって関連施策を講じることにより、適切な森林整備を推進することを目的としているわけですね。</p> <p>この森林整備計画、今、実際にはあります。この村にもですね。</p> <p>でも、これがですね、現実に即した計画課と言ったら、ちょっと疑問だと私は思っているんですね。県から下りてきた計画に対して、協議会とか何も経ずにですね、ただそのまま担当者がいくつかちょっと変えるんでしょうねけれども、そういう今状態が続いていると思うんです。</p> <p>できればですね、そういう森林整備計画に対しては協議会か委員会等を作つですね、そういう本当にこの東峰村で必要な整備計画を立てるべきだと思うわけですね。10年後も50年後も東峰村が東峰村であり続けるためにもですね、ぜひとも東峰村</p>

	独自の森林整備計画といったものを立案してほしいというふうに思いますが、村長のお考えを伺います。
議 長	村長
村 長	<p>森林整備計画の制定のプロセスを、すみません、詳細にちょっと存じてないので言いにくい分があるんですが。</p> <p>計画を作るにあたって、やっぱり林業者、従事者、また所有者のご意見、それをですね、ここ数年言っておりますけど、農林業振興協議会の林の部分がなかなか動きがないというか、林の部分が全く協議の俎上にも上がってない部分があります。森林組合とかですね、そういう関係者はおりますので、そういう部分の考え方、別にその協議会を作るのがいいのか、その中で協議をするのがいいのか、この辺りについては、農林建設課のほうと一緒に考えて、より良いですね、実態に即した計画でなければならないということはもう当然だと思っておりますので、考えさせていただきたいというふうに思います。以上です。</p>
議 長	9番 黒川隆康議員
9 番	<p>ぜひともですね、この東峰村に即した整備計画といったものを立てていただきたいというふうに思います。</p> <p>それでは、続いて森林環境譲与税についてお聞きしたいと思います。</p> <p>そもそもこの税は森林整備等に必要な財源として住民税の均等割りに、国内に住所のある個人に対し1人当たり年額1千円を森林環境税として加算徴収され、全額が国から都道府県や市町村へ森林環境譲与税として配分されているものであります。</p> <p>そして、主な使途としているものは、一つが森林整備、それから人材育成の確保、木材利用の促進、普及啓発、大きなものとしてこの4つが上げられると思っています。</p> <p>森林整備についてはですね、間伐や森林経営管理制度に基づく森林制度の整備というようになっております。</p> <p>森林経営管理制度とは、適切に管理されていない森林について、先ほど村長が説明ありましたけど、市町村が仲介役となって森林所有者と林業経営者と繋ぎ、森林の適切な管理と林業の成長産業化を両立させるための制度ということになっております。</p> <p>簡単に言いますと、所有者が管理できない森林を市町村に委託し、市町村は意欲と能力のある林業経営者に再委託したり、再委託が見つからない時は市町村が直接管理するというものです。</p> <p>それから人材育成については、もう林業を担う人材の育成や確保ですよね。それから木材利用、これは建築物等への国産材の利用促進ということになっています。普及啓発はもうそのとおりです。</p> <p>森林環境譲与税はですね、今、当村ではどのように活用されているのか、その内容をお伺いいたします。</p>
議 長	農林建設課長
農林建設課長	<p>ご質問にお答え申し上げます。</p> <p>現在、森林環境譲与税の活用につきましては、先ほどからお話に出てる国が進めております森林経営管理制度、法律に沿いまして森林所有者の皆様がどのように所有森林を管理しているのか、あるいは今後の管理についてどのような考え方をお持ちであるかといったですね、意向調査を行っております。</p> <p>また、その意向に対しまして、実際の山の状況がどのような状況か判断する施業の判断も併せて行っております。その後、意向を示されてくださった森林所有者の方への補助事業のですね、ご案内を行っております。</p> <p>その他としまして、議員さんがおっしゃっていたとおりなんんですけども、木材の利用促進といたしまして、木柵の建て替えや木製の机、椅子などの導入、また長期間施</p>

	業が行われていない森林の間伐に対する補助などを行っております。以上でございます。
議長	9番 黒川隆康議員
9番	今の内容を課長からですね、報告がありますけども、その中でですね、令和6年度決算における委託料が1, 144万4千円、これがありますね。これは調査委託料、それから意向調査結果施業判断業務の金額ですよね。この意向調査はどういう方にお願いしているんでしょうか。
議長	農林建設課長
農林建設課長	ご質問にお答えいたします。 意向調査につきましてはですね、コンサルタントのほうに委託しまして、実際行つております。以上でございます。
議長	9番 黒川隆康議員
9番	<p>このことですね、事前にちょっと調べさせていただきました。</p> <p>意向調査はコンサルに確かにお願いしているんですよね。森林組合じゃなくて、県のなんかあれでしよう。そういう林業関係者の方なんでしょうね。</p> <p>それはいいですけども、この意向調査の費用がですね、令和4年から、これは資料として令和4年からですけども、昨年がですね、499万4千円なんですよ、意向調査ですよ。</p> <p>意向調査の内容ですけども、ただ単に所有者に対して「どうしますか。」という相談だけで499万、約500万かかるというのも、ちょっとこれはおかしいんじゃないかなというふうに思うわけですね。</p> <p>それともう一つ、調査後のですね、施業判断が昨年の決算では645万かかるであります。合計で1, 144万ですよ。</p> <p>これは、私は、この調査のあり方、施業判断って、その所有者ですね、例えばお願いしますと言った時に、どういうふうな判断をするのか知りませんけど、その施業判断の基準になるのが。それに650万近くお金が要るんでしょうか。ここはもう少し考えて、本当に必要な調査なりが欲しいと思うんですけども、どのような判断をされますか。</p>
議長	農林建設課長
農林建設課長	ご質問にお答え申し上げます。 確かに今の意向調査ということと施業判断というのが毎年同じ取り組みをやっているのが実情でございます。 先ほどお話があったとおりなんですけども、やはり一担当課のほうですね、いろいろ判断しているというのもございますので、やっぱり専門家の林業の分野とかですね、林業の東峰ウッドというお話を出てきたんですけども、そういった林業のグループの方ともご意見を踏まえながらですね、もちろん今後森林組合の方ともご協力をいただくこともありますので、また含めてですね、いろいろ議論を重ねてまいりましてですね、委託料の内容につきましても、今後いろいろと見直し等の検討を考えてもまいりたいと思っております。以上でございます。
議長	9番 黒川隆康議員
9番	<p>ぜひですね、これコンサルじゃなくて、村内の本当に詳しい人にですね、こういうのをお願いして、例えばこのお金をですね、村内の方に支払いをすれば村としても税金が入ってくるんですよね、所得税とかに。そういうふうにちょっと考えを変えていただきたい。</p> <p>これは1, 100万使ってますけども、譲与税はですね、年間1, 700万ぐらい来ているんですよ。そのうちのほとんどがこの意向調査と施業判断に入っているんで</p>

	<p>すよね。この使い道はやっぱり少し考えていただきたいと思います。</p> <p>それともう一つ、行者杉の柵がありますよね。これにも約、令和5年、6年、7年で大体1, 270万ぐらいかかるんですよ。これが本当に森林整備になるのかな。僕は観光のほうじゃないかなと思うんですよ。こここのところの判断はどうなんでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>先ほどの意向調査と施業判断については、意向調査は地図をずっと空から落としてやっていくとか、それがちょっと専門的な部分もございましたので、かかるのかなというふうにちょっとと思ってたんですけど、内容についてはしっかり精査するということをございましたので、そのとおり行わしていただきたいと思っております。</p> <p>木柵の部分については、木材の利用促進というテーマの中で営林署のほうと協議をした中で、行者杉を活かす、観光と言われれば観光かもしれないんですけど、やっぱり国有林の行者杉を活かすというか、価値を高める部分において、もう木柵自体がほぼほぼもう朽ちておりましたので、その建て替えについて、村道の施設をございましたので、村のほうで行うという形で行わしていただいた部分でございます。以上です。</p>
議長	9番 黒川隆康議員
9番	<p>木製品の導入等についてはですね、令和6年度155万8千円、これは学校等に机、木製品の机とかが導入されています。これはそうだろうなと思うんですね。</p> <p>ただ、この行者杉の木柵になると、ちょっとやっぱり私は基本的に、ちょっと違うんじゃないかなというような感じがします。そこはまた改めていろいろと話をさせていただきたいというふうに思います。</p> <p>それからですね、森林環境譲与税は令和元年から始まったんですね。令和6年1, 688万9千円入っています。1, 700万ですね。令和元年から大体6, 300万強の譲与税が入っているんですね。</p> <p>それがですね、実際には、目的としてなっています人材育成とかには使われてないんですよ。これはどのように判断されていますか、お伺いします。</p>
議長	村長
村長	<p>森林環境譲与税については、現状の数字は先ほど議員さん申されたとおりかなと思います。</p> <p>当初がですね、非常に最初5年間は森林環境税が導入されない時の分でございましたので、その3分の1程度の金額でございました。</p> <p>まず何をやるかという部分の中で、やっぱり森林の適正な管理を行うほうの取り組みを行わなければいけないという形ですね、これ施業判断まで含めて確か10年でしたっけ、5年、ちょっと年限を定めて活動を行っているというところで、その間にですね、やっぱり木材の活用、後出しじゃないんですけど、出てきた部分がございます。</p> <p>先ほど言いました林業を考えるグループの方ともですね、やっぱりそういった部分についても森林環境譲与税、活用すべきというご意見もいただいておりますので、その部分についてですね、今後ちょっと現時点では、まずは森林の整備という形を取つておりましたので、その人材育成については、ちょっと今年、来年からの取り組みという形で行いたいというふうに思っております。以上です。</p>
議長	9番 黒川隆康議員
9番	<p>ぜひともですね、この森林環境譲与税、有効に活用していただき、そしてこの東峰村のこれから森林整備のほうにですね、役立てていただきたいというふうに思います。</p> <p>それから、最後の質問ですけども、これから森林整備の必要性を考えた時にですね、全伐に対して村独自の補助金制度、これは考えられないのか伺いたいと思います。</p>

	<p>これは、なぜこういうことを言うかといいますとですね、主伐する時に、全伐する時に、1筆の形ができているんですよね、所有者がお願ひする時には。</p> <p>その中でもですね、同じ生育じゃない、もっと小っちゃく、例えば10年とか15年ぐらいの木も存在するところがあるんですね。それはもう今ほとんど残している状態で、普通製品になるぐらいの木をずっと切っていくもんですから、残った木がですね、後々邪魔になるわけじゃないんですけども、切ったあとに植林しますから、小っちゃな植林した木がまだ伸びる前にですね、小っちゃいうちにそこを、例えば10年、15年先に残った木を切ろうとしても、逆に切れないというか、その小さな木が切りにくい。その小さな木にあたって倒れたりするわけですね。だから切りにくい、作業しにくいという面があるんですね。</p> <p>ですから、できれば一緒にすべての、1筆全部一緒に切る。切ることによって、次の20年、30年先には、簡単に全部一緒に切るような、製品にできるような状態になるわけですね。</p> <p>だから、そうした将来を見据えた整備の仕方というものを、やっぱり必要じゃないかなというふうに思うんですけども、そのためには小っちゃな木を切っても、何というかな、製品に出してもお金にはならないんですよ。所有者に対して収入が少ないんですね。全伐に対して県の補助があります。ただ、県の補助がありますけども、これは個人事業者とかが申請しても駄目なんですよね、森林組合とかを利用しないと。それと手続きも面倒だと。</p> <p>ですから村独自の補助金制度みたいなものができれば、もう少し所有者のほうもしやすくなる。伐採をお願いしたくなるというようなことがあるんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>この問題については、非常に悩ましいなというふうに思っております。</p> <p>先ほど議員さん申された主伐の時に、40年、50年の木の間に20年ぐらいの木がぽつぽつあるということなんですかね。すみません、ちょっとその辺り存じ上げなくて。</p> <p>ただ、そういう部分に対する分については、やっぱり森林整備計画とか、そういう中で謳い込んだりしてですね、方向性、やっぱり村としての方向性を定めることによって、その分についてはどうにかできるかなと思うけど、その主伐、全主伐に対する補助金、県の制度を先ほど議員さん言っていただきました。県の補助は事務費程度ということで、非常に立米500円だったかな。500円でしたね。の分でしたので言われるとおりだと思っております。</p> <p>あと問題としては、切り捨て間伐の分をどうにか少しずつ考え方は変わってきておりますけど、もう既に切っていた分をどうするかとか、そういう部分もちょっと色々な課題もありますので、しっかりと担当課のほうと協議をさせていただいて、方向性等をですね、そういう協議会等で確認をさせていただきたいなというふうに思っております。</p>
議長	9番 黒川隆康議員
9番	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>ぜひともですね、この東峰村の将来における森林整備等についてですね、いろいろと意見を戦わせていただきまして、整備計画を立てていただきたいと思います。</p> <p>これで、私の質問を終わります。</p>
休憩	
議長	13時40分まで休憩します。 (13時34分)

再開	
議長	休憩前に続き、会議を再開します。 (13時40分)
議長	4番 高倉美紀恵議員の質問を認めます。 4番 高倉美紀恵議員
4番	<p>私は3つの質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>まず、一人暮らしの村民の見守りについてです。</p> <p>東峰村の50歳以上の高齢者を含む一人暮らしの割合は、男性が83名、女性が103名います。一人暮らしの村民に対しては民生委員さんが月に1回ぐらい訪問されて、安否の確認をされています。集落支援員さんは期日を決めての訪問で、安否の確認をされております。</p> <p>今、この現在は気象の異常で、夏は熱中症、今、冬はヒートショック等非常に注意をしなければいけないような状況にあります。</p> <p>高齢者につきましては、緊急通報生活サポートシステム、いわゆるサスケが設置されて見守ってくれております。うちの地区で3年ほどになりますが、浴室で異常がおきまして、翌日に反応がないということで、センターさんやお子さんに連絡がありまして、残念ながら亡くなっておられたんですけども、早く確認することができました。</p> <p>この10月には、これも残念なんですが、一人暮らしの方が発見までにやはり三日ぐらいかかるって、そんな事例もあっております。ここを見ますと、ここ数年毎年1名から2名ぐらいの方が亡くなって、発見が遅れるというようなことを聞きます。この亡くなっている方は、たぶんサスケが設置されていないのではないかなというふうに思います。</p> <p>現在サスケを利用している高齢者は何名いらっしゃるのか。また、利用を希望すれば設置することができるのか、お尋ねいたします。また、利用できる条件をお伺いいたします。よろしくお願ひします。</p>
議長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>サスケを今設置している台数はですね、46件ございます。</p> <p>それからですね、議員ご指摘のとおりですね、過去3年間において孤独死をされている方というのは3件ほどあるというふうに承知しております。</p> <p>それから、サスケの条件につきましてはですね、サスケの対象者というのはですね、基本的には65歳以上の高齢者ということで、老衰や傷病等により発作や転倒の恐れがあるなど、健康状態が不安定で日常生活において特に注意を要する高齢者ということになっているところでございます。</p>
議長	4番 高倉美紀恵議員
4番	<p>そうしますと、たぶん元気な方、自分は元気だ、自分はおそらくそういうことはないと思ってて、亡くなっていく方も多いと思うんですね。</p> <p>ですが、この65歳以上で持病があるとか、日常生活に困っているとかいう時に、促す、サスケを付けませんかというふうに促す指導と言いますか、啓発と言いますか、そういうことはなさっていますか。</p>
議長	住民福祉課長
住民福祉課長	サスケの啓発につきましてはですね、集落支援員さんが、当然独居の方、それから高齢者世帯の方等を訪問させていただいておりますので、その際に、本当に付ける必要があるのかというようなことで相談をお受けしたり、また付ける必要がある方にはですね、付けてはどうですかという形で促している、そういう取り組みをですね、行っているところでございます。

議長	4番 高倉美紀惠議員
4番	であれば、希望すれば、その台数というのは制限があるんでしょうか。今46件使用しているということでしたが。
議長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>先ほどご説明しましたとおり、現在、緊急通報システムサスケを11月末現在で46台ですね、設置しておりますが、装置が全部で50台あって、残り4台しかありませんといったものではございません。村からですね、サスケセンターに依頼があれば設置をするというものでございます。</p> <p>毎年ですね、予算の範囲の中で設置を行っており、現状の設置台数に加えまして、概ねですね、10台程度の余裕を持たせて予算化をしております。そのため設置申請があった場合でも、設置ができないといった事態が生じないように予算を計上させていただいているところでございます。</p>
議長	4番 高倉美紀惠議員
4番	<p>独居老人や一人暮らしの村民がサスケ以外に、安全に暮らす方法を考える必要があるのではないかなどとふうに思います。</p> <p>以前、もうずいぶん昔になりますが、元気の印に玄関に旗を挙げたりとか、東北の地震の時も仮設住宅で、元気であるということで旗を挙げたりとか、そういうふうなことで、元気であるというのをアピールしてたこともあったと思います。</p> <p>今、私思いますのに、行政からこうしてください、こうしましょうというふうにいうのも、とても良いことだと思うんですが、今、シニアクラブであるとか生き活きサロンであるとか、社協が行っている機能訓練であるとか、高齢者の方が集う場面ってたくさんあっていると思いますので、その中でその高齢者の方たちに、自分が元気であるというアピールするために、何かいい方法はないかというような、そういう教育といいますか、自分で考えて旗を挙げようとか、そんなふうになっていく方法とかが考えられたらしいなというふうに思ってるんですが、独自の方法で元気で暮らしていくことを知らせるようなことが考えられないか、そういうことは行政としては考えられませんか。</p>
議長	村長
村長	<p>言われる気持ちちは本当によく分かります。</p> <p>ただ、サスケというシステムの中で、これは確か24時間だったかな、動きがない時に通報が行くという形でございます。</p> <p>制度、先ほどの旗という話もありました。確か29年災害の仮設住宅のとき同じような取り組みをされてたと思っておりますが、ある程度限定されているところであれば、取り組みとしてできるんですけど、村が制度としてやる分にあたっては、じやあ誰が確認するのか、忘れてましたというのがあったりするんで、やっぱり先ほど議員さん言われたとおり、そういうコミュニティの仲間とか、そういった人たちで相互確認を取り合えるような仕組みがですね、なんとか出来上がるような、これは、例えば生き活きサロンだったら保健師さんとかがですね、指導とかに行っておりますんで、そういう中でもそういう取り組み、やっぱり孤独死を無くす取り組みという一つの中で、できる部分もあるのかなというふうに、ちょっと今、議員さんの質問を聞いた中ですね、思ったところでした。</p> <p>なかなか村がするというのは、制度構築が難しいなというのは実感としてございます。以上です。</p>
議長	4番 高倉美紀惠議員
4番	自分たちが考えて、自分たちが各地区違うものでも構わないと思うけど、そういうふうな方法が取れるようなコミュニティづくり、そういうものができると、みんなで

	<p>見守りができるかなという気がしましたものですから。</p> <p>防災訓練の時にもありますが、タオルを毎年いただきまして、避難してたら、タオルを郵便受けにかけて行くとか、そういうふうな方法もありましたので、何かみんなで見守って、「この人は今日は元気です。」というようなことができる方法があればなというふうな思いを持っておりました。</p> <p>見守りをどうやっていけばいいのかなというのを思いまして、この質問をさせていただきました。</p> <p>次は、認知機能が低下したと思われる高齢者の見守りについて、またお尋ねいたします。</p> <p>高齢化率が48.4%である東峰村は、ますます高齢者が増えることになろうと思います。それに伴い認知機能が低下し、ここでもまた家族や地域での見守りが大切になってくると思います。</p> <p>認知機能が低下してくると、まず家庭内でもそうですが、物が無くなる。そして一番疑われるのは、一番お世話しているお嫁さんであるとか、そういうことが今のテキストとかにもよく書いてあります。</p> <p>この前もご近所で、非常にこの認知機能の落ちてるのを、家族にとっても非常にナイーブなもの、できたら隠したいとか、そういう部分が多くあると思うんですが。</p> <p>先日も私が聞き及んだところ、いつもおばあちゃん1人でおられまして、いつも近所の方がおかげとか作ってお届けしているのに、突然物が無くなっと。その人がと言って、近所の人が見に行ったら、壁に大きな穴が開いてて、アナグマだったそうです。持って行ってたのが。</p> <p>だけど無くなったら、ついついそういう、いつもお世話をしてくれている人を疑ってしまう。そういうと、ご近所の関係がまた悪くなってしまう、そんなことが起きてするのが、この認知機能が低下してくるときではないかなというふうに思っております。</p> <p>そういう場面にあたる家族というのは、非常に家族の方は悩んでおられると思うんですね。</p> <p>そこで何が言いたいかと言いますと、そういうお手元に資料をお渡ししております。認知症サポーター制度というのがありますと、これは自己負担もなくて、どなたでも参加でき、参加しますと、オレンジのブレスレット、その参加しましたというのが貰える。それを習得しますと、今度は認知症キャラバンメイトというのがありますと、こうやって少し、それこそ先ほども言いました生き活きサロンとかシニア、色々な場面で、こういう認知症のこういうサポーター制度とかで講演とか講義とか、そういうことをしますと、みんなが少し認知症にとって理解をすると、患っている認知症の方も関わっている地域の方も理解が、認知症ってこういうもんだねといったときに、認知症の方は自分の言い分ははつきり伝えられますので、それが伝えられたときに、これは認知症で認知症を患ってらっしゃる方で、言っていることは少し違うとか、そんなふうなの判断ができるれば、近所の関係とかもまた違ってくるのではないかというふうに思いますが、今、行政として、こういうふうな各生き活きサロンとか色々な場面で、こういう指導と言いますか、啓発活動はなさっていますでしょうか。</p>
議長	住民福祉課長
住民福祉課長	今現在サロン等ですね、認知症サポーター等ですね、普及啓発は行っておりません。
議長	4番 高倉美紀恵議員
4番	それでは、そういう場面で、できるだけその啓発活動をして、認知症に対して、自分も認知症になるかもしれないですし、その認知症に対する理解とか、幸いにも東峰

	村ではまだ徘徊していなくなつたとかいう方はいらっしゃらないようですので、幸いなことなんですが、そちら辺のみんなで知識を持って見守りができるような、そういう計画をしていただけだと非常にありがたいと思いますが、いかがでしょうか。
議長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>認知症につきましてはですね、加齢による物忘れとは異なりまして、脳の病気によつてですね、記憶や判断力が低下して日常生活に支障を來す症状というものでございまして、国の統計によるとですね、2040年には65歳以上の7人に1人がですね、認知症になると予測されており、高齢化が進む東峰村においてもですね、この認知症の方やご家族への支援がですね、重要な課題だというふうに考えております。</p> <p>地域で認知症の方やですね、ご家族を支える人材を育成するため、まずですね、地域住民の方や関係団体が認知症について正しく理解をすることが大事だというふうに考えております。</p> <p>そのため村それから社会福祉協議会がですね、中心となり、認知症の基本的な知識や接し方、地域での見守り方法などを学ぶ、先ほど議員さん言われておりました認知症サポーター養成講座をですね、実施してまいりたいというふうに考えております。</p> <p>まずはですね、村の福祉関係職員や民生委員さん、住民組織、学校など、幅広い世代に受講いただけるようにですね、認知症サポーターの育成に努めて、地域全体で支え合う仕組みづくりができたらいいなというふうに考えております。</p>
議長	4番 高倉美紀惠議員
4番	<p>実は筑紫野市の、防災まもるくんというのも県でされてまして、よくスマホにどこどこから徘徊していなくなりましたというのもありますし、これもこの事業は、やっぱり福津市とか福岡市とか宗像市とか広域的に取り組んでらっしゃるところもあるみたいです。</p> <p>もう一つ、筑紫野市がですね、認知症高齢者等事前登録制度というシステムを探つておられまして、これに登録を、筑紫野市だけのようですが、登録して、例えは徘徊するとかそういう時に、もちろんご家族から登録をしてもらわなければいけないんですが、そういう制度もあるようですので、高齢化率の高い、今本当に何回も申しますが、徘徊で分からなくなるとか、いなくなるとかいうような認知機能の落ちた方を聞くことはございませんが、今後考えられるとするなら、こういう制度とかを作つてみたらいかがかなという気もいたしますが、いかがでしょうか。</p>
議長	住民福祉課長
住民福祉課長	先ほど議員さん言われましたとおり、近隣のですね、筑紫野市また自治体等の状況を調べさせていただきまして、どういったことができるのかというのを検討させていただきたいというふうに思います。
議長	4番 高倉美紀惠議員
4番	<p>よろしくお願ひいたします。</p> <p>次は、災害に強い村づくりの推進についてお尋ねします。</p> <p>第3次東峰村総合計画「東峰村の10年ものがたり」の中にも、それから東峰村過疎地域持続的発展計画の中にも強い村づくりということを書かれております。</p> <p>強い村づくりは、私たちは平成29年と令和5年の災害を体験しまして、もう随分復旧復興も進んできて、元の形には程遠いですけども、随分傷みがなくなるような村になってきていると思います。</p> <p>ここの中で、総合計画の中の基本目標の中でも事業のなかでいくつか書かれておりますが、防災に関する情報の防災無線とか、そういうふうなことは充実していると思いますし、先日も昨日は青森で地震があり、また群馬県の妙義山では山林火災があり、近々では大分の佐賀関で火災があり、もう何が起きてもおかしくないような、そんな</p>

	<p>ところになってきております。</p> <p>地震の時も非常に防災無線がけたたましく鳴りまして、地震が、どこがどんなふうに揺れるのかも分からなくて、慌てていた、いったい私は何をすればいいんですかね、この地震の時と思って、まずファンヒーターを消すとか、ガスの元栓を止めるとか、そういうことをしたんですが、この災害に強い村づくりをするときに、今、防災官が1名で、頑張っていろいろやってくださっていますし、年1回の防災訓練にはわが地区も、みんな足が痛くても腰が痛くても必ず参加する。非常にそれはうまくいってるんですが、災害の時に避難をする人が29年以降だんだん少なくなってきたですね、どうすれば危ない災害が起きて防災無線で放送がされる時に、どこに逃げたらいいのかということも、うちにおれば大丈夫とたぶん思ってしまって、ほとんどの人が避難していないような気がしているんです。</p>
議 長	村長
村 長	<p>防災士は、ご存じのとおり日本防災士機構というのが、組織が認証する民間資格、公的な資格ではなくて民間の資格ということでございます。</p> <p>通常の防災士の活動例としては、平常時自主防災組織の組織化、地域における防災知識の普及・啓発、各家庭での防災備蓄、減災対策の呼びかけ、地域の危険箇所の確認、防災訓練の参加・実施、災害発生時については、先ほど議員さん申されました避難の支援、初期消火活動、負傷者の救出、避難所の運営、こういった部分を担うという形で照会がされております。</p> <p>実際この活動を考えたときに、うちの村としてはですね、自主防災組織がそれぞれサポーターとか設置をする中で、もう実際に活動ほんとしてる、すごいんだなというのは改めてですね、感じるところではあるんですけど。</p> <p>実際にこの防災士については、29年の災害の後、平成30年でしたけど、一般質問の中でされたことがあります。やり取りで。</p> <p>その当時が、ちょうど自分が総務課長だったんで、色々な制度を調べてた時に、この受講料自体は5万何千円かかるんですね。それプラス試験と取得に関して、先ほどの1万2千円がかかるということで、すごい高いな、民間の資格なのになんてこんなに高いんだというのを考えてたときにですね、例えば日田市、隣の日田市がすごい600人、今700人超えたかな、防災士がいる。これについては、その当時であっても大分県、県がですね、主導して、県が2分の1受講料を負担する、市も会場を用意する、そういう作りがあったんですね。</p> <p>6万円を負担というのは、なかなか村としても、それほどまでの資格なのかというのが、その当時もあって、結論としては、その当時はですね、ちょっとなかなか難しいなという回答をしてた分でございました。</p> <p>その後県のほうでも受講料無料という形を、何年からというのはちょっと記憶にないんですが。それが始まった中で、村としても一応令和4年の6月に全戸配布で受講のお知らせですね、その時が5つの会場だったかな、久留米とかでも会場をやっておりましたんで、その呼び掛け、ご案内をしたんですが、その時は参加者が居なかつたという実情ではあります。</p>

	<p>ただ、やっぱりこの活動、今、福岡県のほうもかなり力を入れているというかですね、行っております。自分が前調べた時、筑紫野のほうは会場を自分のところで設定をして、その代わり50人以上を集めなければいけない。そしたら割り勘効果で安くできるというのもあって、近隣の自治体と一緒にできる方法もないかなと探ってはいたんですけど、なかなか近隣の自治体も行うところがなくてできませんでしたが、今、こういう制度で費用面、受講料に関しては、かなりの負担減になっておりますので、特に、やっぱり自主防災組織を確かなものとするためには、防災組織に少なくとも1名ないし2名以上の防災士さんがいるというのが、活動の相互ですね、しっかりするために必要だなというのを、ちょっと自分もここ数年の防災士の講習の流れを見ておりませんでしたので、しっかりやっていきたいなというふうに思っている部分と、実際にこの今、1万2千円という取得試験関係の助成を行っているところが、県内で9つの自治体、9市町が行っているということでございました。</p> <p>うちとしてもこれについては、どうにかできないかなという考え方、別に制度を作るものなのか、一つは地域、やっぱり自主防災組織、地域でそういう方を育成するということで、これはもう地域協働の村づくりの自主防災組織の育成の枠にほんとはまるんじやないかというのもあって、そういう呼びかけを例えれば区長会等ですね、これまで呼びかけたことはございませんでしたので、やっぱり進めていくのがこの時代の流れかなというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
議長	4番 高倉美紀恵議員
4番	<p>よろしくお願ひいたします。</p> <p>いずれに今日3つ質問いたしましたけれども、3つの中でも人の育成がとても大事なことになってくるような気がします。やっぱり人が動かない事は進まないなというふうに思います。どうか今、防災無線でも朝と夕には健康に気を付けるように、気温差がありますというふうなお知らせもしてください、東峰テレビでも熱中症の時はずっと放送もあっておりました。</p> <p>だから今後ともどうか村民が安全に暮らせる、そんな村づくりのために行政として研修であるとか啓発であるとか、そういうことをしていただけたら大変住みやすい村になるんじゃないかなというふうに思います。</p> <p>ありがとうございました。これで私の質問を終わります。</p>
休憩	
議長	14時15分まで休憩します。 (14時10分)
再開	
議長	休憩前に続き、会議を再開します。 (14時15分)
議長	3番 佐々木孝議員の質問を認めます。 3番 佐々木孝議員
3番	<p>遅れましたけれども、村長再任おめでとうございます。</p> <p>そこでですね、今日は村長が移住・定住にも力を入れているということがありますので、その一端として取り組んであると思われる就業体験制度等について、お尋ねをしたいと思います。</p> <p>まずははじめに、近年行政職員になる若い方が村外出身者で占めているように思われます。今年も試験がありましたけれども、合格者の2名も村外の方だというふうに聞いております。この村出身者が本村の行政職員、受験しないことについて、村長どのように考えておられるのか、お尋ねします。</p>
議長	村長

村 長	<p>行政職員の試験、受験者で本村の出身者がいない、もうその通りでございます。ここ数年受験している方は実際におられるんですけど、今年度に関してはちょっと村内受験者はおりませんでした。実際ですね。そういう状況になっております。</p> <p>村としては少しでも受験の機会を増やすところで、色々な形ですね、ポスターを作ったり、これは後で申したいと思いますが、ところではございますが。</p> <p>実際に役場職員、単に行政サービスを提供するということではなく、もちろん一番大きな緊急時の対応でございます。消防団への参加を含めて。その部分や地区担当職員として地域の活動に参加するなどですね、地域自治の担い手。村外の職員であっても行政職員である前に住民という意識を持つことということを伝えておりますけど、なかなか伝わりにくい部分はございます。その日々の業務をですね、行っているところでございます。</p> <p>特に消防団活動にしても夜、例えば村外から通っている方、やっぱり来るだけで30分かかったりとか、もう当然緊急時、災害等の警報が出た時もですね、同様でございます。</p> <p>そういう形で、少しでも近いところからですね、特に村内働く場所が少ないといわれる中でも、やっぱり受験者の方がなかなか少ないという部分については、やっぱり取り組みのあり方、声かけのあり方ですね。一本釣りというのはなかなかできないので、自分も役場に入った時は親がですね、自分は福岡にいたんですけど、「なんか役場、職員採用しようん受けみてみらんね」と言われて、「分かった」と言って受けた、通ってですね、それが東峰村というか、宝珠山に入ったご縁でございますので、そういう形でやっぱり職員としての活動、間口、間口の広さというのもなかなか言いにくいんですけど、役場職員っていうもなんか人に見られてるとかですね、そういう部分も実情としてはあるかもしれませんけど、やっぱりやりがいがある仕事という部分をしっかりと伝える必要があるというふうに考えているところでございます。</p> <p>現実として、ここ数年村内の採用の方もゼロではない、いるのはありますけど、数字としてはですね、やっぱりちょっと少ないなというのは実感として持っているところでございます。以上です。</p>
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>今言われたですね、緊急の時の対応とかですね、地域活動への参加、そういうことはやっぱり地元にいないとかなかなかできることでもありますのでね、私も村長が言われるとおりだろうと思います。</p> <p>3月の議会で同僚議員が質問した時に、採用試験を受ける村の人が少ないとへの対応も必要だというふうな答弁をされました。その後村長は、村としてというか、どのような対応をしてきたかお聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>採用試験を受ける村の人が少ないとへの対応につきましては、より村の仕事を分かつていただくことが重要だというふうに考えて、特に今のところ具体的にですね、こういう活動という取り組みを行っていることではありません。それについては大変悩ましい課題であるというふうに認識をしているところでございます。</p> <p>このための取り組みと申しますか、やっぱり村政を知ってもらう、分かりやすい村づくりを見てももらうということで、第3次総合計画を大人から子どもまで誰もが手に取りやすいデザインとして、行政の目指すものをですね、知っていただく。そのように完全版を配布させていただいたというところではございます。</p> <p>今後、先ほど申しましたとおり、やっぱり親というかですね、家族が「帰って来て役場の仕事に就かんね」と言ってもらえる体制というかですね、その声かけが必要ではないかというふうに思っているところでございます。</p>

	そういうった部分をですね、ちょっとまだやっているわけではございませんが、取り組みたいというふうに思っております。以上です。
議長	3番 佐々木孝議員
3番	今、村長のほうからは、ちょっと出ませんでしたけど、8月から東峰村就業体験というのを始めていると思いますが、これもその一環ではなかろうかというふうには思っていたんですが、それはまた別の意図があつたんでしょうか。
議長	村長
村長	すみません。次の時に就業体験というのがございましたので、ちょっと答弁の案としてはあつたんですけど、ちょっと外させてもらったところでございました。また質問をいただければと思います。 というところで、8月より就業体験を行っております。以上です。
議長	3番 佐々木孝議員
3番	せっかく答弁用意していただいているなら再度お聞きしますが、この就業体験の目的、先ほどもちょっとと言われたと思いますけど、詳しく教えてください。
議長	村長
村長	申し訳ありません。 東峰村就業体験については、高校生以上の方々に対して、行政の仕事に関わってもらうことで、具体的な仕事の魅力、やりがいを肌で感じてもらって、将来の進路、選択肢として東峰村で働くというのをですね、真剣に考えてもらう機会として、提供する場を設けるという形で導入をさせていただいたところでございます。 ただ、8月に設定いたしましたが、まだ実数としては、問い合わせは1件あっておりますけど、まだ日程の調整等はですね、終わっておりません。以上です。
議長	3番 佐々木孝議員
3番	このインターンシップ事業ですね、私も大変すばらしいことを始めたなというふうには思ったんですが、期限が原則2週間以内とありますよね。土曜と日曜日を外すと、もう2週間でも10日間。この10日間でどれぐらいの効果があるとお考えでしょうか。
議長	総務企画課長
総務企画課長	就業体験の効果等々の目的と合わせてということでございます。 こちらのほうの要綱ですね、総務企画課のほうで作りましたので、私のほうから答弁させていただきます。 東峰村就業体験はですね、学生の、先ほど村長も言いましたけど、方々の行政の実務の経験をいただくことにより、行政の理解の向上をさせまして、本村へのですね、志願者の増加に繋げたいという目的で実施しております。 原則2週間という期間の設定ではございますが、大学等の側のですね、単位の認定の目安である5日間以上であること、それから学業との両立への配慮、県やその他の自治体へのですね、同様の制度と比較しながら、同様の比較などの観点を基にして設定したものでございます。 2週間程度といただける場合はですね、複数課の業務をですね、経験いただくことも可能であります。行政の実務を幅広く知っていただける期間であると、本村のほうでは考えております。
議長	3番 佐々木孝議員
3番	村長もご存じのように、私も50年前、旧宝珠山中学校で教育実習の経験をさせていただきましたけれども、とても貴重な2週間ではありましたが、あつという間に終わったような感もあります。最初の1週間はもうとにかく学校に慣れ、子どもたちとも慣れというようなこともありますね、もう1週間があつという間に過ぎた。もう残りは

	<p>あと1週間というような形でしたが、大変私にとっては有意義な期間でもありましたけれども。受け入れてくださった先生方に大変ご迷惑も掛けたかなというふうに思っているところですが。</p> <p>今は中学校も3週間の教育実習に、1週間延びているようなことも聞いております。これぐらいはやっぱり最低したほうが、より仕事の理解が進むんじゃないかというふうに思いますが、私の場合は学校だったから、そんなに広くはないんですけども。</p> <p>今さっき言わされたように行政は、それ以上に仕事内容もいろいろありますよね。だから、より長い期間で、より色々なものを体験したほうが、行政に対する理解も学生さんたち深まるんじゃないかという気が私はします。</p> <p>しかし、本人の希望もありますし、何もかも経験はする必要はないという考え方もあるかもしれません。村長は、このインターン生が何をどれくらい経験すればいいかと考えてあるか、ちょっとお聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>佐々木先生におかれましては、私が中学校の時に研修で来られて、ちょうどバスケット等も鍛えていただいたというような、しっかり思い出のあるところでございます。</p> <p>この就業体験については、基本的に高校、大学で、大学であれば学部とか専門的な分野で学ばれておりますので、そういう部分を問い合わせ等の中で意向をですね、希望とかを取って、どの分野、どの課が受け入れるかというマッチングを行います。</p> <p>ですので、大体得意な分野についての実体験を行うという部分でありますので、2週間程度、学校の具合等も加味した中で、他の自治体の期間も加味した中で、2週間という期間を設定したというところ、原則2週間なんで、学校の都合によっては短くとか長くとかいう部分もあり得るのかなと思います。</p> <p>その中で、高校生については、色んなオールマイティーではありますので、どういう職種を体験したいかという話を聞いた中で、それに応えられるようにですね、村としても体制を整えて行うという形にはしておりますので、あくまで学校等を通じて問い合わせ等があった時の中で、実務的に打ち合わせをさせていただくという形にしております。以上です。</p>
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	ホームページで募集要項を見させてもらいましたけれども、もうすでに1人村内で問い合わせがあったと言ってありましたけれども、今年1年、8月からではありますけども、何人ぐらいの応募が来ると役場のほうでは考えてあるんでしょうか。
議 長	総務企画課長
総務企画課長	予想というところでございますけど、1、2名、10月からですので、今年度につきましては1、2名程度と考えております。
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>今、課長が言われたようにですね、もう半年ちょっとぐらいの中でのことですから、1、2名かもしれません。この募集要項でいくと、何人募集が1年間に来るかなという気も、私自身しました。</p> <p>それで、ちょっと他の地域のこともちよつと調べてみたんですが。</p> <p>例えば群馬県の太田市の募集要項を見ました。そしたらそこは、もう村長もご覧になつたかと思いますが、1回の期間が1週間単位で、5回にわたって、5週にわたつてですね、この課のこういう仕事は何月何日から何月何日までというような募集期間と仕事内容を各課の体験ができそうなものをですね、プログラムに組んで示してありました。</p> <p>これだったら応募者も、こういうことを経験してみたいな、ここの課をやってみた</p>

	いなとかですね、というのが見つけやすいだろうと。また、受け入れ側もしやすいんじやないかというふうに感じたんですが、そのことについては村長どう思いますか。
議 長	村長
村 長	<p>群馬県の、私もホームページを見させていただきました。</p> <p>先ほど議員さん言われたとおり、夏休みの期間だったですかね、を設定をして、受け入れ対応可能な期間というのを示したうえで、こういう仕事がありますという例示をされていたというふうに思っております。</p> <p>ちょっとこれ自体はもう考え方の違いにはなってくるので、どちらのほうが来ようと思っている方、要するにうちの想定は、学校からの問い合わせを受けてやるという形、それは当然学校への呼びかけとかですね、そういったところも必要にはなってきます。</p> <p>私の場合がどういう形での申し込みか分からなかつたんですけど、すみません、そこまで見てなかつたんですけど、細かなメニューと課の数も多いというのもあります。受け入れができる体制を整えたところの広報をするというスタンスになっているというふうに感じておりましたので、どちらのほうがよろしいかというのは、やっぱ一度やってみた中で、今回1人マッチングができた時にですね、受け入れ、どういう形のほうが分かりやすいのか、次にもし繋がるとすれば、いいアドバイスとかですね、そういった部分もいただく中で、取り組んでいきたいなと思っているところでございます。</p>
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>これちょっと申し上げにくいところなんですが、昨年から職員のミスが色んな部分で表面化してまいりました。行政職員は信頼回復も含めて精一杯今業務をこなしていると思っております。</p> <p>そのような中、就業体験者が来たら、老婆心ながらですが、担当者は業務以外の対応で大変ではないかななど想像します。</p> <p>私も過去、教育実習生を受け持ったこともあります。受け入れ体制がきちんと整つておかないと、実習に来られた体験者も困りますし、担当者は業務以外の指導という責任ある仕事も併せてしないといけません。</p> <p>そのためにも受け入れ側がまず、やりやすい体制を作つておくことが大事ではないかと思いますが、いかがでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>実務を考えたときは、議員さんの課題、おっしゃるとおりだというふうに考えております。</p> <p>今回初めての取り組みということで、メニューを示すという形ではなくて、応募者一人一人の意向を優先的に行うことで、個別の相談を通じて、最も効果的な体験を調整していくという対応を基本として考えている部分がございますので、実際に受け入れた中で検討という話をすると、もし不十分な対応があった時に評判が悪くなったりとかですね、そういうことも考えられますので、今回はしっかり調整をしたうえで業務のプログラムとか、そういった部分をしっかりと作つていって、次回以降に活かしていきたいというふうに思っております。</p> <p>課題意識としては、当然あり得るかなというふうに思っております。以上です。</p>
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>本年度においてはですね、あと3カ月しかないので、村長が言われるようにですね、就業体験に来られる方とじっくり話をして、短い期間ですが体験をしていただくことが大事だろうというふうに思いますが。</p> <p>私から提案するのは、おこがましいとは思いますけれどもですね、先ほども太田市</p>

	<p>のことがちょっと出ましたけれども、受け入れの一つの案としてですね、やはり太田市は夏休みにしているということでしたけども、夏休みが一つはいい機会ではないかなと、一つ思ております。それは学生の長期休業中であると同時にですね、高校生以上ですから、高校生が普通の日に休んで来るということもなかなか考えにくいでしょ うね。そういう意味でも夏休みがいいのかな。</p> <p>それから大学生についても、3年生、4年生になると就職活動が忙しいので、1、2年生を優先的にしたほうが体験者は集まるんじゃないかなという想像を勝手にしております。</p> <p>そういう意味で、第一期間的には夏休みがいいんじゃないかな、それから大学生については1、2年生も対象に、むしろそっちのほうを早くから体験してもらうということも大事ではないかなというふうに思うところですが、いかがでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>期間についてはですね、ちょっと発端が少し遅れましたので、ただ太田市さんとかの例を見る時に、「やっぱ夏休みってありよね」という話はしております。そういう時にはどういった形になるかという部分もじっくり検討させていただきたい。</p> <p>あと今回問い合わせがあつてある方が大学3年生ということで、ちょっと調整はしておりますけど、1年生、2年生って、すみません、自分が大学行ってないんで、1年、2年がどういう活動をしているのかというところもあるんですけど。やっぱりそういう早め早めの呼びかけというのはですね、必要な視点かなというふうに思っております。ありがとうございます。</p>
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>ありがとうございます。</p> <p>ぜひ、前向きの検討をお願いいたします。</p> <p>それから仕事の内容についてもですね、役場は年中同じ仕事をしているわけではありませんので、先ほども村長言われたように、体験希望者としっかり相談をしながら、職員の加重負担にならない程度の体験活動もしていただくことも大事ではないかなと思います。</p> <p>それからですね、次はこの体験希望者ですが、村内の出身者であれば実家がありますので、そこから通うことも可能ですが、村外の方たちが応募して来られた場合どうするのかというのが、ちょっと私気になったのですけど。</p> <p>これまでAPUの学生さんがほうしゅ楽舎を使って、1泊2千円ですか、寝泊まりしていたというふうなことも聞いておりますけども、このインターン生についてはどのように考えてあるのか、お聞かせください。</p>
議 長	総務企画課長
総務企画課長	<p>こちらの就業体験の関係の宿泊の観点と思っております。</p> <p>こちらのほうがですね、学生の身分をですね、保持したまま就業体験をするということではございますので、報酬やら旅費やら宿泊費、食費、その他一切の経費はですね、自己負担ということになります。これは別段東峰村だけではなく、福岡県それから他の市町村もですね、同様な取り扱いになっております。</p> <p>ですが、うちのようにちょっと遠い、宿泊施設も無いところでございますので、村外からの学生等につきましてはですね、円滑に参加できるような村内の宿泊施設の案内等々情報提供をですね、そういう情報のサポートをしていこうと思っております。</p> <p>もちろん交通手段とか生活環境に関する相談等も相談に応じまして、学生等のですね、自らの負担ですね、負担、不安の軽減を図っていきたいなと考えております。以上です。</p>

議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	そういったこともですね、募集要項、ホームページにも何らかの形で載せておいたほうが、安心して応募ができるんじやないかと思いますが、いかがでしょうか。
議 長	村長
村 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>たまたま今回相談に来ているのがですね、村内に家族がいる方ということでしたので、ちょっとそこまで、全体の呼びかけの中での整理がきっちりできていなかった分がございますので、そこについては、村としては泊るところって実際ほうしゅ楽舎と、今のところですね、ぐらいしか、民間の施設がございませんので、そういった照会と、例えばここだったらしくて泊れますとか、交通的にはどういうふうにして行けますとかですね、そういった観点でのお知らせというか、PRが確かできてなかつたので、しっかり取らせていただきたいというふうに思っております。</p>
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>ありがとうございます。</p> <p>今年はまだ始めたばかりだからですね、足りないところ当然あると思うのですが、来年度に向けてしっかりと充実させた募集要項を作っていただければと思います。</p> <p>この就業体験をきっかけにですね、たくさんの方たちに東峰村に興味を持っていただいて、行政職員の試験をどんどん受けていただきたいというふうに思っているところなんですが、このインターン制度体験者ですね、は本村を受験した際優遇されるとかいうような部分については何かありますか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>インターンというかですね、就業体験をされた方、これは、受けられる方も村のことを知つてもらえるんですけど、やっぱり一緒に仕事している日ともですね、こういう人柄ですかね、そういうのも知ることができます。</p> <p>ただ、試験に対して優遇するというのは、やっぱり後々のことがございますので、それは一切ない。ただ、面接の時等ですね、やっぱり一緒に仕事している印象というものについては、今後一緒に仕事していきたい仲間を選ぶというか、いう採用試験でございますので、影響はありませんと公式には申しますが、ゼロではないかなというふうには思っております。以上です。</p>
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>やっぱり採用についてはですね、公正公平にやらないといけませんので、優遇しましたじやですね、おかしな具合になる可能性もあります。</p> <p>そういった中でですね、筆記試験はもう全体で市郡一緒にやるでしょうけれども、面接試験ですね、このことについては、役場の職員さんが今までずっと中心にやってこられたんだろうと思いますけども、第三者の方、そういうことを考えないですね、考えないとおかいけど、インターン生も全然経験していない方も受けに来た時に、公平公正にやっぱりする必要がありますので、今、村長がおっしゃったようにね。</p> <p>だから第三者の方を面接官として入れるのも一つの案ではないかと、私は思うんですが、村長いかがでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>現状は第三者、外部の方を1名一緒に面接官としてやっていただいております。</p> <p>以前は2人とかあったんですけど、今は1人という形で、全部で5人か、中の1人が外部という形でさせていただいております。以上です。</p>
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	外部の方もおられるということで、きちんと公平公正にやられてるというふうに期待したいと思います。

	この制度がうまく機能することが最も大切なことでありますけれども、将来この制度を、例えば役場職員だけでなく、先ほどからちょっと出てたような農業や林業に携わる方たちの就業体験等々も将来的には必要ではないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。
議長	村長
村長	<p>行政職だけではなく、他の職種という形で考えたところでは、現在必ずしも学生が対象ではないんですが、県が実施しております窓元インターンシップ、先月だったかな、も行われました。その事業の中で体験をしていただいて、仕事をする。</p> <p>また、福岡県の事業にはなりますが「くらしごと体験」という形で、ちょうど先週東峰テレビのほうに3日間でしたけどですね、職場体験というか実習ですね、という形で、県の事業で呼びかけた方が応募いただいて、した。そういうこともあっております。</p> <p>他の自治体では、例えば民間企業とマッチングをして、そちらのほうの職種の職場体験、就業体験を行っている自治体もございます。</p> <p>例えばという形で例示していただきました農業についても、やっぱり組織というか、やっぱり受け入れをする組織というものが必要になってくるのかなという形には思っておりますので、そういった部分についてこの就業体験、まずは行政職で行っておりますが、将来的な展望として、そういった部分の視野もですね、考えていくフェーズになっていくのかなというふうには思っております。以上です。</p>
議長	3番 佐々木孝議員
3番	<p>将来的には広げるということをお聞きして安心はしたんですけどですね、先ほども同僚議員が林業のことについて質問がありましたし、明日はまた農業部門についてもですね、質問があります。</p> <p>農林業については、もう、経済常任委員会でいろいろ審議をずっとしてきましたけれども、もう早急に手を打たないと間に合わないような状況が、もう迫っているというようなところがあると思いますので、窓業はそれぞれ焼き物屋さんたちで頑張っておりますので、農林業のほうにも力を入れていただければと思うところです。</p> <p>次に、地域おこし協力隊のインターンについて、質問をいたします。</p> <p>これまでにAPUの学生が2人地域おこし協力隊として半年間雇用されてきたと思いますが、その成果を村としてどう評価しているのか、お聞きしたいと思います。</p>
議長	総務企画課長
総務企画課長	<p>どのように評価しているのかということでございます。</p> <p>学生インターンとしまして令和6年度に西海（にしがい）さん、それから令和7年度に大賀（おおが）さん、2名が本村の各課の業務に幅広く従事していただきました。</p> <p>その中でも教育分野の取り組みとしてフィールドスタディの際に提案いただいた子どもの英語ガイドですね、ガイドの企画・実行など、子どもたちと世代が近いという強みを生かしまして、熱心に取り組んでいただいたところでございます。</p> <p>英語ガイドやガイドする際のツールとしてパンフレット等も作成する取り組みはですね、生徒さんや先生方から高い評価をいただいているところでございます。</p> <p>その他に、同じフィールドスタディの際に提案いただいたサイクリングツアーを若手職員と連携して、企画や準備に取り組んでいただきました。</p> <p>また、例年9月に実施しておりますAPUのフィールドスタディでは、各種調整等を自分たちで積極的に行い、具体的な活動発表が無事に終了したところでございます。</p> <p>今年度のインターン生については、フィールドスタディの提案の内容の実施に向けた道筋を付けるところまで取り組んでいただきまして、東峰村応援団の活性化案や秋</p>

	祭りの活性化案など、実際の活動に繋がっておりますし、若者の視点やバイタリティーを最大限に生かして、村に貢献をいただいたと思っております。以上でございます。
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>あの質問にも関わるようなことをまたおっしゃっていただきましたけれども、色々な事業をやってきたということで捉えたいと思いますけどもですね。</p> <p>この方たちは、確か半年間やられたんですかね。</p> <p>このインターン制度については、2週間から3ヶ月というふうになっておりますが、半年やったからそれだけ成果があったんだろうという気もしながらですね、2週間や3ヶ月でどれぐらいの効果があるのか、成果が上がるのかというのを、まずどれぐらいの期待をしているのかというのを、まずお尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほど課長が答弁いたしました。</p> <p>学生インターンですね、APUの学生さんが来る形と地域おこし協力隊インターンというのを、ちょっと頭の中で分けて考えていただきたいなというのが、一つございます。</p> <p>地域おこし協力隊については、お試し地域おこし協力隊という制度、これは2泊3日で、まずは村を体験しようとか地域を体験しようというものがあります。</p> <p>その次のステップとして地域おこし協力隊インターンという制度があって、これはもう言われたとおり2週間以上3ヶ月以下。これはもう具体的な村の中での課題を、その中でどういうふうに活動ができるかという、ちょっと長期版のお試し協力隊。</p> <p>これは、目的は当然その後のですね、地域おこし協力隊のほうに正式に任用、着任していただくための呼び水的な制度に、これはもう総務省の制度なんですが、制度になっているところでございます。</p> <p>学生インターン、APUの学生さんについては、当初、昨年については、6ヶ月という希望があつて、どうするのかという部分を、まず地域おこし協力隊インターンの制度で3ヶ月お雇いをして、その中であと3ヶ月については通常の任用職員としての雇用という形を取らせていただいたんですが、やっぱり途中で任用の制度が変わるというのが、すごく本人にも色んな制度、保険とかはいいんですけど、当然関係ないんで、宿のコストの関係とかですね、コストは関係なかったか。ちょっといろいろとありますて、今年については当初から6ヶ月ということでしたので、通常の会計年度任用職員という形で短期型ですね、採用をさせていただいたという実情がございます。</p> <p>だから、地域おこし協力隊の雇用の仕方については前段で言われたとおりなんですが、今回の学生インターンさんについては、一つの目標が、先ほど課長が申したとおり、フィールドスタディの準備、また若い人たちとのネットワークづくり、若い職員の意識改革等も含めたところでの活動でございましたので、この分についてはしっかりと効果があったというふうに感じているところでございますので、また相手方のあることではございますので、これについて継続はしたいという意向はあるところでございます。以上です。</p>
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>ちょっと確認をします。</p> <p>インターンで2週間とかを経験をする。その方がさらに延長という形ですかね。ちょっと違う。ちょっともう1回。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ちょっと分かりにくくて申し訳ありません。</p> <p>昨年ですね、最初に雇用というか、APUの方来ていただいた時が、3ヶ月間は地域おこし協力隊インターンの制度を利用させていただいたんですね。</p>

	その時には日額1万2千円とか、宿代は出ないとかですね、交通費も出ない。そういう形の中でやらせていただいて、あと6カ月ということでしたんで、3カ月間は通常の雇用をした時に、同じ給与体系が使えないというのがあって、それでやっぱりちょっと戸惑い等もございましたので、もう当初から村で、今年については6カ月間会計年度任用職員、地域おこし協力隊も会計年度任用職員なんんですけど、でお雇いをするという形になったところでございます。以上です。
議長	3番 佐々木孝議員
3番	確かにミッションによって期間も若干変わるかもしれませんね。 だからインターンで終わる方もおられれば、延長で1年間なる方もおられる。場合によってはそのまま、先ほど村長言われたように、3年間の地域おこし協力隊へ発展するというようなことで確認し合っていいんでしょうか。
議長	村長
村長	言われるとおりでございます。以上です。
議長	3番 佐々木孝議員
3番	インターンとして来られても、この村に愛着を持っていただいて、長く移住・定住してもらえるような人材育成をぜひお願いをいたします。 それから、次に行きます。 APUの学生の発表会が9月にありました。私は他の会議と重なりましたので、出席することができませんでしたので申し訳ないんですが、その後資料を見せていただきました。 その中にですね、この学生さんが感じたことだろうということで受け取ったんですが、「郷土への理解度が低い印象」という一文がありました。説明をする中学生の理解度が低いのかなと、私は捉えたんですが、総合的な学習等々で東峰学園では郷土学習をやっているんですが、どのような内容でやっているのか、確認のためにお聞かせください。
議長	教育長
教育長	確かに学生さんのほうからそういうふうな感想が出たというのは、私も確認しております。 ただいろいろな、それをもってもう学習が薄いということではなくて、やはりいろいろ子どもたちの認識の度合い、個人個人でも違いますので、そういう面が加味しているのかなと思っております。 学園としましては、もうどこの学校でも大体、小学校の段階は大体郷土の学習がずっと出てきます。1・2年生では生活科で町探検、村探検とか、3・4年生で地域の野菜作りとか、4年生で地域の公共施設、5年生で地域の農業、魚業とともに含めてですね、そういうことをやったり、6年生で色んな地域のスペシャリストとの交流とかですね。 ここ東峰学園では、中学校のほうになってきたら職場体験、そういうこともやりますし、保育園のほうで保育体験、といった宝珠の郷とか福祉体験とか、そういうことも行います。 1年生から9年生まで全般に通じて生活科、総合的学習、社会科の中で色んな地域の学びを深めているところでございます。 その結果、度合いは違うかもしれません、地域の色々なヒト・モノ・コトについて知る。または行者杉が英彦山との関係があるんだよということを、また繋がって知る。そして、行者杉がこういう歴史的な価値もあるんだよということで、単なる事実を知ること、それから関係性の中で知ること、そして村にとっては、こんな価値があるんだということを知ること、こういうふうな段階を踏まえて子どもたちは認識をし

	<p>ています。</p> <p>そういう中で少しずつながら子どもたちは、ふるさと学習を通じてですね、地域への愛着、そして最終的には誇りまで持って行こうと思っております。</p> <p>特に中学生での英語でのそういったアウトプットの体験は、非常にその辺りの地域の誇りというものを実感するうえで、非常に価値ある体験だと思っております。以上です。</p>
議長	3番 佐々木孝議員
3番	<p>今、教育長が言わされたように、小学校低学年からですね、中学校3年まで、学年ごとに学習を通して地域学習もやっているということではありますが、中学生が、APUの学生、今回はそうですが、案内する時にやっぱり必ずこここと、こことここは行くとかいうような場所もありますよね。</p> <p>少なくともその場所については、ある程度説明できるようにはなっておかないとけないだろうと思いますし、これは、内容的なことに私が口を挟む必要はないんですが。</p> <p>例えばですね、必ず行くと言ったら、竹棚田行きますね。焼き物屋さんとか、今言われる行者杉、あと岩屋神社も行くかと思うんですね。</p> <p>少なくともその辺りはあれなんでしょうけれども、村には、これちょっと宗教的な問題もあると言われるかもしれません、岩屋神社はもちろんすけれども、県の無形文化財になっているお星さま祭りがある福井神社、あるいは神楽や千灯明などやっている小石原の高木神社、それから行者堂とかですね、色んなものがありますけども、少なくともこれぐらいは、やっぱり村を宣伝する時にはですね、子どもたちもある程度理解をしておったほうがいいと思うんです。</p> <p>そういう意味でも、そういう学習をする機会というか、総合的な学習の時間等々がまだありますからね、もう1回見直しながら、積み重ねていただければと思うんですが、いかがでしょうか。</p>
議長	教育長
教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>教育内容に関してですね、こういったものも取り上げてほしいというのは。学園のほうにもいろいろアドバイスできるものだと思いますので、そういった方向で進めてまいりたいと思います。以上です。</p>
議長	3番 佐々木孝議員
3番	<p>ありがとうございます。</p> <p>村を、郷土愛と言いますかね、育てる意味からも意義深いと思いますので、ぜひよろしくお願いをいたします。</p> <p>それから、さっき課長のほうからですね、英語版のガイドブックも作ってあるというようなこともちょっとお聞きしました。安心しましたけれども、その子どもたちが作った英語版ですかね、これは村の観光の案内がありますよね、ガイドブックが。それと併せて村全体で使える方向で考えてありますか。</p>
議長	教育長
教育長	<p>村の観光パンフと一緒にというところまでは、まだ話が行っておりませんが、現在のところAPUの学生さんと初めてファーストコンタクトの時に、東峰村ってこんな村ですというのを英語で書いたパンフレットをもう作っております。3部ほどですね、色んなカテゴリーに分かれて。それをまた来年もリメイクしながらそれを活用していくという。</p> <p>また、色んな、先ほど議員が言われましたように、色んな場所を広げていきながらパンフレットを増やしていく方向で考えております。</p>

	<p>ちなみにこの前、8年生が大阪万博に修学旅行に行きました。その際には、そのパンフレットとか、それから東峰村のQRコードでの観光案内ができるような、そういうものをですね、子どもたち一人一人が外国人の人を見つけて、英語でコミュニケーションして、そして東峰村はこんなところだから遊びに来てくださいというようなことをアピールはしております。</p> <p>その後どれぐらい訪ねて来たかというのは、ちょっとまだこれからの期待値ですけど、そういう方向ですね、色んな修学旅行とかでも、インバウンドで色んな外国の方がいらっしゃいますので、そういうところで実際生きた英語を体験しながら、そういう外に発信していくという体験をですね、積み重ねていこうというふうな考えではあります。以上です。</p>
議長	3番 佐々木孝議員
3番	<p>ぜひお願ひいたします。</p> <p>それから、APUの学生の報告の中で、大学生とのフィールドスタディを続けていくための組織を、役場内に作れないかというような提案があったようですが、そのことについては、村長いかがお考えでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>APUさんとの連携、包括連携協定に基づく取り組みや、その一環ではございますが、学生インターンの活動、これは先ほど答弁したような成果も出ている。また、村の活気にも繋がっていると非常に感じておりますので、引き続き継続してまいりたいと考えております。</p> <p>また、議員さん質問のございましたフィールドスタディに学生からの提言、そういった独自に動けるような組織についてでございますが。</p> <p>今回、今年については、自転車のイベントをですね、サイクルツアーというのを1月22日に行いまして、参加者については一桁、元々10人程度を目標としてたんですけど、その中の取り組みをですね、庁内の若手職員の中で東峰村の地域魅力再発見プロジェクトというチーム、プロジェクトTと言っているんですけど、そのチームを立ち上げて、若手の人材育成という要素も盛り込みながら取り組んでまいりましたところであります。</p> <p>ただ課題もございまして、やっぱりこういった取り組みではありますけど、やっぱり働き方改革の中で、やっぱり時間中に打ち合わせ等を行うという形もあって、通常の本来業務のほうへの負担と申しますか、それも本人はいいかもしれないんですけど、その周りの方がですね、居て欲しい時に居ないとかありましたので。</p> <p>ただ、この活動については、続けていきたいとは思っております。ですので、色々な業務の兼ね合いもございますが、今が若手の職員を全部一括りにして、集団で動いているような感じではありますので、やっぱりプロジェクトリーダーと申しますか、そういった方、そのリーダーをまとめる組織というのは、当然企画の部局にはなると思います。</p> <p>そういう形を取りながらですね、無理のない活動をまずはできるようにしていきたいというふうに思っております。</p> <p>やっぱり中心となる部局はあると思うんですけど、そこに専門の動ける部隊を常に置いておくという形はですね、なかなか自治体の規模上、難しゅうございますので、そういった形で組織として動ける体制をですね、実施していきながら模索していきたいと思っております。以上です。</p>
議長	3番 佐々木孝議員
3番	仕事でするなら時間の制約はありますが、これボランティアでやるならですね、自分の好きな時間に自由にできる部分もありますので、体を壊したらなんですけど

	<p>ね。昔の若者たちはそういう意味でいろいろ頑張ってきております。それをそうしろと言うつもりはありませんけれども。その辺りは難しいところだろうと思いますけれども。ぜひ、活性化してほしいと思います。</p> <p>併せて「ふるさとミライカレッジ」による学生サミット開催も提案されていました。村の若手職員だけでなく、村に住んでいる若者たちを抱き込むと言いますか、と一緒にになってこの村の将来のありようとか、色んなことについて話し合う、そして「こんなことやってみようや」というようなことを実行していく、そういう村挙げての若い人たちの取り組みというか、そういうものも期待するところですが、村長いかがでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ふるさとミライカレッジによる学生サミット開催という提案の中ではですね、実際に今回、総合計画を作った中でも若手のワークショップという形で一つのテーマ、最初から言ってましたけど、「私がやる！我ら村守（むらもり）」という考え方ですね。この考え方を具体化していく、実現化していくためにも、やっぱり住民の方を巻き込んだ、こういった動きというかですね、は必要な部分であるというのは、もちろんの認識でございます。</p> <p>行政の担い手である村の若手職員という活動が今行われておりますが、村に住む若い世代の方々や交流人口とか関係人口としてですね、村の振興に協力いただいている、APUに限らず学生さんとかですね、そういう形も意欲的に村の活性化に向けた取り組みを進めるための環境整備はですね、重要なと思っておりますので、これについては、今現在、包括連携協定を結んでおります大学は、2つ大学がございます。</p> <p>また、そういう方々ともですね、新事業を含めた若者がチャレンジしやすい環境整備のあり方をですね、検討してまいりたいというふうに思っております。以上です。</p>
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>このことについては、私も大いに賛成しますし、総務省からの補助金等々も出るそうですので有効に活用しながら、今、村長がおっしゃったようなことで取り組んでいただければ幸いです。</p> <p>冒頭に村長言われたように、「私がやる」という、一人一人がですね、本当にやる気を持ってこの村づくりに取り組むことを期待して、私の質問は終わります。</p>
休 憩	
議 長	15時20分まで休憩します。 (15時10分)
再 開	
議 長	休憩前に続き、会議を再開します。 (15時20分)
議 長	6番 高橋弘展議員の質問を認めます。 6番 高橋弘展議員
6 番	<p>今回は3つの大きな質問をさせていただきます。</p> <p>まず1点目です。</p> <p>1点目は、がん患者のアピアランスケア、外見に関するケアについてお尋ねしていると思います。</p> <p>質問の要旨の読み上げにはなりますが、日本人が一生のうちにがんと診断される確率は、2021年のデータでいくと、男性が63.3%、女性が50.8%と、約2人に1人が一生のうちにがんと診断を受けるという日本のこの世の中となっております。</p> <p>一方で、今がんに関しても5年生存率が、がんの種類によりますけれども、医療の</p>

	<p>向上によって上がっており、社会復帰をする方々も増えてきております。</p> <p>その中で、治療に伴う外見の変化に対して、医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の方の苦痛を軽減するケア、これがアピアランスケアと呼ばれるんですけれども。</p> <p>そういったふうにがん患者の方々が社会復帰、社会参加を促進していくことができないかという質問でございます。</p> <p>福岡県のほうも医療用ウィッグや補整具等々の購入費を助成する市町村を支援する事業を行っております。</p> <p>この質問に関しては、村内にいらっしゃるがん患者の方から受けた質問でもございます。</p> <p>というのも、医療機関において「お宅の住まわれている市町村では、こういった助成事業は行っていますか。確認されてはどうですか。」というところでご質問いただきました。</p> <p>「他の市町村はやっているけど、東峰村はどうなんですかね」というところでございまして、東峰村ではこのアピアランスケアに対する助成事業は行わないのか、お尋ねいたします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>この議員さんの提案というか、ご質問でありますアピアランスケアについて、この質問をいただいて、実際自分もこの制度を存じ上げなかった部分もございます。</p> <p>実際にこのチラシをホームページで確認した時に、残り3つの自治体だけというところで、逆に何でという思いがありましたので、これについては、一応県のほうの補助、市町村が負担する分に対しての県の補助等も制度としてございます。</p> <p>ただ、県が実施主体ではなく、自治体のほうが制度を構築しないとできないということでございましたので、これについては、大変申し訳ないですけども、すぐ対応するように。</p> <p>ただ、これ予算が伴うものでございますので、ちょっと12月の補正には間に合っておりませんので、対応はさせていただきたいというところで考えております。貴重なお話をありがとうございます。</p>
議 長	6番 高橋弘展議員
6 番	<p>ぜひ、60市町村中57実施ということで、残るわずか3に入ってしまっているので、早急にしていただきたいのと、また、少しお尋ねしたいのが、たまたま全市町村までは調べられてはいないんですけども、同じ区域の筑前町さんの、「この筑前町アピアランスケア推進事業について」というページを拝見させていただいた中で、筑前町さんは令和5年度からこの事業を行っております。</p> <p>その申請期限の注記事項を見てみると、この令和5年に始めておきながら、遡及して令和3年度から令和5年度まで2年間遡って、そういった補助を行うということを申されています。</p> <p>そもそもこの県の助成事業自体が、おそらく令和3年ぐらいから始まっているのかなというところがありまして、じわじわ、じわじわこの実施自治体が増えていったという経緯もあるのかなと思っております。</p> <p>筑前町さんがどういった経緯で遡及されたのかは存じ上げはしないんですけども、こういったふうにそもそも事業があったものに対して、ちょっと一旦東峰村が乗り遅れているのもあって、もしがん患者の方が今もそういう医療用ウィッグであったりとか、アピアランスケアに対する部分をしようというかですね、されてたりという部分があれば、そういった遡及という部分も可能なのかどうか。</p> <p>なかなかここで判断できる部分難しいかもしれません、考えについてお尋ねした</p>

	いと思います。
議 長	村長
村 長	<p>議員さん言われるとおり、この県の事業については、令和3年度から実施をしていくということでございます。</p> <p>筑前町が遡り令和3年度から行った部分について、財源等がちょっと分かりませんが、村として、先ほどちょっとと言われたとおり、即答できる部分ではございませんけど、やっぱりこのことに対して、一定の素地というか、は必要であるなというふうには思っているところでございます。以上です。</p>
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	<p>ぜひ、今後ですね、課内と庁内等でご検討いただきたいなと思っております。</p> <p>冒頭で村長の答弁でも、私の質問の1回目の答弁でもありましたが、なぜ、この60市町村の中で、残る3市町村になってしまったのかという部分に関しても、少し原因についてお尋ねさせていただきたいなと。</p> <p>こういった県の事業を行う場合に、やっぱ東峰村って結構最後になるパターンって多いんですよね。それがどういったところに原因があるのかなと。</p> <p>もちろん担当、本当にそれ専属担当という方がなかなかこの村において、市町村規模からして付けれないという部分ももちろんあるかと思いますけれども、こういった情報がいかに課内でしっかりと共有をされたり、実施検討がされているのかという部分に対して、今回この60市町村中のラスト3というふうな部分になったのか、少し原因のところについてお尋ねしたいと思います。</p>
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>確かに福岡県のほうではですね、令和3年度から市町村向けに補助事業を行ってきています。村ではですね、これまで補助金を活用できない状況でございました。</p> <p>これはですね、課内の人手不足、それから業務の優先順位によるものではなかろうかというふうに考えているところでございます。</p> <p>令和3年度、当時はですね、コロナ禍で、特にワクチンの集団接種などの対応がですね、最優先となりまして、令和5年度、収束はしておりませんけれども、その後もコロナは残っておりましたけれども、そういうたとえでなかなか着手が困難だったということも原因ではなかろうかと考えておりますし、令和5年度と申しますと、災害がまた発生をしたという状況もございました。また、こども家庭センターの立ち上げ等もですね、行っております。</p> <p>その後はですね、コロナワクチンとか帯状疱疹ワクチンの接種事務、そういうものもですね、増えてきたという状況でございまして、なかなか人手が足りなくて、この補助事業にですね、すぐに着手ができなかつたものと考えております。</p>
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	<p>あまりこの、なぜできなかつたを追及する意図は全くないんですけども、できれば改善する方向として、やっぱりどういうふうにこういう県の助成事業であつたり、市町村主体であつたりするけれども、県が一部補助するというふうな事業があつての場合に、どういうふうな通知が来て、どういうふうに市町村にアプローチがされているのかという部分が少し不透明で、なぜ、忙しいのはもちろん分かるんですけども、優先度合いを何か、すごく少ない人数というか、すごい閉鎖的な中で決まっててしまつてないかなという部分もあって、ちなみに県からは、どういうふうにこういった助成事業、これは令和3年からというところを逆算すると、大体県って3年刻みでこの事業というのがたぶん精査される中で、3年以上もこの事業が生き残っている中で言うと、やっぱ毎年、毎年通知が来たりとか、何かお知らせが来たり、説明会があったりするのかなというところからこぼれ落ちてしまつたりするのかなという。</p>

	<p>もちろんこの、最初からこの事業に他の市町村が乗ってたわけでもなく、ちょっと同僚議員から頂いた資料の令和4年時点では20市町村しか実施はしてなかつたりしたんですよね。</p> <p>という中で、県からどういった、こういった助成、この事業に対して通知が来てるのか、分かる範囲でいいのでお伝えいただけますでしょうか。</p>
議長	副村長
副村長	<p>私も県から来ている身分ですので、その立場でお答えさせていただきます。</p> <p>私も県にいて市町村さんにご協力いただく立案したことは当然あるんですけども、その際、予算を編成する前年度、概ね意向調査のようなものを実施いたします。</p> <p>こうした取り組みをやった時に実施する意向はあるかどうか、その回答をもとに大体予算の規模というのを決めていくんですけども、実際に予算が成立しましたら年度当初に、これは分野別だったり財政担当者全般的とかだったりとか、県の施策の説明会みたいなものをいたしまして、市町村さんが活用できる県の助成制度、こういうものがありますよというものを照会したり、あとは各課が個別に働きかけをしたり、といったところがございます。</p> <p>先ほど回答にもあったとおり、マンパワーという話ございましたが、一般的に意向調査のようなものが来た時にですね、私だったら村長まで判断が上がるかというと、全部が全部そういうわけではなくて、各課がその時の業務の状況に応じて、各課の判断で回答しているというところもございますので、ご指摘のとおり見落としがあるかもしれませんというの、そのとおりだと思います。</p> <p>あとはですね、私が東峰村に赴任させていただく前もそうだったんですけども、引き継ぎのようなものを受けた時に、県の行財政支援課からいろいろ情報をいただくんですけども、議員おっしゃったように、東峰村が実施してなくて、他の50いくつの自治体がやっている制度があるとか補助があると、これをぜひやるよう中で働いてほしいというようなオーダーを受けて送り込まれるということもですね、実際にはございます。</p> <p>すみません、アピアラ NS ケアについて、それがあったかというと、実際なかったんですけども、今回のケースで言うと。</p> <p>私もそうした立場で来てるんですね、そうした遅れがないように府内で話したりとか、あるいは県の照会が上がった時に、できるだけ相談が上がるような空気づくりをですね、府内でいけるように取り組んでいきたいと思います。以上です。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>せっかく副村長が県から来てらっしゃるんで、ぜひ、こういった情報共有であつたりという部分と、1番になる必要があるかというと、1番を目指す必要ってそこまでなくて、しっかりとやっぱり福岡県の中で一緒に波に乗ってというか、世の中のしっかりと流れをつかんでいって、やっぱり福祉の向上にしっかりと努めていただきたいというのが本心でございます。ぜひ、情報共有、情報収集には、これまで以上によろしくお願いしたいなと思います。</p> <p>それでは、次の質問にまいりたいと思います。</p> <p>マイナ救急の運用について、ということでございます。</p> <p>これは、今年の10月からですね、全国的にこのマイナ救急というのが始まっているところでございます。甘木・朝倉消防本部でも今年の10月からマイナ救急の実証事業を開始しているというところでございます。</p> <p>これが何かというと、救急搬送時に自分の病歴や飲んでいる薬等の医療情報を救急隊に正確に伝えることができ、円滑な搬送先病院の選定や適切な処置、搬送先病院で治療の事前準備ができるなど有益なこともあります、一方で実証実験中にも色々デ</p>

	<p>メリットっていう部分も言われてたりはします。</p> <p>とはいえるマイナンバーカードの普及が進んでいる中では、このマイナ救急、今後さらに使いやすくというか、効果が高いものになってくるのではないかというところで質問させていただきたいと思います。</p> <p>現状におけるマイナ救急の、まず運用状況そして現在のマイナ保険証登録数、登録率についても併せてお尋ねしたいと思います。</p>
議長	総務企画課長
総務企画課長	<p>まず、マイナ救急の運用状況のほうからございますが、10月から始まったということで、10月から11月末までの実績で、本村内の救急搬送が11名中4名がマイナ救急を利用したということでございます。</p> <p>それから登録数・率等々でございますが、本村におけるマイナンバーの普及率が10月末で97.2%でございます。マイナ保険証のですね、登録率は、村で把握できる保険としまして国民健康保険、こちらのほうが9月末ですが、92.7%、さらに後期高齢者医療保険のほうが、こちらも9月末ですが、68%の利用登録ができているとのことでございます。以上です。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>11名中4名のマイナ救急の利用だったということで、思ったよりは高いのかなという印象もあります。</p> <p>その中で何かこう、良かった話、良かった話という聞き方がいいのか分からぬですけれども、メリットであつたり効果があつた、もしくは課題があつたという部分は、何かお聞きしている点はございますでしょうか。</p>
議長	総務企画課長
総務企画課長	実際ですね、救急のほうからどういった効果があったとか、直接は聞いておりません。大変申し訳ございません。
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>私もこれ、最初このいつもの要旨を上げさせていただいた時は、これ結構いいなどいうか、ポジティブな形でこれ取り上げようかなという部分もあったんですけれども、ちょっと調べれば調べるほどですね、このままの状況で運用が進んだ場合に、本当に価値を付けるのかなという部分のちょっと不安は抱いております。</p> <p>というのが、この救急用サマリー、救急隊の方が見れる情報というのが結構限られていたりします。何でも見れるのかなというと、何でも見れないような仕組みになつていて、医療機関が見れる情報と救急隊が見れる情報に差ができるております。</p> <p>例えばのところで言うと、受診歴は過去3か月間であつたり、手術歴は5年間遡れます。あと調剤に関しては45日前まで、薬剤に関しては3カ月とか色々な縛りがあつたりしています。</p> <p>なので、医療機関にかかつたり定期的に特定健診もですね、過去直近の特定健診も把握はできたりするんですけども、正確に医療機関にかかつてないと、そういう情報が得られない仕組みだったりもするので、必ずしもみんながマイナンバーを救急隊に預ければすべてが分かるという制度でもないんだなというところは、調べて分かってきた中で、まだちょっと自治体の表現の仕方によって、どれが本当なのかちょっと分からぬ部分もあるんですけども。</p> <p>例えばもっているアレルギーの情報であつたりする部分も、今これから見れるようになるかもしれない情報であつたりするらしく、ちょっとその辺も、ごめんなさい、確かな情報得られてはないんですが。</p> <p>ちょっと何が言いたいかと言いますと、救急でマイナンバーカードを見せれば、病院の選定にすごく役立ち、搬送先の病院での確な治療が受けれるかというと、必ずし</p>

	<p>もそうじゃないかもしれないという部分を、ちょっと併せ持たないといけないのかなというところを思っております。</p> <p>そういういたマイナ救急で得られる部分の情報、そういういた部分に関して、直接的に、じやあその、救急隊の運用が村でするかというと、広域圏の仕事でございますので、直接的な把握って必要ないかもしれないんですけども、次の質問の中で、村民の方への周知をする中で、マイナ救急始まります。じやあ、しましょうねという時に、必ずしも対象者というか求められる効果が得られるかという部分に関しては、ちょっと注意が必要なのかなと思っていた部分で、ちょっと私も、これどう組み立てるかすごく迷ったところではあるんですけども。</p> <p>2番目の質問にまいりたいと思います。</p> <p>このマイナ救急に関して、村民の方への周知、確かにこの11名中の救急搬送の中で4名このマイナ救急使われたというのは、ポジティブ、前向きに考えればすごく村民の方もご協力というかですね、良い形で進んでいるのかなと思いますが、現時点の周知のあり方について、お尋ねしたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>マイナ救急につきましては、先ほど高橋議員言わされました。</p> <p>村としてはですね、やっぱりちょっと良い情報しか入っていない部分がございましたので、また、色んな形での課題、これは救急隊との共有等が必要になってくるかなとは思っておりますが。</p> <p>実際に広報といったしましては。10月から始まるということで、広報紙の10月号において、マイナ救急の内容やメリットについてを掲載しております。確かにメリットの部分をお知らせをしていったところでございます。</p> <p>また、庁舎等にはポスターを掲示し周知には努めている。救急車を呼ぶ時にはマイナ保険証を準備しましょうとかですね、そういう呼びかけは行っているところではございます。</p> <p>その他においても救急車にステッカーを貼り付けていただいているとか、また総務省、消防庁のホームページにおいて動画等も分かりやすく広報がされていて、これもQRコードを広報紙の10月号に掲載していたり、今、東峰テレビでもですね、最初の20分の間にマイナ君が出てやり取りをするという動画、ちょっと長めの動画ですが、これを出しているという部分もあります。</p> <p>そういう良いところ、言うと失礼になるんですけど、良いとこばっかりを報道しているという形に、報道というか告知、PRをしているという形になります。</p> <p>ただ、少なくともそれがないよりは良い情報が手に入るという部分については認めざるを得ないのかなとふうに思っておりますが。</p> <p>そういう形において、やっぱり個別にこういう情報なんだよとかいう部分、これはあんまりマイナス的に告知をするのはですね、自治体としてはなかなかできませんけど、そういういた部分については、担当等としてもですね、把握はさせていただきたいというふうに思っております。以上です。</p>
議 長	6番 高橋弘展議員
6 番	<p>ちょっと私が言ったネガティブな部分に関しては、2つちょっとアイデア的などころと言いますか、ぜひ、やっぱ村として推奨をする部分として進めていただきたいというのが、総合健診、健診を毎年受けることで、やはり何か救急があった時に、情報が的確に使用されるというところの、健診との一体感というのをしっかりとしていくことがまず重要なのかなと。</p> <p>そこでの記録というのが直近の部分、少なくともマイナ救急で見れるというところ。</p>

	<p>あともう1点、住民福祉課の中でぜひ、マイナ救急との連携のあり方ということで、救急医療情報キットだったか、ちょっと正式名称は忘れましたけれども、こういう箇状のものになって、要は冷蔵庫なり玄関先なりに置いておいて、その方の持病であつたりかかりつけ医であつたり、投薬等の履歴であつたりという部分を記す部分があります。それとの連携というのがまず必要なかなとも思います。</p> <p>マイナ救急がすべてでもないけれども、一時的な本当に直近の情報が知れる、プラスやっぱりそれでは分からぬ部分というのを補完のがキットでもあるかなと思いますので、そういったその元々ずっと続いていることとの連携というのもしっかりと図っていただきたいなと思うところですが、課内でご検討いただけますでしょうか。</p>
議長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>確かに議員おっしゃるとおりですね、総合健診を受診していただければですね、その中で特定健診を受けます。その特定健診の情報というのはですね、マイナ連携で見れるという状況になっておりますので、そこはかかりつけ医でもどこでも見れるわけですね。ですので、特定健診ですね、ぜひ、受けていただきたいと思います。</p> <p>昨年度の特定健診の受診率がですね、50%を超えるました。今年はですね、住民福祉課としましては60%台を目指すように今取り組みをですね、行わさせていただいておりますので、ぜひともですね、総合健診、残り50%の方はまだ受けておりませんので、特定健診をぜひ受けていただきたいというふうに考えております。</p> <p>また医療情報救急キットの件でございますけども、これについてもですね、年に1回集落支援員が情報は更新をしているというところでございますけれども、マイナ救急が始まった際にですね、マイナカードをコピーして、その中に入れといたら対応できるのかということで、消防署にも確認したんですけども、それは無理ですと。</p> <p>それは当然、個人番号とお名前と生年月日が分かるので、そういう対応できますかという問い合わせをしたんですけども、それは無理ですということを言われましたので、今、議員おっしゃるとおりですね、やはり情報を更新していくということが大事かと思いますので、そういった取り組みをですね、住民福祉課として行っていきたいと思います。以上です。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>ぜひ、進めていただきたいなと思います。</p> <p>最後の質問にまいります。</p> <p>最後の質問は、村長選挙立候補予定者説明会の実施時期について、お尋ねしてまいりたいと思います。</p> <p>先々月になりますか、10月に村長選挙並びに村議会議員の補欠選挙が実施されました。その選挙に関わる立候補者説明会の実施時期についてなんですが。</p> <p>告示日が9月30日だったんですけども、その2週間若干切ってのような形の9月17日に立候補予定者説明会が実施をされております。</p> <p>ちょっと後々聞いた話なんですけれども、今回村長選挙をするにあたり、公開討論会を実施された朝倉市のグループもございました。そもそも青年会議所さんが色んな地域で公開討論会実施をされてきたんですけども、なぜされなかつたんですかと聞いたら、やっぱり予定者説明会がこの時期だったら、さすがに組織として準備ができないという話もあって、直接この色んな陣営の方々に「準備できましたか」と聞くことはしてはないんですけども、さすがに2週間前に説明があって、じゃあ公費負担、今、公費負担って選挙カーであつたりとかガソリン代、あるいはポスター代等々の公費負担がある中で、その制度もやっぱり前回とか、そういう4年前等々とは変わってくる部分というのがある中でいくと、ちょっとこの2週間という期間が短いのではな</p>

	<p>いかなと感じたところでございます。</p> <p>今回の実施時期についての、まず見解というところについて、まずお尋ねしたいと思います。</p>
議長	総務企画課長
総務企画課長	<p>今回、告示日の2週間前だったということでございますが、公職選挙法におきましてはですね、立候補者説明会の実施時期の規定はございません。が、実施機関の決定につきましては、今回、過去令和3年度に執行した東峰村長選挙ですね、の告示日の16日前、その前の平成29年の際もですね、16日前に開催した経緯等々を踏襲しまして、今回9月の17日に開催するということで、選挙管理委員会で決定したところでございます。以上です。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>選挙管理委員会の中でいろいろ議論されていると思うんですけども、立候補者説明会から様々な、要は告示日前までに選挙期間中の準備をするというものに対しての議論というのは、どこまでされているのかというのと、基本的に村議會議員の混戦、要は4年に1回の選挙の際は、大体1カ月ぐらい取られているかと思います。</p> <p>なぜ、なんかこの村長選挙だけ短いのかなという、逆に思うところですけれども。村議會議員と村長選挙の差があるのか、とりあえず前年踏襲だからこれなのかというと、どういう話なんでしょうか。</p>
議長	総務企画課長
総務企画課長	<p>先ほどの件でございますが、村長選挙並びに議員選挙にですね、そういう期間的な差別というか、それは全く持っておりません。あくまでも過去を踏襲して日時を設定したところでございます。</p> <p>その過去においてもですね、その時のことと言えばそうなんですけど、色んなそういう意見等々がちょっとございませんでしたので、というのもございましたので、今回こういうところで、14日ぐらいですかね、間がですね、で決定させていただいたところではございます。</p> <p>今後立候補者の準備等々も考慮しまして、実施時期を一般的には1カ月とかいう形を取っておりますので、検討させていただきたいと思っております。</p> <p>なお、令和8年4月のですね、予定しております東峰村の議員選挙につきましては、12月の選挙管理委員会で令和8年の4月の26日日曜日に決定しましたので、立候補予定者説明会を3月の24日火曜日で予定しております。</p> <p>ちょっと返答になるかどうか分かりませんけど、以上でございます。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>直近のすぐある村の選挙としましては、村議員選挙という中では、一旦告示、投開票日から約1カ月ということにはなるかと思います。</p> <p>選挙管理委員会として、ぜひこの、要は告示日から遡って、大体どれくらいが選挙に対する準備期間だという一定の概念を持っていただきたいなと。選挙ごとによって立候補者説明会の日時が違つてというのと、やっぱり準備するものっておそらく首長選挙のほうが多いと思つたりしますので、そういう中での考え方であったり、あとは村議員選挙におきましても、やはり今回補欠選挙で欠員が出ております。新人の方々がもし4月で立候補されるということであれば、新人の方ほど選挙制度の理解というのは非常に難しいというか、なかなか独特なものもありますので、やっぱり早い時期の実施というのには望ましいのかなというところもあるかと思います。</p> <p>もう今回、おそらく12月の選挙管理委員会で決定されたのかなというところでございますので、しっかりとこの辺の広報をですね、早めに行っていただいて、立候補される方々が準備ができるような体制を整えていただきたいと思います。</p>

	それでは、質問を終わります。
散 会	
議 長	これを持ちまして、本日の会議を終了します。 明日10日は、午前9時30分から開会します。 本日は、これにて散会します。 (15時55分)

## 第7回 東峰村議会定例会会議録

令和7年12月10日  
( 第 2 日 )

東 峰 村 議 会

## 令和7年 第7回東峰村議会定例会議事日程

令和7年12月10日開議

開会宣告

議事日程の報告

日程第 1 一般質問

開 議	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、9名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。</p> <p>議事日程は、皆さんのお手元に配布のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 昨日に引き続き、一般質問を行います。</p> <p>1番 和田将幸議員の質問を認めます。</p> <p>1番 和田将幸議員</p>
1 番	<p>今回は、経済常任委員会にて、東峰村の農業振興について質問いたします。</p> <p>経済常任委員会では令和5年7月から東峰村の持続可能な農業について、先進視察や現地調査などを行い、議論してきました。</p> <p>先に配布している資料1、2をご覧ください。</p> <p>この見解は、経済常任委員会独自の見解ですのでよろしくお願いします。</p> <p>経済常任委員会は、村の農地を詳しく現状視察をしてきた結果、いろいろな課題が見えてきました。村全体の課題としては、これが一番の問題ですが、耕作者の高齢化による担い手問題、機械等の更新による金銭的負担や担い手が確保できない状態で機械の更新などの必要性の問題、耕作者の高齢化、減少により取水口、用水の管理作業の負担、害獣の対策や害獣被害、整備されてない農道、作業道などの問題があります。</p> <p>小石原地区においては、耕作をしているが、村外在住の方が多いため今後の後継者が把握できない問題やポンプアップでなければ取水できない圃場などの問題がありました。</p> <p>農業の継続問題では、耕作者が少なく、集落協定地区は8地区あるが、5年後はなんとか継続できそうでも、10年後は1地区を除きほとんどが厳しい状態だと見受けられます。</p> <p>宝珠山地区においては、広範囲にいくつもの圃場を耕作すると、いくつもの用水管理が必要になり、水上げなどが重荷になり手が回らず負担が大きい問題も出ています。</p> <p>不在地主の農地荒廃の問題や単独で耕作のため、農道、用水ともに補助が受けられないなどの問題もありました。</p> <p>集落協定地区では13地区あるが、5年後はなんとかなっても10年後は2地区が厳しい状態に宝珠山地区はあります。</p> <p>これらの東峰村の農業の現状に対して、村長の所見をお伺いします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ご質問いただきました経済常任委員会の皆様におかれましては、昨年からの米作りの関係、また今回農地の関係、農業の後継、継続の関係についてですね、さまざまな現地視察等で調査を行っていただき、また協議をいただき、今回このようなご質問をいただきますことをですね、まずもってその活動に対しまして感謝を申し上げるところでございます。</p> <p>今回の質疑応答につきましては、提言という形での部分が大きくなる。ちょっと村としてはですね、現状を把握した中でどう進めていくか、もう共に考えなければいけない部分でもございます。ですので、どうぞよろしくお願いしたいというふうに思っているところであります。</p> <p>先ほど現状についての課題、質問をいただきました。これについては、もう自分も</p>

	<p>農業をしている関係もございます。自分の周りでもやはり、うちは2つの用水をかかっている分で、2つの用水の水上げを出るのもなかなか大変だな、それが3つも4つも色んな形でやっていたいしている方、受け手ですね、小作と申しますか、それでやっていたいしている方についても、すごい負担だろうなと思しながらも、やっぱそういう方は結構、喜んではいないと思いますけど、すごく積極的に関わっていただいている。そういう方たちに対して、やっぱ村としてどういう形で継続的な農業を続けていくための環境整備ですね、これをどう考えていかなければいけないか、非常に重要なテーマだと思っております。</p> <p>まず、村の活力の維持向上を図るためににはですね、やっぱり農業というのが継続できる環境づくりが、やっぱり最も重要だと思っております。</p> <p>農業振興については、現状として議員ご指摘のとおり、課題が多いというか、もうほんと課題しかないという状態なのかなというふうに思っております。</p> <p>従事者の後継者問題、また先ほど申された農業機械の問題、用水の問題、農道の問題、小規模な田んぼでなかなか宝珠山地区においては、やっぱり圃場整備もできない中で、どういう形で農業の省力化を図っていくか、この取り組みについても、やっぱり議員さんの皆様、また農業委員会のほうでもですね、協議をいただいております。村の中でも地域計画という形で、地域の現状を地域と共有の認識を持ちながら、5年後、10年後どうやっていくかという話をですね、しておるところではございますが、なかなか光が見えてこないという部分ではございますが、しっかりとその課題をですね、村としても農業委員会、議員さん、皆さんと共有をした中で、どういう形で進めて行ってどういう方向性を示していくのか、これを、少し時間がかかるかもしれません、やっていかなければいけないと思っております。</p> <p>農業の維持、自分がよく言う部分で、農地を守るという活動は、今、どちらかというと中山間の直払いができるのかなという部分はあるんですが、やっぱり農地・農業を維持していくためには農地を活かすという活動をですね、どうしていかなければいけないか、これが村、自分に課せられている大きなテーマであるというふうに認識はしているところでございます。以上です。</p>
議長	1番 和田将幸議員
1番	<p>昨日同僚議員も言われてたとおり、農林、農業と林業、かなり問題が山積しているみたいに思われます。</p> <p>それで10年後も継続可能とみられる地域の中には、組織としてしっかりと取り組んでいる地域もあります。農道などを計画的にコンクリート化を行い、学校関係と事業として連携をとるなど、組織としてしっかりと活動を行っている地域や、組織として守るべき農地を誰が守るか、また、現在ある農地をどのように活用していくか、各集落で検討して課題を出し、計画を作成し、計画的に営農に取り組んでいる地域もあります。</p> <p>一昔前は共同での機械など、作業時期が重なり活用が難しいことや故障した時の問題などで難しいと思われていましたが、現在の担い手の減少やオペレーターの育成などきちんと行い、組織で機械購入をしている地域もあります。</p> <p>このように活発的に活動している地域の活動を、これから村の広がりについて、村長の所見をお伺いいたします。</p>
議長	村長
村長	<p>ありがとうございます。</p> <p>10年先を見据えた継続できる農業という形の中、まだ合併前に、ちょっと集落営農組合、ちょうど下福井の営農組合、東福井と西福井と一緒に営農組合を作ろうという活動を職員として普及センターとですね、一緒に携わさせていただきました。</p>

	<p>この時に、やっぱり話し合いをする中で、県のほうとしても村としても、やっぱり地域で農業を守っていくためにはどうすればいいのか。それは機械と一緒に使う、また組織内での受委託をしながら、やっぱりできない農家さんに対して支援をする。そういういた取り組みを行おうということで、作り上げることができました。</p> <p>その時の話の中でも、やっぱり農機具使う時期、「地区の中で一緒に機械を買つてもどうすると」とかです、そういういた話があつておりました。</p> <p>ですので、その時の解決策としては、やっぱり東峰村って竹地区から東福井とか西福井の平野部というか、の収穫の時期、耕作の時期が変わるので、地域を超えて、例えば下福井であれば竹とか岩屋のほうに応援に行つたら、時期的にも空くんじゃないかとか、そういう話もですね、確かにその時にした記憶はございます。</p> <p>そういういた部分の中でも、やっぱり実現となると、それをマッチングというかコーディネートする組織を超えた部分がなかなか見つからなかつた、できなかつたという部分もあって、やっぱり地域でどうしようかという部分にまとまつてしまつたというのは、現実してあると思っております。</p> <p>広がりについて、先ほど議員さん申されました、学校との協働とか外部の方との交流、こういったことで活動されている地区、確かにございます。そういうところについては、やっぱり元気だなという印象は持つんですが。</p> <p>例えば、あんまり具体的な地域名を出すのもあれなんんですけど、10年前ぐらいに学校を取り組んでいたところについては、やっぱり従事者の高齢化の中で、それがどれぐらいの負担になつたか分からんんですけど、やっぱり学校側の都合もあって、少しその活動が終息というか、なつてゐる部分もある。</p> <p>そういういた中でも、やっぱり外部の方との繋がりがある農業というのは、自分としては強いなという。地域間のやり取り、助け合いができる部分については、色々な形が見えてくるのかなという部分は、思つてゐるところでございます。</p> <p>これについて、どういう形でできるかというのは、なかなか難しいなと思っておりますけど、これは話し合いの中で進めていかなければいけないというふうに思つてゐるところでございます。これについては、ちょっと具体的な回答にはなりませんが、以上でございます。</p>
議長	1番 和田将幸議員
1番	<p>今回先進地にいろいろ視察する中で、改めて村の中の地域の活動を見てみると、色んなところでいい活動をできてるなって思うところが多々ありました。</p> <p>ですが、今の現状で団地同士の繋がりとか、そういう活動を発表する場、住民のほうに。それをまねして、どんどん良いほうに持つていくというその機会が、なかなかないような気がしてます。それに対して、村長はどう思われますか。</p>
議長	村長
村長	<p>これについては、なかなか機会がない、確かにそのとおりだと思っております。</p> <p>何と申したらいいですかね、道筋を示せる具体的な事例とかですね、何となくみんな分かっているんだけど、自分たちのところに係つてきた時に、でもそこまではしきらんなとかいう思いが、やっぱりある部分ですね、どう打ち破つていくかという部分について、やっぱり色々な活動をお互いに知り合うということは重要だと思っております。</p> <p>これについて、どういう形でその場をですね、設定するか。広報等で出せればそれでいいのかという話ではなくて、やっぱり発表があつた後に交流会というか、そういうものを行つたうえで、じゃあ自分たちの地区で何かできるのかなという思いが行くところまでいかないと、なかなか進まないなというふうには思つておりますので、これについては、ちょっと内部のほうでもですね、どういった形ができるか考えさせて</p>

	いただきたいというふうに思っております。以上です。
議長	1番 和田将幸議員
1番	<p>この農業振興についてはいろいろ視察をしてきましたが、正解と言えるところがないというか、みんな手探りで探っている。良いほう、良いほうに少しづつ持っていくしかない状態が続いています。そういう舵取りが行政とかで少しきっかけづくりができれば、そういうところもよろしくお願ひします。</p> <p>持続可能な農業を実現するために、農業先進地視察を経済常任委員会では実施してまいりました。大分県国東市にある株式会社松原ファームでは、中山間地域において省力化が見込める乾田直播の可能性を探るために視察を行ってきました。</p> <p>日田市の小野地区、農事組合法人小野谷では、30年前から運営している農事組合法人の視察も行っています。</p> <p>小野谷では、組合長が20年ぐらい務めていたり、理事などが総出で除草作業などを行うなど、どちらかというとマンパワーに頼って民間で頑張っています。</p> <p>ですが、どちらも条件的に基盤整備をした農地が前提などの条件があり、なかなか厳しい状態です。中山間直払いの一部を充てるなどの取り組みもありましたが、基盤整備が進んでない東峰村と照らし合わせると、なかなか難しいところがありました。</p> <p>また、宮崎県日之影町のひのかげアグリファームは、自治体出資による株式会社形態の農業法人です。運営助成金として年間1,000万円を町から助成しています。</p> <p>ここは基盤整備が条件などなく、社長が町長で取締役兼事務局長を課長補佐が務めています。町長が農業崩壊を防ぐ、農地景観を守る、と強い使命感を持っています。町長自ら既存の農業形態を改革し農業法人を立ち上げたそうです。事務局長も、狭い圃場でもできる限り受け入れたいとおっしゃっておりました。</p> <p>すみません、資料のほうの資料3のほうにアグリファームの資料になっておりますので、ご覧ください。</p> <p>中山間広域協定での集落広域協定加算などをを利用して、農作業受委託システムを構築し、委託者、受託者双方にメリットがあるようにしています。人材育成にも力を入れ、ワーキングホリデーの活動や担い手バンク、担い手バンクには67個人団体が登録するなど精力的に活動を行っています。これらの先進地の活動に対して、村長の所見をお伺いします。</p>
議長	村長
村長	<p>先進地の話について、一つ一つ言うとすごい時間がかかるのかなというふうに思っておりますので、ちょっとまとめるような形で所管というかですね、申し述べさせていただきたいと思っております。</p> <p>直播の分については、状況を見ると、やっぱり大規模な農地でないとなかなか難しいのかな。これがちょっと技術革新とかが進むと小規模のところでもやっていけるのかなというふうに思っておりますが、これについてはやっぱり今後の研究等もですね、待ちたいなというふうに思って、これすごい効率というかですね、省力化になるというのはもう十分認識しているところでもございます。</p> <p>小野谷についても、やっぱり基盤整備したところしかやらないよという話もちょっとあるというところではございますけど、やっぱり地域をどうにかして農地を守っていこうという気持ちですね。これがやっぱり現れている活動という部分は十分感じたところでございます。</p> <p>それと日之影町のアグリファームについては、これ例えば東峰村のほうに置き換えてみたときに、どういう形になるのかな。ちょっとこれがすごく自分の中でもすごいというか、できる取り組みじゃないかなというふうに感じたところでございましたので、思ったところでした。</p>

	<p>これについては、担い手バンクの団体が登録する。そこが色々な形で、もう自分の地区だけではなくて、さっきちょっと言ったような耕作の時期が違うところについてもフォローができる、そういうシステム的な形ですね、これができているのかなと、資料を読み取る限りはですね、できているところです。</p> <p>あと受委託料に関しても、やっぱり委託者の負担を減らして受託者の所得を増やす。その原資として中山間の直払いを充てている。中山間の直払いを充てるために、やっぱ広域化というものをですね、しっかり取り組んでやっているという部分について、今、中山間も、直接支払いも6期目に入りました。5期目までとの大きな違いというのは、やっぱり今まででは荒廃地であっても地域で農地の荒廃化を防ごうという部分が、今回ちょっと厳しくなってですね、やっぱり農地、田んぼとして戻せる、機能が維持できている部分についての維持をするという形に少し変わってきている部分もありますので、これをどうしていくかという部分もですね、今回重要な視点かなというふうに思っております。</p> <p>ネットワーク加算とか色々な加算を国のはうも考えている。やっぱり広域で農業を、広い範囲で農業をしていかなければいけないという視点がですね、村としても声かけはなかなか、理念としてはですね、伝える部分があっても、じゃあ実際に実行としてできるのという部分が、先ほどアグリファームという組織、一応第三セクターという形で話は聞いております。株式会社、出資金もちょっと見てはいたんですけど、ほぼほぼ村が出しているという形の中で、第三セクターであれば通常出資者である長が社長という形もあり得るんだろうなと思いながら、やっぱりそれを作った時の熱意がですね、そういうシステムを作り上げたというふうに思っておりますので、これについても今、うちとしては農事組合法人東峰村農業生産組合がございます。</p> <p>その組織がですね、色々な組織的な役員体制の課題等もあるとは思ておりますが、やっぱりそこの中で、やっぱりどういう形で農業を維持していかなければいけないかという1本の芯がですね、できあがることで、その組織でもですね、このアグリファームと同じような活動ができるのではないかというふうに提案をいただいてですね、思っているところでございます。</p> <p>そういった部分についてですね、活動についてそれぞれの地域、やっぱそれぞれの課題に応じて活動をされております。日之影町のあれをスキームというか、仕組みをそのままうちに持ってくるのはなかなか難しいと思いますが、この考え方というのには、どうにか村のはうですね、やっていけるのではないかというふうには、ちょっと自分の感想としては感じているところでございます。以上です。</p>
議 長	1番 和田将幸議員
1 番	<p>ひのかけアグリファームでは、農産物などを精力的に生産し、農産業受託だけではなく、草刈り作業受託もしています。今では日之影町になくてはならない存在になっていると日之影の住民はおっしゃってました。</p> <p>町全体の景観がすごくきれいでしたので、担当者に、この辺りの草刈りは法人が管理しているのですかと聞いたところ、住民が草刈りをしているらしく、法人があることで、住民も農地景観を守ると、そういう意識が高いのではとおっしゃってました。</p> <p>このような先進地に関係者や担当課が視察を行うといいと思うのですが、村長の考え方をお伺いします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>景観についても相乗効果という言葉もですね、あるとおり、やっぱり周りがきれいだと自分のところもきれいにしとかなきやという意識なのかなと思います。これは、ちょっとそいういった形も含めてですね、この株式会社ではございますが、日之影のほ</p>

	<p>うをですね、ぜひ、うちの職員とか農林業振興協議会、そういった部分についても、ぜひ、先進の事例ってたぶん全国いっぱいあると思うんですけど、他にもあるかもしれません。ただ、今の状態の中で、自分の色々な情報収集の中では、ここってなんかうちとすごく近いし、うちでもできそうな気がするという部分で、入っていける部分がありますんで、ぜひ、その辺りについては提案を受けてですね、しっかり進めるというか、視察でしたっけ、勉強させていただきたいというふうに思っております。以上です。</p>
議 長	1番 和田将幸議員
1 番	<p>村長のほうが先ほど、1本芯があればいいと。日之影町は農業の敗退を防ぐ、農地景観を守るという強い意志が町長にあって、引っ張ってきてています。うちの村も村長自ら旗を振って、東峰村の農地の保全をどうにかしようと。そうすることで10年後、20年後、今行っているところと行っていないところの差が必ず出てくると思います。</p> <p>うち東峰村では、この自然な景観、農地の景観、これが大変武器に、将来的に、今より武器になってくると思いますので、今この時期にどうにか腰を上げて一生懸命やるのがいいんじゃないかと私は思います。村長はどう思われますか、お願ひします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ありがとうございます。言われるとおりだと思っております。</p> <p>笛吹けども踊らずではないんですけど、やっぱり声を上げるだけでは、なかなか人は動いてくれないというのは実情でございます。</p> <p>ただ、村ではですね、農業生産法人が立ち上がっておりますので、やっぱりそことの話の中で農事組合法人のほうも、やっぱり一番ハイシーズンにはものすごく忙しいというのはありますけど、やっぱり年間を通しての仕事の中で、どういう形で農地を守っていくかという考え方をですね、一緒に共有しながら、その中にも自分も関わる部分も多々あると思います。</p> <p>法人の中に自分が入るというのは、出資の関係で難しいかなと思いますけど、ただ、村のほうから指定管理料等もお支払いしております。定期的な役員会の中でも職員が入って、色々な形で協議を行っておりますので、こういった視点についてですね、しっかり話していくながら、一番重要なのは、やっぱり先ほど言った担い手バンクと申しますか、組織の中の社員だけで全部受けるという形になると今の形になりますので、そういう場合では、やっぱり負担感だけが増えますので、そういう地域を超えて、じゃあ受託を要するにしてもらいたいという方を法人が把握をしながら、やっぱりしてもいいよという人たちに対してマッチングを行う、これを個人レベルでやるというのはほんと難しいので、そういった部分からですね、法人の一つの活動としてやっていけるのではないか。</p> <p>その分についてしっかりとやらせていただきたい、そういった方向をですね、しっかり伝えて進めていきたいというふうに、現状ですね、思っているところでございます。以上です。</p>
議 長	1番 和田将幸議員
1 番	<p>前向きな答弁をいただきありがとうございます。</p> <p>東峰村では今年の秋、災害以来ぶりに秋祭りを行いました。その秋祭りでは、食味分析機を使い「うまい米コンテスト」を実施しております。今後食味分析機を使って、東峰村のお米のPRや付加価値向上など、どのような考えがあるか。土壤分析など併用して品質の向上のために良い取り組みができるのか、東峰村で食味分析機をいろいろ活用があると思うんですが、村長はどのような考えがあるかお伺いします。</p>
議 長	村長

村 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>「うまい米コンテスト」、今年初めて行わさせていただきました。</p> <p>これは、目的はおいしい米を作つて、おめでとうございますではなくてですね、やっぱりおいしい米、数値上、食味分析機での数字上の話ではありますけど、やっぱりそれなりの根拠のある数字でございますので、その部分を全体的に高めていくためにはどうすればいいのか。</p> <p>要するに切磋琢磨と申しますか、農業の分野もですね、やっぱりそういう取り組みが必要であるという根底の考えの中からですね、まずは今作っている米がどんな数値が出るのか。今、トータルの数値だけで表現しておりますけど、やっぱそれぞれの水分でありアミロースでありたんぱくであり、そういった部分のそれぞれの部分についての分析も、一つ行うことも必要ではないかなと思っております。</p> <p>その中で、実際に数値の高い米を作つてゐるところ、数値の低い、低いと言つたら申し訳ないんですけど、を作つてゐるところについて、やっぱり農業って土と水だと思つておりますので、どういう土壤の中で作られているのか。それが、自分としては最も重要だというふうに思つておりますので、土壤分析、昨年から農協さんのほうですね、無料で土壤分析ができるような取り組みも行つてます。これは、ほんとセットだと思つてますんで、この部分をやつて、どういう形で肥料の施肥の計画等を行つていけばどうできるか。翌年で劇的に変わるということはないと思いますけど、やっぱりそれを積み上げていかなければいけない。</p> <p>そのための努力はですね、それぞれの農家さんの努力にはなるんですが、やっぱりそれを応援するだけの体制とですね、広報をですね、村としてはしていかなければいけない。</p> <p>最終的にはうまい米、おいしい米で、願わくば高く、高くって今はちょっと米に関してはですね、色んなプラス情報、マイナス情報ございますが、安定して皆さんに喜んでもらえる高く売れる米ですね、ブランド化、そういった部分までですね、行きつけければという目標は、考え方としては持つてゐるところでございます。以上です。</p>
議 長	1番 和田将幸議員
1 番	<p>せっかく村で購入している食味分析機を思う存分活用して、農業振興に利用してもらいたいと思っています。</p> <p>農業の品質向上だけでなくPRとか、そういう村外にアピールする武器としても何らかの活用手段があるかと思っていますので、今後そういうことをいろいろ記録してもらえたらうれしいと思っています。</p> <p>これで、私の一般質問を終わりたいと思います。</p>
休 憩	
議 長	10時10分まで休憩します。 (10時05分)
再 開	
議 長	休憩前に続き、会議を再開します。 (10時10分)
議 長	5番 梶原伯夫議員の質問を認めます。 5番 梶原伯夫議員
5 番	<p>私も先ほどの和田議員と同じような質問でございますが、経済常任委員会と一緒にしておりますので、そちらの質問をいたします。</p> <p>国のですね、持続可能な農業の施策を新聞で見ました。その主な点でですね、「みどりの食料システム戦略を基本とし、環境負荷の提言と生産力の向上を両立させることを目指しています。」ということを書いてありましたね。</p>

	<p>国の持続可能な農業は、発展・向上の観点から施策を出していますが、わが村の持続可能な農業は農地を守ることから始まります。大きな違いがあると私は思っております。</p> <p>国の具体的な施策としては、農薬や化学肥料の削減、削減もありますが、減らすということですね。それとスマート農業の推進、有機農業の拡大、食品ロス削減、再生可能エネルギーの導入、自然の環境機能を活用したアグロエコロジーの推進などがあげられています。また、農業者の経営安定化も重視し、気象、災害などにも対応できる強固な食糧安定基盤の確立を目指しています。</p> <p>特にこの項目で、わが村の農業にも関係している施策は、環境負荷の提言として、農薬・肥料の適正使用と削減、土づくりと資源循環ですね、次に生産性の向上と技術革新がありますが、スマート農業、A I、またドローン、I C Tなどを活用し、省力化や精密な栽培管理、ノウハウデータ化などの生産性向上を目指しているなどがありますが、特にドローンは村内で2団地が導入をして活用されております。</p> <p>ドローンの活用は農薬散布が主ですが、わが村でヒエ対策が必要な圃場が出ております。田植えをして1カ月ぐらいして、クリンチャーなどの専用剤を散布することになります。このような需要に応えての活用ができないかと思います。</p> <p>取り入れ可能な試験的な導入の可能な農業について、今後は農薬や化学肥料の使用を減らす有機農業、ドローンやA Iを活用したスマート農業などがあげられます。</p> <p>今後もこのような農業のあり方を含め、調査研究が必要と考えをまとめております。</p> <p>そこで私は、村内のほうの質問をさせていただきます。</p> <p>和田議員から現状報告にもありました、持続可能な農業をするとなるといろいろな問題があります。これだけということはなかなか言えませんが、いくつかの問題について伺いたいと思います。</p> <p>まず、先ほど村長も言っておられましたが、一番大事なのは用水の水、水の取水、管理・維持についてでございます。これについて伺います。</p> <p>今の稻作には水が絶対条件ですが、十分に確保されていない地域もあり、管理・維持についても、みんな高齢になり困難をきたしている地域もあります。</p> <p>特に河川からの取水は、取水口に土砂が雨のたびに溜まり、機械じゃないと人力ではなかなか難しいところもあります。このことについて、村長の所見を伺います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>持続可能な農業について、まず水についてのお尋ねがございました。</p> <p>農業自体はですね、連綿と数千年にわたって続けられているもので、東峰村においても、従前はですね、やっぱりため池をしっかり造って管理をして、水を引いてという形でされてた。これはもう自分が生まれる前の話ではございますが。</p> <p>やっぱりそういう努力によって農業というのは維持されていたというのは、歴然たる事実であるというふうに思っております。</p> <p>ただ、現状ですね、やはり後継者不足、従事者の高齢化、そういった中でどう省力化を図っていくかなければいけないか。これについてはしっかりと課題をですね、一つ一つ解決していくかなければいけない。</p> <p>じやないと、なかなかやめるのは簡単なんですけど、続けるのってものすごく大変だというのは、もう当然皆さんもですね、共有しているところだと思っております。</p> <p>先ほど課題のところでもございました。管理作業に困難をきたしている用水、これについては以前からですね、同僚議員さんの質問の中にもありました、一義的にですね、こういった部分についての重機の搬入路、重機が入って土砂をどかせれば楽になる。ただ、その重機の搬入路が河川の中に入るというところで、やっぱりさまざま</p>

	<p>なハーダルと申しますか、あるというのはございます。</p> <p>その分についてですね、重機搬入路についてのテーマで申し上げると、先日も回答申し上げた部分と変わらないかもしませんが、やはり河川の中を作るという部分については、県としてはですね、やっぱり河川の流域断面を阻害するような形であれば、当然難しいという回答の中で、どういう形ですればいいのか。</p> <p>特にその中で、県としてはですね、必要な部分について協議をしてくださいという形で回答をいたたいてはいるんですが、その協議の中で、どういう形で県のほうに説明ができるのか。あとオッケーが出るというか、その部分においても、やはり用水については、基本的に色んな補助事業がない限りは、受益者の方たちの負担も必要にはなってきますので、実際にどういう工法ができるのか、どういう形ができるのか、そういう分についてですね、まだまだしっかり検討をしなければいけないというふうには思っているところでございます。</p> <p>ただ、現実の課題としてですね、29年災害以降山がですね、弱くなっている部分もあって、ちょっとまとまった雨が降ると、すぐ川の中が濁り川になって、結構一気にドーンと増えますんで、今、水路ってやっぱり頭首工があつて、低いところから持つて行ってますんで、対策としてどういう形ができるのか、重機が入る道っていうのができるのは一番いい形かもしれません。</p> <p>ただ、現状の自然流下の水路をやっぱり価値として残して、それを生かしていくという、これが一番電気代、ポンプアップに比較して電気代等もかかりませんので、やっぱりこれをどう続けていくのかという視点を持ちながらも、最終的に10年後、20年後の農業を見て従事者を考えたときに、それですら維持できるのかというテーマもですね、ありますので、これについては、やっぱり長期的な視点で対策を考えなければいけないというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
議長	5番 梶原伯夫議員
5番	<p>我々常任委員会としてはですね、先ほど村長がおっしゃっていましたように、機械が入れられれば一番いいんですが、なかなかそういうのもできない。</p> <p>入れられないにしても使えるところはあると思うんですね。使えるところがあればですね、機械のリース代とかの補助があれば大変助かると思っております。</p> <p>また、さっきお金の問題もあると思いますが、機械が使えるような取水口への道の整備ができればとも思っております。こういうことを一緒にですね、考えていただければと思っております。</p> <p>次に農道についてです。</p> <p>これから農業には軽トラ、コンバイン、トラクターなどが入る農道は不可欠であります。まだ安心して田に機械を入れることのできない場所がたくさんあります。まして1軒で、要するに単独での利用の田などは整備が行き届きません。このことについての村長の所見をお伺いいたします。</p>
議長	村長
村長	<p>農道、農業をするにあたって機械、トラック等が入る道につきましては、持続的な農業を使ううえで極めて重要であるというふうには認識はしております。</p> <p>そういう農業機械が安全に、かつ効率的に通行できる農道、また田んぼへの進入ですね、ができる道は、高齢化が進む農業の担い手の省力化、安全な農作業という中で、大きな課題であるというふうに思っております。</p> <p>ただ、ちょうど平成14年から宝珠山ではございましたが、中山間地域総合整備事業というのがございました。これは国県の補助が85%という高率の補助事業の中で、農道については何本か整備ができたところではございます。</p> <p>あの時が、受益者が3戸以上ではございましたが、やっぱりさまざまな形で農道を</p>

	<p>入れようすると、最終的にみんな理解はしてるんですけど、個別に自分の田んぼが減るとかいう形になると、なんか色々な声が上がったりして、ちょっと実現ができなかつたところ、元々 J R さんがあったところの道を取り付けようとしたら、基準がものすごく厳しくてとんでもない金額がかかるんで断念したところとかですね、そういった部分もございましたが。</p> <p>実際にはでき得る限りの、それはちょっと大きな農道になりますんで、やっぱり小さな農道で、ぎりぎりでトラクターとかコンバインが入っているようなところについて、やっぱり安心してできる道づくりという部分については、村の単独の補助事業はございますが、やっぱり上限とかですね、要件等がございますので、これについて、やっぱりどうにかしてですね、営農の意欲をそがないような形で、効果的な整備について検討というかですね、させていただきたいというふうに思っております。</p> <p>また、農業の進入路、これがどちらかというと一番重要というか、個人の資産になるので、村として補助ができるのかという部分。</p> <p>ただ、今現状としては、負担金、分担金を頂いている部分もありますので、2人以上とかに、これまでですね、色々な公益的な部分がありましたので、一応基準としては定めておりましたが、これについても、やっぱり考え直す時期ではないかなというふうに思っているところでございます。</p> <p>これ、やっぱり機械が入らないと、田んぼはですね、形はなかなか変えることはできません。ただ、例えば2枚の田んぼを1枚にするとか、そういった形の補助もなかなか県のほうでもないという部分を、なんかちょっと少し県のほうも考え方が変わってきてているという部分も伺っておりますので、やっぱりそういった部分で農業が効率的にできる、安全にできる、こういった取り組みについては、農道の話ではございましたが、やっぱりこれは覚悟を決めて取り組まなければいけないというふうに思っております。</p>
議 長	5番 梶原伯夫議員
5 番	<p>我々経済常任委員会としてはですね、今言ったどんなに小さい田にもですね、広い農道を整備していただければ、耕作の意欲が湧くのではないかと思います。そして、やっぱり放棄地も少なくなるのかなと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>次に、村の農地について伺います。</p> <p>農業者の減少や高齢化により耕作できる農地とできない農地が出てくると思います。どの農地を守り、条件の悪い農地には何を作付けしていくのか考える必要があると思います。獣害被害のない作物あるいは花木、アロマ原料等を検討をしていく必要があるとも思われます。</p> <p>いろいろこの守る農地、今度は守り方も違う方向での守る農地ですね、これを考えていかなければいけないと思います。村長の所見をお伺いします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>農地の関係については、現状、先ほど資料もいただいたところではございますが、やっぱり作付けがされてない田んぼですね、これが、いわゆる国の施策で申しますと、最適化計画といって、山があって限界農地的なところに獣害の緩衝地となるような作物等を植えて田んぼを守るという、ちょっと壮大な計画が示されている部分もございます。</p> <p>ただ、そういう形で、やっぱり田んぼそれぞれの役割と申しますか、荒廃農地については、自分としては、やっぱり今、村としては柚子をですね、しっかり植えさせていただいている。田んぼに柚子、あくまで山付きのギリギリの田んぼですけど。作られてないところには柚子を植えてもいいんじゃないかという思いはあります。</p>

	<p>ただ、田んぼはなんか路盤を突き抜けるのにすごく田んぼは時間がかかるとかいう話もございますので、どういう形ですね、植えるのがいいか。それするとやっぱり後の草刈り等も楽になるのかなというふうに思ったりですね、あと、先ほどアロマという提案をいただきました。そういういたバラにしろ色々な作物にしろですね、そういう部分、それがシカとかイノシシが大好きなものだったらちょっと問題、対策が必要になると思いますが、そういうた部分ですね、やっぱり適材適所と申しますか、やっぱり田んぼの中の地域的なゾーニングとその役割をしつかり示した中で、それを個人でやっていくのというのはほんと大変というか、たぶん今後の農業を見る中で個人ですべてやっていきましょうと、個人でできる部分はですね、もちろんやっていただく部分は重要なんんですけど、やっぱりそういった今後作られる可能性が低くなっていく農地等については、やっぱり集落もしくはもっと大きなくくりでですね、役割分担をしながら、その中でやっぱり生業として、生業というか、元々農業は生業なんですが、仕事としてその地域の中でやっていける仕組み、これすみません、コミュニティ協議会とか農村RMOとかいう形にはなっていくんですが、そういうた形ですね、方向性を示すような形になると、なかなか個人には農業関係で補助金、そんなにたくさんはですね、割合として出しにくい部分も、やっぱり団体での取り組みになっていくと、村としてもその地域の活性化のためですから、色んな応援の仕方があるのではないかというふうには思っているところでございますので、これについては、今後、色んな取り組みの中で示させていただきたいなというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
議長	5番 梶原伯夫議員
5番	<p>我々はですね、委員会としては、いろいろな方法を使ってですね、耕作放棄地や他の地域に出て行った人たちの、今問題であります、不在地主の問題も一緒に考えていかなければならぬと思っております。</p> <p>これに関連はしてきますが、農地バンクですね。今の農地バンクというの、なかなか利用が少ないと思っております。</p> <p>何と言いますか、狭い田んぼとかのところなんか特にですが、この農地バンクのあり方ですね、これは、村長はどのように考えていますか、所見を伺います。</p>
議長 村長	<p>村長</p> <p>農地バンクにつきましては、従前の農業委員会に届けておりました利用権設定等の流れがですね、農地バンクでの貸し借りに統一はされているということで、現在村ではですね、農地の中間管理機構、これは県に一組織ございますが、そこを通じて遊休農地や担い手不足の解消を図っているところではありますけど、今年、令和7年の申請件数は、一応申請としては3件ございます。と少なく、現状ではですね、利用が十分には進んでいないという現状ではございます。</p> <p>農地バンクについては、理念上はですね、すごく地域内の農地を効率的に活用できる仕組みではあるんですが、手続きが複雑であったり賃借の条件の調整が必要である。</p> <p>自分の認識の中では農地バンクが、農地を貸したい人と借りたい人のマッチングをしてくれる組織だと思ってたんですが、全く違う。借りたい人が貸す人を探して、それで申請をするという形に、今なっているというところで、なんかこの農地バンクするぐらいなら元の利用権設定のほうがいいという声もですね、聞いたりしておりますので、この辺りについても一応国と県の敷いたシステムでございますので、どういう形ですね、やっぱりこの農地の流動化と申しますか、農地の集約、貸し借りが進むのかはですね、自分の中でも今の状況、ちょっと認識が違つてた分もございましたんで、今後どういう形でするのが、やっぱり貸し手、借り手にとって最もいいのかと</p>

	いう部分をですね、先ほどの日之影町ではございませんが、何かですね、いい方法がないかなというところは、ちょっと模索しているところでございます。以上です。
議 長	5 番 梶原伯夫議員
5 番	<p>ですね、今言った3件ぐらいと言いますけど、なかなか少ないですよね。今言った手続きの問題もあります。</p> <p>案外こういうのは、国とか県が考えることは大きいところのことを考えてるからですね、我々のところの小さい小規模のところのことはあんまり考えてないのかなとも思われますので。</p> <p>もっとですね、「あんたげの田んぼ貸しない」とか言うてですね、簡単に隣近所で貸し借りができたらいいのかなと思っております。</p> <p>次にですね、後継者問題についてお伺いします。</p> <p>今、和田議員もおっしゃいましたが、5年、10年後ですね、になると農業者の高齢化により農作業自体が困難になってくるものと思われます。できる人に農作業をやってもらうとか、あるいは他の地区からの助けを借りることもあると思います。小さな田などは大変だと思いますが、この後継者問題については、村長はどのように考えておられるか、お伺いします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>後継者問題は非常に悩ましいというか、もう喫緊の課題というふうには認識はしております。</p> <p>ただ、現実的に農業で生計を立てることが、現実的に非常に村の営農の規模であれば非常に厳しいという部分は、確かに現実でございます。この中でどういう形で農業を継続していくか、続けていく人をつくりていくか、これについては、先ほど同僚議員の申されたような形で、農業を続けていくのはできても、そこで収入を得る手法ですね、これをしっかりと作り上げていかないと厳しい、できにくいかというふうには思っております。</p> <p>考え方として、先ほど農村RMO、地域運営組織の作成、この単位がちょうど地域コミュニティ、大字単位程度で作り上げると、ちょっと先ほどの日之影の広域の直払いの組織ぐらいにはなるんですけど、やっぱりそういった判断の中でどういう形で進めればいいのか、その中で米だけではなく、米はですね、どうにか作付けができるか、あとは高齢の方でも何とかできるのかな、機械仕事が大変なので、その受委託という関係ではいいんですけど、他の高収益作物やハウス、施設野菜等を作ろうとすると、やっぱりそこで収入を得て、それを仕事としてですね、関われる人ができてくるとですね、そういう部分の仕事づくり、人づくり、この辺りも含めたところで、就業という部分について視点を考えていかなければいけない。</p> <p>じゃないと、単に子どもが帰って来て農業をするのではなくてですね、やっぱり地域の農業を地域でどうやって続けていくのかという考え方をですね、しっかりとこれは話し合いと方向性を指し示すということで、皆さん納得、理解をして納得をする方向にいかないとできにくい部分ではございますんで、この辺りについても今後ですね、必ず進めていかなければいけない課題だというふうには思っております。以上です。</p>
議 長	5 番 梶原伯夫議員
5 番	<p>我々委員会としてはですね、作業の省力化等に取り組んでですね、何と言いますか、難しく考えないような人材バンクみたいなものができないかと。隣近所でのですね、協力体制などを作るなどしていければと思っております。</p> <p>これも前と関連ありますが、地域での共同作業のできる組織づくりについてですね、お伺いいたします。</p>

	<p>村内にはですね、農業生産法人はあります。農業生産法人が受託できない田がいっぱいあります。</p> <p>こういう田とか農作業はですね、近所同士で共助的に組織づくりができるのか。村は個人に対して補助ができないので、公助、共助の組織化はできないか。</p> <p>あとでも申しますが、とりあえずこういうことをやるのには、まずリーダーが必要だと思うんですね。リーダーがいないとなかなか組織づくりはできないと思います。</p> <p>そういうところを考えまして、村長の考えをお伺いします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>農業生産法人の話もいただきました。</p> <p>その方たちのできない小規模、ちょっと手のかかる、手のかかると言ったら申し訳ないんですけど、の水田等の管理について、地域で支え合う共同組織、これについては非常に期待をする部分もあるけど、非常に課題、課題というか、難しいという感覚を持っているところではございますが。</p> <p>実際に農地を守るという活動については、今、直払いや多面的機能の中で取り組んでいる話だというふうには思っておりますが、農地をですね、生きた農地としてやっていくため、また、共同作業等を行う部分については、その中ではできている地区もございます。</p> <p>でも、ほぼほぼの地区は、やっぱり草刈りをしたり水路を掃除したりですね、そういう部分に留まっているのかな。</p> <p>それぞれの田んぼの共同作業までですね、行けてないところもあるというふうには思っておりますので、この部分については、やっぱりそういった部分も含めた中で、コミュニティのあり方を含めた農村RMOという考え方をですね、色んな中で浸透させていって、その分で中心となる方というのは、いないことはないと思うんですね。</p> <p>ただ、自分がそれをすることについて、村の、これはあんまり言ってはいけないことなんんですけど、誰々にしてもらおうと決めたら、「もう、あんたに頼んだんやけん、あんた全部してくれない」というような形が多いんで、やっぱりそれをサポートする組織体制、そこをしっかりと作らないと、やっぱりやろうとする人で、頑張ろうとする人について、やっぱそこを応援する体制というか、そういうシステムづくりですね、そういう部分をですね、それは型にはめる必要はないんですけど、非常に難しいです。やらなければいけないというふうに思っております。以上です。</p>
議 長	5番 梶原伯夫議員
5 番	<p>そうですね、いろいろあるとは思うんですが、我々委員会としては、この簡単なお手伝いをするみたいに考えてですね、条件の話はしておかなければいけないと思うんですが、そういう組織の検討を行えないかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは最後になります。</p> <p>前の同僚議員の和田議員の質問と大体被るところがいっぱいあります、なかなか返答に困ったかと思われますが、最後ですのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>最後はですね、さっき言った日之影町の話です。</p> <p>だからさっき言った、リーダーがいなくては何もできないと我々は思っております。だから日之影みたいに町長の熱い思いでやっているアグリファームですね、それを、持続的な農業を目指す考えの一つとして考えていただけないか。村長が自ら先頭に立ち、農業法人を公設公営でやるようなことはできないか。</p> <p>先ほどもお答えはいただきましたけれども、そのところはどう考えていらっしゃるのか、村長の考えをお伺いします。</p>
議 長	村長

村 長	<p>先ほどの議員さんの部分でもございましたが、日之影町のアグリファームについては、自治体出資型の第三セクターという法人を作ております。その関係で町長が代表を務めている。それはもう町長の意向が当然あって、組織を作つてですね、やつてあるところだというふうに理解をしております。</p> <p>一方東峰村において、今、ライスセンターを運営しております農事組合法人東峰村農業生産組合、これについても目的と課題意識はですね、どちらも一緒だと思っております。</p> <p>村内における稻作の一元的な農作業受託を構築すること、また、効率的で安定的な農業形態を育成すること、そういうことを目標としてことで、うちの農業生産法人については、農業者の皆様から出資をいただいて生産組合を設立し、ちょうど8年、9年目ですかね、になりますが、丁寧にですね、良質米を生産するための事業、育苗から乾燥調製までですね、丁寧に事業を行つていただいているところであります。</p> <p>組織の違いがあつてもですね、やっぱりこれ、中というか、先ほど申した分でもありますけど、できるんではないかなというふうに思っています。</p> <p>ただ、公設公営という部分が、ちょっと自分の中でも少しイメージできない部分がありまして、何というかな、自分の考え方、設立に対して村長の熱い思いというのは、当然道筋を示すために必要なんですね。</p> <p>ですから、今回の農業生産法人についても、やっぱりその当時の村長の思いがですね、やっぱり民間でやって、しっかりやり上げるという形であったのかなというふうに、自分は直接協議をしたわけではございませんが、というところはあると思います。</p> <p>ただ、民間になった時に、やっぱり目の前の仕事に追われて、次どうしようかという部分が、なかなか協議の中で発展というか展開ができていなかつた。</p> <p>この部分をですね、先ほど申したとおり、役員会等に直接入るというのは、今の組織内では難しいかと思いますが、理事さん、センター長さんとの意見交換の中で、やっぱり村、自分もですね、農業者でございますので、やっぱり今自分の周りにも、ちょっと写真でいただいたとおり、隣、目の前にも遊休地がございます。後継者がいない。</p> <p>その分についても、自分に買ってくれという話もあって、どうにかしなきやいけないなという個人的な中ではあるんですけど、それを組織、団体、集落、地域としてですね、どういうふうに取り組んでいけるか、この分について、やっぱり動ける組織というのは生産組合だと思っております。</p> <p>ただ、これは、一つは、すいと一小石原、色んな団体、組織がございますので、これについてですね、やるという形をどうするのかという部分について、ちょっと組織がどうあり得るかというのはですね、検討させていただきたい。</p> <p>皆さんから出資していただいておりますが、これを第三セクターに仮に持つて行く形で、物事がどういう形で進むのかとかですね、そういった部分をちょっと内部のほうでもですね、勉強させていただきたいというふうに思っております。</p> <p>今の形でどう変わっていけるかという部分を、まずは考えたいと思っておりますが、ちょっと公設公営はなかなか、組織的にはですね、どうなのかなと思っています。</p> <p>自分の考え方としては、やっぱり今ライスセンターにかける皆さんの大変な関わり方の中で、もっと忙しい時期と比較的空いている時期、そのバランスをどうするかとかですね、そういった部分もある部分はありますが、そういったところを日之影のスキーム、非常に参考になるなというふうに思っておりますので、そういった部分もなんとかですね、組織として動ける体制をですね、作つていかなければいけないというふうに思っております。以上です。</p>
議 長	5番 梶原伯夫議員

5 番	<p>なかなかそれは難しいのは分かってはいるんですが、結局我々委員会としてはですね、こういう農業生産法人が一応公営じゃないから、なかなか健全な運営ができるまでにですね、時間がかかるんですよね。</p> <p>そのまんま時間がかかるでもやれればいいんですが、なかなかそういうふうにもうまくできないと思われるんで、そういうことを、公設公営をお願いをしたいわけなんですが。</p> <p>村が作ってやってですね、今民営で農業生産法人はやっておりますけれども、村にいろいろな要望は言うてくるわけですよね、人間が足りんとか。そういうのは自分たちで考えてやってもらいたいと我々は思っているんです。だから、村にはいろいろ言ってくるけど、自分たちじゃなかなかできないような組織では駄目だと思うんですね。</p> <p>だから公設公営となれば村もある程度言えるのかなと思っておりますので、また、それを考えていただきたいと思います。</p> <p>作物及び米の作り方もですね、いろいろ先進地を見てきたんですが、まだまだですね、乾田直播など再生二期作もありますよね。まだまだ実験段階のようですが、なかなか問題もいろいろあってできないと思われますが、ゆくゆくはこういうことも考えていかなければ、この村の農業もやっていけないのでないかと我々は思っております。</p> <p>再度申しますが、繰り返しになると思いますけれども、この持続的な農業、東峰村のことについてですね、村長が考えていることを、何かあれば最後にお願いいたします。</p> <p>これで、私の質問は終わります。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>持続可能な農業、テーマとしては、テーマとしてはね、すごく分かりやすいんですけど、じゃあ、実際どうするのというところになると、やっぱりそれぞれの事情等があると思っておりますが。</p> <p>やっぱり従前から言っているとおり、お米作りはどうにかなりますけど、やっぱり農業という全体を考えたときに、やっぱりもう個人でやれるというのは非常に厳しい、村の状況を見る限りですね、と思っております。</p> <p>それをいかに、どういう形で、地域で、集落で取り組める形にしていくのか、その中で、先ほど提案、ご質問のございました、やっぱり作業の効率化、省力化、負担の軽減、こういった部分をハード面というか、条件面として取り組みながら、やっぱり従事する方のですね、意識を段々とそういう形というかですね、農村RMOって言葉で言うのは簡単なんですけど、この組織づくりって、国も農村RMOを作るなら定額で1,000万円補助するよとかですね、指示している部分もあるんですけど、やっぱりそれだけ組織づくりというのは非常に大変だという部分、お金をあげるから作ってといって、それが長続きするわけはないんで、そういった部分も含めてですね、しっかり話し合いというか、そういう意識の共有は皆さんできていると思いますけど、じゃあ、それをどう続けていくのかという部分に対して、やっぱり村が旗振りながらですね、しっかり地域と寄り添って、色々な形でそういう組織化ができないと、やっぱり農業というのは、これから続けていくことは、できないと断言するのは厳しいんですけど、難しいなというふうに思っておりますので、また、今後ともですね、経済常任委員会のみならず議員の皆様、また農業委員会の方々、農林業振興協議会に携わる皆さん、そういった方とですね、共有しながら進めていきたいというふうに思っております。以上です。</p>

議長	5番 梶原伯夫議員
5番	ごめんなさい。一つ最後に言い忘れておりました。 先ほど和田議員が配りました資料ですね、個人名が入っているところがありますので、取り扱いには十分注意をしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。
休憩	
議長	11時まで休憩します。 (10時51分)
再開	
議長	休憩前に続き、会議を再開します。 (11時00分)
議長	8番 佐々木紀嘉議員の質問を認めます。 8番 佐々木紀嘉議員
8番	私は、株式会社宝珠山ふるさと村について、質問をいたします。 株式会社宝珠山ふるさと村は、村の第三セクターの会社で20数年前から業務を始めて今日に至っています。 なぜ、今、このふるさと村に関しての質問をするのかと言えば、第一に資本金の減少があります。次に、ほぼ毎年赤字の決算であります。それと事業のあり方であります。 赤字の解消に打つ手がないと、私どもの議会の、ふるさと村の決算の収支説明の時に、取締役はそういうことを言っておりました。 そのことを踏まえての質問になりますが、私は、その専務の言った言葉は、それだけ困っているというふうに受け止めております。 私どもが決算報告を毎年受けておりますが、受けるだけでは役目を果たしてないというふうな気持ちがあります。 株式会社宝珠山ふるさと村のために少しでも役目を果たせるようにと思い、これから質問を順次行ってまいりますが、決してこの質問が蒸し返しの質問でないことを、あらかじめお断りをしておきます。 それと正式名称は、株式会社宝珠山ふるさと村であります、この質問から略してふるさと村と言わせてもらいますので、よろしくお願ひをしておきます。 当初の開業から20数年の年月が経っておりますが、立ち上げ当時の質問については、たぶん資料を探りながらの答弁だらうと理解しております。しかしながら、なるだけ詳しい答弁をよろしくお願ひをいたします。 私も今度のこの質問については、前の先輩議員から当時の資料をお借りしての質問になります。 私は、この宝珠山ふるさと村の立ち上げの時は議員ではありませんでしたので、直接的な建設等には関わってはいませんが、当時私は農協職員で営農センター勤務と、それから農林業振興協議会の事務局員でもありましたので、関係する団体として協力をしてまいっております。 平成15年の2月の26日から27年に、愛知県の足助（あすけ）町というところに視察に行っております。この地域は匠の技と言いますか、じじばば工房で、お年寄りがハムとパンを作っているとこ、それから先ほど言った個人の匠的な技を、何と言いますか、披露しているような地域がありました。 それから平成15年3月15日の日曜日でしたが、このいづみ館の前で、山の匠のフェアということで、宝珠山の産物それから加工品の販売、実演会にも私は参加をいたしております。 このような視察、行事に参加をしておりますので、少しほは理解しておりますが、最

	初の質問ですが、平成16年にはふるさと村が設立された背景は何かを、まずお尋ねしたいと思います。
議長	村長
村長	<p>株式会社宝珠山ふるさと村、これについては、背景と申しますか、平成13年12月にですね、旧宝珠山村にはなりますが、宝珠山村第2次総合計画、その策定にあたり30人委員会というものを設定いたしまして、3つの部会の中で、第1部会の中で協議を行い提言があった部分。</p> <p>3つの提言がございまして、ちょっと引き抜いておりますけどですね、その当時の宝珠山荘を子どもたちへ村の歴史、文化、誇りを使える社会教育施設として整備活用をする。文化・歴史資料館の建設や旧保育所の活用などにより、文化を活かす場を作る。歴史、文化的資源の保存や修復、そういったテーマの提言がありまして、それを受けてですね、総合計画を作成、その中でシンボル事業というテーマを設定をいたしまして、その中の山村の魅力づくりとして山村文化館の整備、定住環境づくりの産業・文化の担い手の組織づくりとして山村文化産業事業団の設立が計画の中で謳われたものでございます。</p> <p>その後ですね、平成14年、15年と協議を重ねまして、ハード事業として旧宝珠山荘を解体復元をし山村文化館、現いぶき館を整備しております。これについては、国土交通省の地域間交流支援事業という補助事業と過疎債を利用して建設をしております。</p> <p>それに伴うソフト事業として、文化振興また交流促進、産業活性化等を推進する組織として、平成16年4月の30日に第三セクター株式会社宝珠山ふるさと村が設立されたという経緯になっております。</p> <p>いぶき館、ハードをですね、建設する背景といたしましては、当時組合立の東峰中学校のグラウンドの拡張のために宝珠山荘所有者より建物と土地を買収いたしまして、工事の兼ね合いもあり現存する宝珠山荘の建物をどう保存活用するか、そういうものの視点からですね、30人委員会をするにあたっての重要なテーマになった。その中でこういう経緯で整備が進められたというふうに理解をしております。以上です。</p>
議長	8番 佐々木紀嘉議員
8番	<p>今、村長が背景を答弁で言われましたように、私もそのような事業を行う施設だろうというふうに思っておりました。山の匠の色んな手作りのものなどを集めて、そういうふうな事業等も行うのかと思っておりましたが、違っていました。</p> <p>最初の、旧宝珠山村からの広報それから計画を読み解けば、公共的な事業を行うことがこの事業の中に含まれているというふうに思います。</p> <p>私も議員になって、ちょうど最初の18年の6月議会ですが、最初の新人議会の時に、最初の質問がこのいぶき館の質問でありました。「いぶき館のさらなる活用を」ということで題して議会だよりもこれは掲載されておりますが、6月と9月にもこのいぶき館についての今後の問題として質問をいたしております。</p> <p>私は、当時の村長から、このふるさと村の事業は公共性が60%だというふうな答弁をその当時受けております。旧宝珠山村の情報発信も兼ねているというふうな答弁だったと記憶をいたしております。</p> <p>そこでもう一度村長にお尋ねするんですが、最初の目的としてどのような事業、あるいは活動を計画していたのか、お尋ねいたします。</p>
議長	村長
村長	ハードとしてのいぶき館、また運営としてのふるさと村、ふるさと村と言わせていただきますが、の部分で言いますと、いぶき館については、やはり村の歴史、炭鉱の

	<p>歴史やですね、産業を伝える施設、それに併せて地域間交流事業という補助の中で、やっぱりその当時県に8つの村がございましたが、8つの村を繋いで、地域の間で色々な役割をしながら機能を持たせるという形で、整備をされたというふうに、ちょっと調べた中ではございますが、なっております。</p> <p>その中で、ふるさと村、当初の定款、設立にあたっての定款、これについては13の項目が事業内容として上げられております。</p> <p>特にこの中で、一番最初に上がっているのが、地方公共団体からの委託を受けた施設の管理運営、これは当然いぶき館も含まれますし、その当時ですね、当初においてはほうしゅ楽舎、岩屋キャンプ場、その後ですね、棚田親水公園、また岩屋湧水等のですね、指定管理を受けているというところになっております。</p> <p>あと②として飲食店の経営、③として宿泊施設の経営及び利用の企画、これはほうしゅ楽舎が入るのかなというふうに思っております。</p> <p>あと農産物の加工販売、これは数年後になりましたが、色んな特産品の加工等もですね、取り組んでいるところで、現在もですね、行っているところあります。</p> <p>その他の部分については、色々な旅行プランとかネットの関係とかツーリズムの促進、また、イベントの企画とかですね、そういうた項目は上げられておりますが、主にこの4つを当初から現在にかけてですね、事業を行う部分で定款として示されているところでございます。</p> <p>こういう形で、旧宝珠山村の時代に設立された組織ではございますが、東峰村になりますても村の振興発展を目指し事業展開をしているところでございます。以上です。</p>
議長	8番 佐々木紀嘉議員
8番	<p>旧宝珠山村の広報で、平成15年11月号にこのふるさと村の運営方針と言いますか、そういうものが広報されておりました。</p> <p>そこには3つの文章で書かれていたんですが、1つは、山村文化館は村民が集い、学び、さまざまな人と交流し対話をする機会を生み出す施設として運営をする。2つ目には、山村文化館は、あらゆる来訪者にとって異文化との出会い、懐かしい時代との出会い、地域を超えた対話と交流を生み出す施設として運営をする。3つ目に、固定化された展示館ではなく、新規の施設を活かした物販、情報交流、住民活動のワークショップ、映画上映など、イベント開催など賑わいを生む自由な現代の山村文化サロンとして運営をすると、これはいぶき館のことあります。</p> <p>いぶき館の活用はこのように運営方針として、旧宝珠山村広報の平成15年11月号掲載分に載っておりました。</p> <p>先ほど村長、事業のこと答弁してもらいました。定款がありますので、その定款に沿った事業ということはもちろん考えられるということはあります。</p> <p>先ほど言ったようないぶき館の活用で、建物が山村文化を伝えるとか公共性重視の交流事業を行う施設なのか、あるいは経済の拠点としての経済活動を行い村の産業振興をするつもりだったのか、そういうことを含めて総合的事業活動を行う施設だったのかを、もう一度村長に改めてお尋ねします。</p> <p>また、いぶき館については、カフェレストランの合併浄化槽問題等も当時ありましたので、当時のカフェレストランの来客数など、そういうふうな具体的な計画も併せて、分かる範囲でお尋ねしたいと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>当時の資料を読み解くしかちょっと方法がないんですが。</p> <p>いぶき館につきましては、一つは先ほど申したとおり、村の産業文化、炭鉱の歴史という部分をネットワークで繋いで情報発信を行う。それと、やっぱり多目的な交流</p>

	<p>ターミナルとしてですね、人が集まりそこで時間を過ごしていただいて、カフェレストランという名称もございました。そういった形で経済としてですね、お金を落としていただく、お金を使っていただく施設という形で、テーマとしてですね、されていたというふうに思っています。</p> <p>その中で、当初の事業計画というのが、ちょっとうちにあるのが運営実施計画という平成16年3月に作られたものしかございませんが、その当時ですね、実施計画の平成17、18年度の収支計画については、目標数字の2分の1の来客を考えて、収入としては4,100万円の収入を計画をしていたというところでございます。</p> <p>その中で、やっぱり運営するにあたっては、この金額ではやはり少ないので、その後ですね、これはいぶき館だけの収入で計画がされていた数字でございます。あと、それにはうしゅ楽舎の連携による旅行商品の開発などですね、収入アイテムの確保が重要であるというところで、翌年度、翌々年度の計画のほうに反映をして発展をさせていきましょうという形で、特産品の開発も当然販路開拓を行っていって、事業としてですね、しっかり広げていくという計画がされているものであります。</p> <p>その計画の中では、17、18年の当初計画、20年の中期計画、25年の長期目標に基づく計画が示されているところでございますが、平成20年度計画において、これは自分も認識があれだったんですけど、総合交流ターミナルという名称が出ておりまして、これについてちょっと概要が冊子の中では見当たらないんですけど、たぶん道の駅みたいなものではないかなという判断はされていたところでございますが、そこの部分ですね、ターミナルを整備したところでは平成20年度計画で2億5,200万円の販売額ですね、収支ではなくて。そのターミナルができなかったとしたら1億2,000万の売り上げを計画目標として掲げている。</p> <p>その時にターミナル無しということですので、いぶき館のレストランの来客が2万人と試算をして1,800万円、あと特産品をその当時で導入をして4,500万円という収入明細の中で1億2,000万円という部分が計画としてですね、示されているというところでございます。</p> <p>この中で、いぶき館のみを抜き出した時には、平成17年、18年計画で3,377万2千円、そのうちレストランの部分が19,200人で1,855万2千円、20年度計画、25年度計画も同様の数字ですね、計画がなされていたところでございます。以上です。</p>
議長	8番 佐々木紀嘉議員
8番	<p>ちょっと答弁が被った点もありますが、質問をしたいと思います。</p> <p>カフェレストランについてはですね、なぜそのような計画になっていたのか、理解できないところもあります。</p> <p>特に、カフェレストランの入込客数字については、その当時であっても、やはりその数字を見れば疑問を持ったんではないかと思っております。あれだけの多数の来客を計算上見込んでおれば、合併浄化槽が55人槽ではなく100人槽で設計をしなければならないはずだと思います。</p> <p>そのことを踏まえて、次の質問を行います。</p> <p>先ほどの答弁と被っておりますが、20年以上の期間を超えた営業を行っているが、ほぼ毎年赤字決算は事業計画と乖離はあるのか、お尋ねしたいと思います。</p>
議長	村長
村長	赤字であるという部分、20年間、黒字の時ももちろんございました。その黒字の要因という部分についてはですね、さまざまな経済対策があった部分だというふうに理解しておりますし、実際に現在ふるさと村としてのですね、収入源、やっぱり自主財源を得ることができる部分というのが、今、水の関係と特産品という部分になって

	<p>おります。</p> <p>あとは村の委託された事業を行うということで、元々現在の事業においては、なかなか黒字化が簡単にできるものではない。これは専務も言っておりますが、なかなか難しい。それは当初に議員さんが決算の報告会の時に言われた通りかなというふうに思っているところでございますが。</p> <p>当初計画においては、販売計画と大きく乖離していたと考えざるを得ないという社員さんの皆様からの報告もあがっているところでもございますが、その中の収入のほぼほぼを支える予定であったレストラン事業が開業できなかつたこと、これが主な要因とは思われますが、それについては、現在ですね、皆さんの方によってだいぶ赤字幅もですね、少なくはなってきております。</p> <p>これがもしてきてたら、やっぱり大きな財源になったのになというのは、やっぱり役員会の中でもですね、話されてあることではあるというふうに認識をしているところでございます。</p> <p>これについて、その当時のやり取りについては、さまざまやり取りがあったというふうには記憶しておりますが、浄化槽の人槽については、ちょっとどういう経緯でこういう形になったのかという部分については、私も会議録等で見る部分しかございませんので、やっぱり当初にレストランを計画していて、それができなかつた。じゃあ、次に何をするんだという部分がなかなか視点としてなかつた部分で、今の赤字の体質というか、それがあつてあるという部分と、一つは途中から岩屋のキャンプ場は手放さざるを得なかつたという部分で、そういった部分の収入もですね、減つたというところは、分析として報告というか、受けている部分でございます。</p> <p>ですので、そういう形で、当初計画と現状としては、やはりそういう要因がですね、絡み合って、今の状況になっているというふうに理解しているところでございます。以上です。</p>
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>私の持っている資料の中にも平成19年10月12日に株式会社宝珠山ふるさと村、平成19年度上半期業務実績報告書というのがあります。</p> <p>その当時の代表取締役専務さんが報告された報告書ですが、その当時の専務さんは、平成19年7月に新たに就任された方であります。就任3ヵ月後の報告であると思われます。</p> <p>その報告書の冒頭に書かれております文言には、こう書かれておりました。</p> <p>結論から申し上げると、「会社としての形ができていないと言える」と書いてありました。</p> <p>もちろんその当時の専務さんの考え方ですから、それが良いとも悪いとも言えませんが、次にこういうふうに書かれております。</p> <p>年間予算は作成されているものの、会社運営のための具体的な目標設定、事業計画設定がなされていないと、このように報告をされております。</p> <p>当時の専務さん、目標設定も事業計画も策定されていないと報告していますので、事業の目標到達なんかは到底無理なことだったんだろうと推察をいたします。</p> <p>昔のことですから、根掘り葉掘りこれを聞いたとしても何の意味もありません。</p> <p>ですが、今はどのような計画が策定されて事業に取り組んでいるのか、村長にお尋ねいたします。</p>
議 長	村長
村 長	私がですね、代表取締役としてふるさと村に関わる以前のことはですね、これまでの役員会の資料で推察するしかございませんが、以前は部門ごとの売上や経費などですね、大体四半期ごとに報告がされていて、ほんと報告だけで終わっていたという

	<p>状況がありました。これは直近の部分ですが、当時はどうであったかというのはちょっと分かりません。</p> <p>その報告じゃ不十分というか、課題分析ができないと、やっぱり次年度の計画というのは設定ができないという中で、現在においては毎月の部門ごとの売上と経費を報告し、その報告に対して専務の分析と役員の評価検討を毎回行っているところです。</p> <p>また総会に向けてですね、総会は実績、決算の報告が主になるんですが、総会に向けて月ごと、部門ごとの詳細な年間計画を策定し、その数字ですね。やっぱり計画上まだ黒字という計画がなかなか作れてないんですが、その数字を達成し、それを超えるためのですね、事業の方針、事業の方向性、人をどう使っていくか、そういった部分をしっかりと精査しながら、年間事業計画を作成しているところであります。</p> <p>その役員会の中でも新規事業とか利益を生めるような事業については、やっぱり一度菓子製造でちょっと独断で行った部分が焦げ付いて、すごく問題になったという部分もありましたが、やっぱり新規事業については、ある程度しっかりと目標を持ちながら行うのであれば、積極的にやっていくべきものではないかなというふうに思っております。</p> <p>ただ、それをきっちり役員会の中で了解をしてですね、個人に責任が行かないような形で行わなければいけない。そういう部分も含めて、最終的には今、水が当時の半分ぐらいの利用になってますので、それをどう増やしていくかとか、そういう形でですね、事業に取り組んでいるところでございます。以上です。</p>
議長	8番 佐々木紀嘉議員
8番	<p>事業計画を作成して、それに沿って目標達成ができるのかというの大事なことがあります。私も社員さんの努力は認めております。</p> <p>しかしながら大元の収入源が見いだせない状態だろうと思っておりますので、黒字計画もなかなか現実的には難しいのではなかろうかなというふうに思っております。</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>旧宝珠山村からの資本金2億3,500万円と出資者からの60万円を原資として事業を行っており、先ほど言いましたように社員の努力の跡は見えるかが、ふるさと村の今後の事業の展開と、それから村からの資本金のマイナスについて、村長はどのように考えているのか、お尋ねをいたします。</p>
議長	村長
村長	<p>ふるさと村の今後の事業展開、資本金のマイナスについては決算上ではあります。決算報告等もですね、毎年議会のほうに行っておりますが、資本金については、約1億円ですね、減少しているというのは、もう数字が示すところでございます。</p> <p>今後の事業展開としてはですね、やはり収入源である特産品の開発、販売と岩屋湧水の利用者の増加促進を引き続き取り組んでいく旨を聞いております。</p> <p>また、特産品に関しましては、ジビエを使用した新商品の商品化に向けて取り組んでいくほか、自社商品の販売だけでなく村のブランド認定品、小さな宝の販売にも積極的に関わって、現在も関わっておりますが、関わっていくと聞いているところであります。</p> <p>資本金のマイナスについては、ご存じのとおり赤字の累積によるもので、村としても現在劇的な改善点というものは見いだせない状況ではありますが、過去3年度については、特産品の販売や新規受託事業を社員一丸となって取り組んだこともあり、赤字が着実に減少しているという報告というか、数字がですね、出ているところであります。</p> <p>これからちょっと一般論にはなりますが、何より資本金が減ってる。これがですね、</p>

	<p>自分は資本金というのは貯金ではなくて借金であるというふうに認識を持たないと、会社は良くなつていかないというふうに思つておりますし、その旨は役員会等でも共有しているところであります。</p> <p>通常会社が新規収益事業に取り組もうとする時は、事業計画を作り、金融機関等に融資をお願いし厳しい審査を受け、利益を出し借金を返済するという流れがありますが、ふるさと村においては、資本金をどちらかと言えば留保金みたいな意識がこれまでずっとあったというふうに思つております。</p> <p>ですので、資本金が減つても貯金が減つたぐらいの感覚しかないと感じられるところも正直ありますし、貯金を少しでも減らさない努力しかしていないような気がしております。</p> <p>ふるさと村の収益源は現在のところ、水と特産品、また移動スーパーの手数料しかないと思っております。そのことを役員会でも常に確認をし、水汲み場のPR、特産品の開発と販路開拓などの取り組みをしっかりやって、現状の事業の内容でも赤字解消ができる目標に向けて努力をしているところでございます。</p> <p>今後は移動スーパーとコンビニの連携によるさらなる収益構造の構築や新規特産品開発への投資、投資は通常の会社であれば融資で資金確保するのですが、ふるさと村は赤字ですが、無借金経営でございます。収益事業のための投資は必要だと思っておりますので、先ほどのように、しっかり役員会もしくは全体の中でですね、事業内容を厳しく精査する中で、やっぱりゴーサインを出す勇気というものも必要ではないかなというところを、そういう取り組みをしないと経常的な黒字化は難しいのではないかと思っているところであります。</p> <p>併せて、当初のふるさと村のですね、設立目標を見ると、どちらかというと現在、宝珠山の観光協会の役割を担う部分もですね、当初の部分では見られておりまして、今回12月1日に設立したと言っておりました「東峰むらたび観光局」のですね、目標とほぼほぼ合致する部分がございます。</p> <p>観光や仕事、人材、食に関する部分、その当時その設立理念を踏まえて、計画どおりの事業展開ができていればですね、ちょっとタラレバの話にはなりますが、この村はかなり違ったものになっていたのではないかというふうに思つているところでございます。</p> <p>ただ、現状からですね、どう良くしていくか、これについて、しっかり村としてもふるさと村に関わっていきたいというふうに思つております。以上です。</p>
議長	8番 佐々木紀嘉議員
8番	<p>先ほど村長の答弁の中でジビエという言葉が出ましたので、有害鳥獣対策協議会の会長である村長と副会長の私共々、これについては頑張っていきたいと思っております。</p> <p>今、村長の答弁を、長かったために私も理解するには至つておりません。後で議事録を確認して、私の質問と合致しているかどうかは、確認してみたいというふうに思つております。</p> <p>その中で、資本金の減少についての言及が少しありました。私はやっぱり事業計画が達成されて、さらなる投資を行う自体ならば、この資本金のマイナスというのは、色んな面においてあり得ることもあるのかなと思いますが、やっぱり20数年来2、3回は黒字の年度があったとは思つておりますが、やはり資本金といえども旧宝珠山村に来た基金の関係の、村民の血税の減少だと言わざるを得ないのかなというふうに思つております。</p> <p>村長の答弁の中にも販路開拓等に取り組んで、現状でも赤字解消に努力をするというふうな言葉があつたというふうに思ひます。</p>

	<p>旧宝珠山村が経済の浮揚と考えたこの事業は活かさなくてはならないと、当時を知っている私とすればそう思っております。</p> <p>最後の質問ですが、株式会社宝珠山ふるさと村の今後の有効活用をどのように考えるのかであります。</p> <p>今現在ふるさと村はいぶき館、棚田親水公園、岩屋湧水、移動スーパー、それから村の特産品の販売等々を行っております。その中で特産品の販売数が少ないので厳しい面がありますが、言ってもなかなか特産品を作り出すことは難しいというふうに思います。やはり村の中の農産業それから色んな商業等の振興発展がなければ、特産品を作り出すというのは並大抵のことではないというふうに思っております。少量品目の特徴的な売り方は考えられるかもしれません。</p> <p>いずれにしましても赤字だから無くせとは言えません。やはり当時の旧宝珠山村が考えた第三セクターの意義をもう一度考え、東峰村での有効活用のベストは何かあるのか、村長にお尋ねしたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員さん言われるとおりだというふうに思っております。</p> <p>特産品の話ををしていただきました。特産品についても、これはもうふるさと村じやなくて村の産業振興全体に関わる部分ではございますが。</p> <p>イベント等での売上、また道の駅での売上、それについてはそこまで大きな金額ではございません。やっぱり一番大きいのは生協さんとかですね、そういったカタログのほうに載せていただく、これが結構やっぱ集中して数が出るというのもございますので、そういう営業行為と言いますか、広げるための活動は随意行っているところでございます。</p> <p>現状の事業を続けていくだけでは、やっぱり利益を出すことはできないのかなというふうに思っております。</p> <p>先ほど言っておりました、議員さんの話にもありました、現在ふるさと村が持っている手駒の中で、さらに伸ばせるものを伸ばしつつ、新規事業への積極的なチャレンジも今じゃないとできないのかなと思っております。人も必要だと思います。</p> <p>資本金を取り崩してもしっかりと投資をし、利益として回収できる事業を考えていかなければいけないというふうに考えて、一緒にですね、役員会の中でも認識を持っているところであります。</p> <p>ふるさと村に限らず村内には小石原陶の里、鼓の里、ふるさと村、あと竹棚田、また農業生産法人などですね、地域振興のための組織が数あります。村としては、そういう団体とネットワークを持ちながら、継続的に村に訪れる人、関係人口を増やしお金を落としてもらい、経済の好循環を作らない限り、やっぱり住民の感情として前向きになりにくいなというふうに思っておりますので、その中でもふるさと村は村全体を見渡したときに、村の将来また経済を担っていく存在だと思っております。</p> <p>もう少し時間はかかると思いますので、当面は第三セクターとして指定管理以外での移動販売、ほうしゅ楽舎の経営など、村が直営できない事業を請け負っていたりする中で、やっぱり今後利益が確保できる事業の展開をですね、考えていきたい、そのための組織として十分担っていける存在であるというふうに思っております。以上です。</p>
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>株式会社宝珠山ふるさと村については、やはり第三セクターを活かせるような、そういうふうな事業をこれからも頑張って取り組んでいただきたいというふうに私も思います。</p> <p>やはり行政の下、民間の効率性を活かして、地域振興や公共サービスの提供を目指</p>

	<p>す組織としても頑張ってほしいなというふうに思っております。これからふるさと村がやる事業あるいはやれる事業などが出てくるかもしれません。</p> <p>ただ、事業を進捗するためには、やはりマンパワーが足りないのではないか。事業をする上においてはやっぱりどうしても人手は要ります。現在の陣容で、次の新しい仕事とか色々な事業に取り組むというのは、なかなか難しいこともあるんじゃないかなというふうに思っております。私は、ふるさと村のさらなる発展を願っております。</p> <p>村長で、それから社長でもある眞田村長、あなたがやっぱりふるさと村の方向性を示すべきだろうと思っています。リーダーは方向を示さなければ、やはり部下は付いて来ません、やはり確固たる色々な思いの中で、このふるさと村の経営を行っていくと。役員会とか、それから社員の前でもやっぱり叱咤激励をして、奮起をやっぱり促してほしいというふうに思っております。</p> <p>最後に、村長の考えを聞いて、私の質問を終わります。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>この部分についてはですね、しっかり会社一丸となってですね、今取り組んでいただいております。その分についてですね、しっかり努力と申しますか、力をいただいていることについては、村長としてもですけど、社長としてもですね、感謝を常に申し上げているところであります。</p> <p>一つ今現状で言っているのは、やっぱり岩屋駅周辺、今水汲み場がございますが、やっぱり岩屋の水を活かした産業振興を行うにあたって、やっぱり地域と一体となって取り組まなければいけないんですけど、やっぱりその中心としてふるさと村があるべきという話はしておって、その分についてはしっかり方向性について、順次行っているところであります。</p> <p>村の中でもですね、農業の問題、またこういった特産品の問題、特産品は農業と直結いたしますので、そういった部分についても今後「東峰むらたび観光局」というものもできます。産業としてですね、どうやっていけるのか、地域の力をどうやって続けていけるのか、その中でやっぱりふるさと村、一応宝珠山という名前は付いておりますが、やっぱり村全体を視野に入れながら、小石原のほうにも会社はですね、地域振興の会社はございますので、協力をしながらですね、やっぱり全体を見て、やっぱり力を発揮しなきゃいけないというふうに思っておりますので、その分について、また今後ともですね、さまざまご意見とご助言をいただければというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
散 会	
議 長	<p>以上で一般質問を終わります。</p> <p>これをもちまして、本日の会議を終了します。</p> <p>明日11日は、午前9時30分から開会します。</p> <p>本日は、これにて散会します。</p>

(11時44分)

## 第7回 東峰村議会定例会会議録

令和7年12月11日  
( 第 3 日 )

東 峰 村 議 会

## 令和7年第7回東峰村議会定例会議事日程

令和7年12月11日開議

開会宣言

議事日程報告

日程第 1 承認第 4 号 専決処分の承認を求めるについて（専決第4号）

日程第 2 議案第45号 東峰村特別職の職員の給与等に関する条例及び東峰村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 議案第46号 東峰村一般職の職員の給与に関する条例及び東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議案第47号 東峰村過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）の変更について

日程第 5 議案第48号 令和7年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第5号）

日程第 6 議案第49号 令和7年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）

日程第 7 選挙第 2 号 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙について

日程第 8 閉会中の各委員会継続調査の申出について

開 議	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、9名です。</p> <p>定足数に達していますので、本日の会議を開きます。</p> <p>議事日程については、お手元に配布のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
議 長	これより、各議案の質疑、討論、採決を行います。
日程第1	
議 長	<p>日程第1 承認第4号「専決処分の承認を求めるについて（専決第4号）」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結します。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>ご意見はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、討論を終結します。</p> <p>採決します。</p> <p>承認第4号「専決処分の承認を求めるについて（専決第4号）」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手でお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、承認することに決定しました。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2 議案第45号「東峰村特別職の職員の給与等に関する条例及び東峰村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>ご意見はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第45号「東峰村特別職の職員の給与等に関する条例及び東峰村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手でお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第3	

議長	日程第3 議案第46号「東峰村一般職の職員の給与に関する条例及び東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 8番 佐々木紀嘉議員
8番	総括して2点ほどお尋ねしたいと思います。 まず、一般職の給与についてであります。 令和5年、令和6年のラスパイレス等を調べてみると、4.2%下がっているというふうな数字が県のほうからも公表されておりました。現在、東峰村職員の給与の位置についてはどのようにになっているのか、お尋ねしたいと思います。
議長	総務企画課長
総務企画課長	ラスパイレス、国家公務員の水準を100とした場合のポイントでございますけれども、今現在、言われていますとおり、6年度が92.6と4.2ポイントほど下がったというところで、県下での水準という形でよろしいでしょうか。 というと、位置的な問題で、平均よりは若干下になると思います。以上です。
議長	8番 佐々木紀嘉議員
8番	今、総務企画課長言われたとおり、令和5年が96.8%、令和6年については92.6%ということで、県下で、こういう言い方は失礼ですが、下から2番目ぐらいの位置にあるのかなというふうに思っております。 あえて、何で、ここでこれを聞いたかというと、やはり優秀な人材等々するために、ある程度の職員の給与というのはやっぱり確保しながら、この行政を運営してもらいたいという気持ちで、この質問をいたしました。 次の、もう一つですね、この資料、議案の43ページにあります東峰村一般職の任期付職員の条例についてを少しお尋ねしたいと思うんですが、第7条のほうに号給しかないんですね。1から5号給までしかない。 ということは、一般的にある何号俸、何等級、そういうものの等は、ここにはもうないのかというのと、任期付ですから、今度は1年、2年、3年、ずっと任期で採用されている間の昇給的なものはどのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。
議長	村長
村長	任期付職員の条例におけるこの第7条の規定においては、いわゆる特定任期付職員ということで、いわゆる弁護士さんとか、特定の高い技能を持った方に対する給与表の適用になっております。 通常今、うちの村でお雇している任期付さんについては、一般職の給与表の中の一番下の再任用職員ですね、その給与表を適用させていただいております。それぞれの役職において、これで1号と書いてます。1級、2級、3級における部分で、主査級であれば4級だったかな、そういう給与表を適用させていただいております。 質問にありました昇給については、結論としてはございません。その号給を適用するということで、ベアというか、人勘に関する部分のスライドは当然行います。 あとが、一応任期付さんが原則3年で、特に延長して5年においての期間という形で設定がされておりますので、その期間の間における昇給については、無いということでございます。 ラスパイレス、先ほど平和6年の92何某の分については、県内の順位においては57番目ということでございました。議員さんの考えている部分だと思っております。 ラスパイレスの要因については、これについてはもうご存じのことと思いますけ

	<p>ど、5年ごとの職員層における国家公務員との比較をしている分でございます。</p> <p>これまで災害前においてはですね、うちも96、97、その辺りのパーセンテージでございました。今が特に低いというのが、やはり任期付さんの部分とかもいろいろと職員の数値の中に計算上入ってきておりますので、その分でちょっと低めに出ているという実情はあるということでございます。</p> <p>近隣の自治体と比較しても、やっぱりそこで給料が低いとなると、選択の中で良い人材を揃えられない。もうこれは議員さんの思っている課題そのままでございますので、一般職における給与体系においては、他の自治体と違いというか、にある程度合わせているというところでですね、ですが、それはラスという数字の中できっちりと反映されるかというと、色んな計算の要因があって、今の数字が出ているということでございます。以上です。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>3点ほど質問したいと思います。</p> <p>33ページ以降ですね、行政職給料表のところなんんですけど、全号給に関して改正がかかっているかと思います。そのうえで新規採用の方々の初任給が高卒、大卒で、この変更によっていくらになるのか、お尋ねいたします。</p>
議長	村長
村長	<p>すみません、自分の記憶の中、もし違つてたら後で修正させていただきますが。</p> <p>高卒ですね、行政職の新規採用の初任給というのが1号級の9号に、今確か適用していたと思いますので、19万4千5百円が20万6千7百円に、この給与改正によって変わるということでございます。</p> <p>大卒につきましては、それから16下りますので、25というところで、その給与表の改正をですね、ご覧いただければというふうに思っております。以上です。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	続いてなんですかれども、大体35、36、37ページぐらいなんですかれども、各級においての号給が、改正前から改正後で、改正後に無くなっている号給があつたりしますけれども、これはどういった意味合いからでしょうか。
議長	総務企画課長
総務企画課長	こちらのほうですね、今回の国の改正表にあわせてですね、やっておりますので、今回の中で、要するにこの号給から下は無くなったということになります。
議長	村長
村長	<p>給与表の改正の中で、前の部分についてはもっと下まであった分が、今の改正ではなってないという部分だったと思います。</p> <p>元々の給与表がですね、ある中で、例えば3級、4級あたりにおいて、給与表の下限を超えて昇格をしない方という方が従前おられましたんで、そういう分において下駄を履かせるという表現もするんですけど、給与表を便宜上延ばしていたという経過がございます。</p> <p>現状のところその対象となる方がいないということで、今回の改正においては、この部分については、元に戻したという形になっているところでございます。以上です。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>最後なんですかれども、今回は一般職、任期付職員ということなんですかれども、会計年度職員については今回改正があつておりません。今回の一般職の給与改善と言いますか、この改正を行うと、また会計年度との差が開いてしまうのかなというところで、会計年度職員の待遇改善等はどうなるんでしょうか。</p> <p>今回、会計年度の改正がない理由について、お尋ねいたします。</p>

議長	総務企画課長
総務企画課長	<p>会計年度職員の関係につきましてもですね、今回は行っておりませんが、3月議会にてですね、議案のほうを上程させていただきたいと考えております。</p> <p>今回出さなかった理由としましてはですね、遡及の関係がございましたもので、今は会計年度職員さんは、3月に議案を上程することとしております。以上です。</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結します。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>ご意見はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第46号「東峰村一般職の職員の給与に関する条例及び東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第4	
議長	<p>日程第4 議案第47号「東峰村過疎地域持続的発展計画の変更について」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>ご意見はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第47号「東峰村過疎地域持続的発展計画の変更について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第5	
議長	<p>日程第5 議案第48号「令和7年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第5号）」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>6番 高橋弘展議員</p>
6番	<p>58ページをお願いいたします</p> <p>2款1項5目財産管理費の設備修繕費に関してです。</p> <p>旧アクアクレタの給湯設備の漏水ということで、結構額が高額となっております。</p> <p>この度12月にプロポーザルと言いますか、審査があって、一応候補者が決まって</p>

	<p>いるかと思います。</p> <p>この設備が果たして必要なものなのかというのか、そもそもこれが必要設備ということでプロポーザルにかかっていたのか、ちょっと770万の給湯設備というとちょっと高額なのかなと思って、どういった範囲の給湯設備なのか、まずご説明をお伺いしたいなと思います。</p>
議長	総務企画課長
総務企画課長	<p>まず、こちらの給湯設備の関係でございますが、こちらはアクアクレタにする際に、改修の形というか、アクアクレタをする時に付けられたものでございます。</p> <p>全館に給湯、宿泊施設ですので、そういう配管がされております。その分での給湯設備で、物自体は結構デカいんですけども、3連ユニットになっておりまして、1棟が調理場、それとか2棟目が2階全域、3連目が1階フロアとか、そういう形になっております。</p> <p>この設備のほうを管理するところで、総務企画課の管財係のほうが破産管財人からのこの公共物の引き渡しを受けて、令和6年の5月から管理という形をしているんですけど、令和7年の2月にですね、先日言いましたとおり、寒波におきまして、その中の配管というか、そのユニットの中の配管が破れたことによりまして、漏水が全部の機械にあたったような形になって、ちょっともう破損してしまっているという形でございます。</p> <p>状況的には、そういった状況を、今回、先ほど議員さんが言われるとおり、アクアクレタの候補者等々が決まっておりますので、原因的には村が管理してた時にですね、そういう破損が起きたので、早急に修理というか、復旧する必要がございましたので、補正で上げさせていただいたところでございます。以上です。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>壊れてしまったものはしようがないんですけど、アクアクレタを整備したって、前回開業したのが令和2年ぐらいだったと思うんですけども、それから5年余りで破損して770万の修繕というのはちょっと高すぎやしないかと。ライフサイクルコストを考えたとしても、5年償却のものではないような代物ではないかなと思いますが、その辺の管理についてはいかがなんでしょうか。</p>
議長	総務企画課長
総務企画課長	<p>これ言いますと、言い訳になってしまふところが多ございます。</p> <p>管理におきましてはですね、十分総務企画課としましては、管理において結構電圧とかもかかっておりましたので、高電圧関係はもうちょっとうちのほうが管理するときに落とした。もちろん低コストで管理しなければなりませんので落としたり、水の関係もですね、結構管理上では不用なので閉めたりもしてたんですけど、やはり中の溜水というところまではですね、どうしても管理上できなかつたもので、冬場に漏水が起きたというところが原因ではございます。以上です。</p>
議長	村長
村長	<p>アクアクレタの分については、管理の状況については、先ほど課長が申したとおりではございます。</p> <p>施設の部分の給湯ボイラーについては、見えるところになかった部分もございまして、先ほど言ったとおり、電気をですね、止めておいた部分において、そのフォローする凍結防止の機能が動かないというのを職員が十分理解しないところで、やっぱり水抜き等の作業をですね、行っていなかった。これは、先ほど申したとおりでございます。</p> <p>それが、やはり常に人がいなかつたんで、発見が遅れた分があつて、その分が機械全体に被害を及ぼしたということで、今回の分については、そういった事情において、</p>

	やっぱり次の業者に引き渡すときにですね、そういう不具合は解消して渡さなければいけないので、今回の修繕費を上げさせていただいたというところでございます。以上です。
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>別の質問です。</p> <p>議案説明の際に、補足資料として提出していただいた6ページをご覧ください。</p> <p>8款1項5目の水源保全事業費の水源涵養基金への戻入というところについてです。</p> <p>理屈としては理解はできるんですけれども、予算組みのところについてお伺いしたいのが、基本的に支出されているこの事業内容において、充当額を、結構支出額というか予算規模に合わせて充当額を当てはめているわりには、充当額のうちの対象事業があまりにも小さすぎるような気がして、今回結構大きな戻入額というのが出ているような気がして、なんか事業全体にこの水源涵養基金を一旦どーんと充てときながら、なんか対象事業が少なすぎるようなこの予算組みの仕方なんですけども。</p> <p>大体この小石原地域でやれる事業というのは読めるので、それに併せてされておかないと、結局のところなんか当初の予算の時には、水源涵養基金でできるのかなと思いながら、結局は一般財源じゃないですかというところに見えててしまうので、一体このちょっと予算組みの仕方というのは、どうなっているかだけ説明をお願いしてもよろしいでしょうか。</p>
議長	農林建設課長
農林建設課長	<p>ご質問にお答え申し上げます。</p> <p>確かに予算組みのところでですね、昨年度もこういったやり方をやっているのを分かりましてですね、実際のところ本来あるべき姿というのは、私が思うのは、実際小石原地区という限定されたところに限ってますので、予算の配分のところで充当する額というのは大枠分かっておりますので、一般財源と基金と分けてですね、配分するというのが妥当な考え方だと思ってますので、そこは事業課、担当課の農林建設課のほうですね、予算の配分の総務企画課とのですね、調整不足があったのかなと今感じていますので、今後見直ししていくようなところが必要になってくると思っております。以上でございます。</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>ご意見はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第48号「令和7年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第5号）」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手でお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第6	
議長	<p>日程第6 議案第49号「令和7年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p>

	(質疑なし)
議長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから討論を行います。 ご意見はありませんか。 (討論なし)
議長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第49号「令和7年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第7	
議長	日程第7 選挙第2号「福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙について」を、議題といたします。 福岡県介護保険広域連合規約第8条第2項の規定により、関係市町村の議会の議員及び長のうちから1名を選挙するものであります。 お諮りいたします。 選挙の方法については、地方自治法第118条2項の規定により指名推薦にしたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、選挙方法については、指名推薦で行うことを決定いたしました。 お諮りいたします。 指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、指名の方法は、議長が指名することに決定をいたしました。 福岡県介護保険広域連合議会議員に、東峰村長 真田秀樹氏を指名します。 お諮りいたします。 議長が指名した東峰村長 真田秀樹氏を当選人と定めることにしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、ただ今指名しました東峰村長 真田秀樹氏が、福岡県介護保険広域連合議会議員に当選されました。 会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。
日程第8	
議長	日程第8 「閉会中の継続調査申出書」を、議題といたします。 本件につきまして、議会運営委員会、各常任委員会、議会広報特別委員会から、閉会中の継続調査申出がなされております。 お諮りします。 委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉会	
議長	<p>以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。</p> <p>村長よりあいさつの申し出があつてあります。</p> <p>これを許可いたします。</p> <p>村長</p>
村長	<p>閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。</p> <p>12月9日から本日まで令和7年第7回東峰村議会定例会を開催し、議員皆様の慎重審議をいただき、執行部より提案をいたしましたすべての議案等について、原案どおりご可決いただきましたことを厚く御礼申し上げます。</p> <p>議案審議の中でいただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の行政運営にしっかりと生かしていく所存であります。</p> <p>さて、あつという間に今年も残りわずかとなりました。皆様ご存じのとおり、先週6日からBRTひこぼしラインの眼鏡橋のライトアップが始まりました。</p> <p>併せて、14日からはBRTのしゃくなげカラー、水郷カラー、棚田カラー、この3色のBRTにゲームキャラクター、スーパーマリオのキャラクターがラッピングされて、沿線の皆様の目を楽しませてくれることとなっております。</p> <p>また13日には、宝珠山駅のカフェポポがグランドオープンをいたします。ご利用いただき、BRT振興、利用促進へのご協力を改めてお願いするものであります。</p> <p>さらに14日には、JA東峰支店においてJA感謝祭が開催されます。少し天気が心配されますが、村民の皆様に楽しんでいただければと思っているところでございます。</p> <p>年末年始何かと気ぜわしい日々が続くと思いますが、議員各位におかれましては、お体をご自愛され、さらにご活躍をいただきますよう心からお願い申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。お疲れ様でございます。ありがとうございました。</p>
議長	<p>これをもちまして、令和7年第7回東峰村議会定例会の全日程を終了いたします。</p> <p>(10時05分)</p>
	<p>上記会議の経過を記載し、その相違ないことを 証するために署名する。</p> <p>議長</p> <p>議員</p> <p>議員</p>